

潟上市地域防災計画 (案)

平成 2 7 年 3 月

目 次

第1編 総則

第1節	計画の目的及び概要	1
第2節	防災に関する組織及び実施責任	3
第3節	防災関係機関の業務大綱	6
第4節	活動体制	13
第5節	職員の動員	24
第6節	市の概況	26
第7節	既往災害	29
第8節	被害の想定	34

第2編 一般災害対策

第1章	災害予防計画	41
第1節	防災知識の普及・啓発	41
第2節	自主防災組織等の育成	45
第3節	防災訓練の実施	47
第4節	情報収集・伝達体制の整備	48
第5節	避難体制の整備	50
第6節	物資等供給体制の整備	53
第7節	通信施設災害予防対策	55
第8節	水害予防対策	59
第9節	火災予防対策	60
第10節	危険物施設等災害予防対策	62
第11節	建築物災害予防対策	66
第12節	土砂災害予防対策	67
第13節	公共施設の災害予防対策	69
第14節	風害の予防対策	72
第15節	雪害の予防対策	73
第16節	農林漁業災害の予防対策	77
第17節	危険物等大量流出災害の予防対策	78
第18節	文化財災害の予防対策	79
第19節	特殊災害の予防対策	80
第20節	廃棄物処理体制の整備	82
第21節	医療救護体制の整備	83
第22節	緊急輸送体制の整備	84
第23節	要配慮者支援体制の整備	85
第24節	災害ボランティア活動支援体制の整備	87
第25節	広域応援体制の整備	88
第26節	大規模停電対策	89

第2章	災害応急対策計画	90
第1節	自衛隊災害派遣要請	90
第2節	広域応援	93
第3節	予報、警報等の発表・伝達	96
第4節	災害情報の収集・報告	98
第5節	通信運用	101
第6節	災害広報	103
第7節	避難	105
第8節	消防・救助活動	111
第9節	水防活動	114
第10節	災害警備	115
第11節	緊急輸送	117
第12節	救援物資の調達・輸送・供給	120
第13節	給水・給食	122
第14節	医療救護	124
第15節	災害ボランティア活動の支援	126
第16節	公共施設等の応急対策	128
第17節	危険物施設等の応急対策	132
第18節	危険物等運搬車両事故対策	136
第19節	防疫、保健衛生	138
第20節	動物の管理	139
第21節	廃棄物対策	140
第22節	遺体処理・埋火葬	142
第23節	文教対策	144
第24節	住宅応急対策	146
第25節	竜巻対策	148
第26節	火山噴火対策	149
第27節	災害救助法の適用	151
第3章	個別事故災害対策計画	154
第1節	海上災害応急対策	154
第2節	流出油等の防除対策	156
第3節	航空機事故対策	158
第4節	原子力施設災害対策	161
第5節	鉄道・道路事故対策	162

第3編 地震災害対策

第1章	災害予防計画	163
第1節	火災予防対策	163
第2節	建築物災害予防対策	165
第3節	公共施設災害予防対策	167
第4節	農業災害予防対策	170

第5節	積雪期の地震災害予防対策	171
第6節	行政機能の維持確保対策	173
第2章	災害応急対策計画	174
第1節	地震情報の伝達	174
第2節	ライフライン施設応急対策	178
第3節	地震避難	186

第4編 津波災害対策

第1章	災害予防計画	189
第1節	防災知識の普及・啓発	189
第2節	津波避難体制の整備	190
第3節	津波防御施設等の整備	191
第2章	災害応急対策計画	192
第1節	津波情報の伝達	192
第2節	津波避難	196

第5編 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧	198
第2節	農林漁業の経営安定	201
第3節	被災中小企業の振興等の経済復興支援	202
第4節	被災者の生活支援	203
第5節	義援金の受入れ及び配分に関する計画	207
第6節	激甚災害の指定	208

第 1 編 総則

第1節 計画の目的及び概要

1 計画の目的

この計画は、潟上市防災会議が「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき策定するもので、災害等に関し、予防、応急及び復旧・復興等の対策を実施するために、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め、市域、市民及び滞在者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2 計画の位置づけ

この計画は、本市の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、防災基本計画、秋田県地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等との整合を有するものである。また、この計画の実施細目は、市をはじめとする防災関係機関が別途定めるものである。

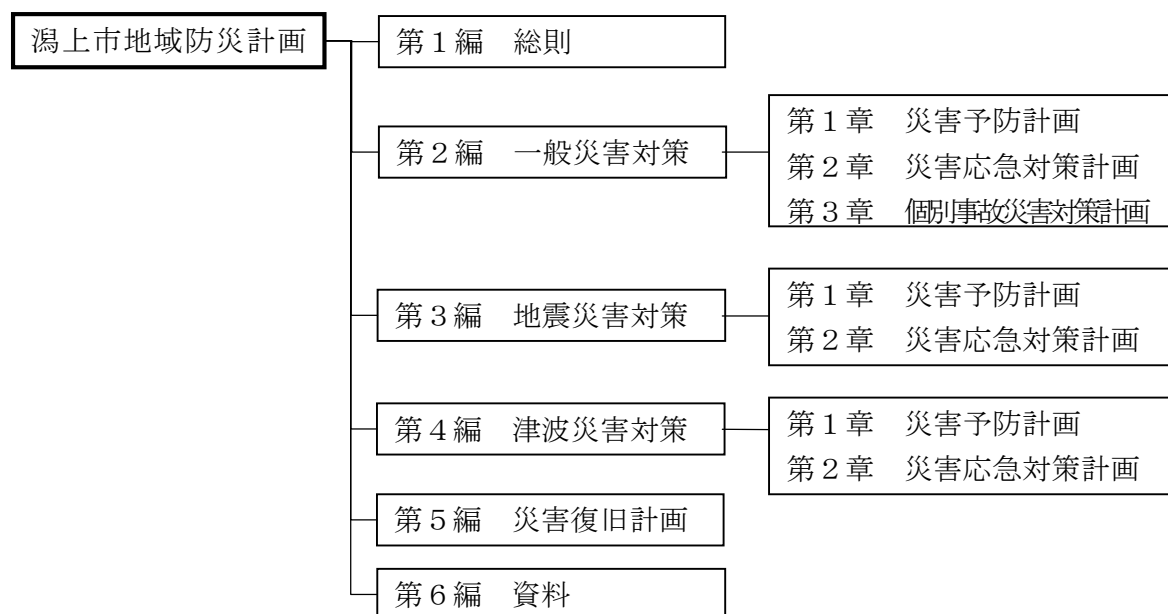
3 計画の対象となる災害

この計画の対象とする災害は、災害対策基本法第2条に定義されたもので、概ね、次のとおりである。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

4 計画の構成

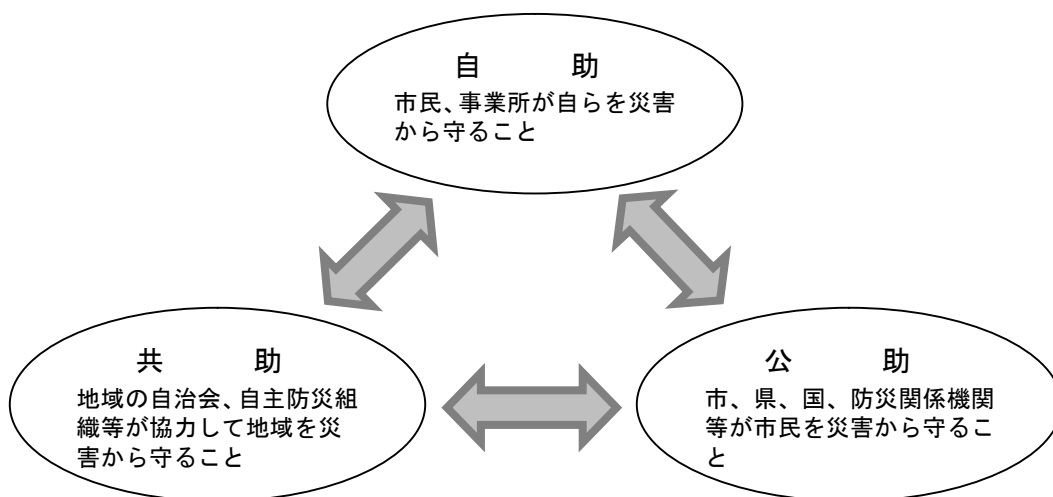
本計画は、次の構成とする。



5 計画の推進

大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域が中心となって、「自らの命、安全、財産を自ら守る」、「地域の安全等を自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが必要である。

そのため、潟上市では、「市民、事業所」、「地域の自治会、自主防災組織等」、「市、県、国、防災関係機関等」の三者がそれぞれの役割に応じて協力して行う「自助・共助・公助」により計画を推進することを基本とする。



6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議においてこれを修正し、議会で承認を得る。

ただし、軽微な修正については、事務局で修正を行い防災会議に報告する。

第2節 防災に関する組織及び実施責任

1 計画の修正

(1) 防災会議の目的

潟上市防災会議は、災害対策基本法第16条及び潟上市防災会議条例に基づいて設置される機関であり、潟上市地域防災計画を作成しその実施を推進するとともに、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的とする。

(2) 防災会議の組織

防災会議は、潟上市防災会議条例第3条に基づき、次の会長及び委員によって組織する。

会長	市長
委員	① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者（3人） ② 秋田県の知事の部内職員のうちから市長が任命する者（5人） ③ 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者（1人） ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する者（7人） ⑤ 潟上市教育委員会の教育長（1人） ⑥ 男鹿地区及び湖東地区消防長及び市の消防団長（3人） ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者（7人） ⑧ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者（3人以内） ※防災会議に専門の事項を調査させるための専門委員 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 防災関係機関

(1) 県の責務（災害対策基本法第4条）

県は、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(2) 指定地方行政機関の責務（災害対策基本法第3条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災害対策基本法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務（災害対策基本法第7条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。

また、市、その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

3 市民、自治会、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自治会、自主防災組織及び事業所は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。

(1) 市民に期待する役割

市民は、「自らの命、安全、財産を自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- ① 防災に関する知識の習得
- ② 地域の危険箇所等の把握と認識
- ③ 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策
- ④ ブロック塀等の改修
- ⑤ 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
- ⑥ 避難場所及び避難路の確認
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑧ 医薬品等の備蓄
- ⑨ 各種防災訓練への参加
- ⑩ 積雪時における除雪の励行

イ 災害発生時

- ① 正確な情報の把握
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 適切な避難の実施
- ④ 救助・救出活動
- ⑤ 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力
- ⑥ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援

(2) 自治会、自主防災組織に期待する役割

自治会、自主防災組織等のコミュニティ防災の中心となる団体は、「地域の安全等を自分たちで守る」という「共助」の視点から、地域防災力を向上させ、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- ① 防災知識の広報・啓発（地域・家庭内の安全対策）
- ② 地域の災害危険箇所や避難場所等の周知
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 防災資機材等の整備
- ⑤ 避難行動要支援者の避難体制の構築
- ⑥ 市以外の他団体と連携した訓練の実施

イ 災害発生時

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 出火防止、初期消火
- ③ 救助・救出活動
- ④ 避難誘導、避難所の開設・運営等
- ⑤ 給食・給水
- ⑥ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援

(3) 事業所に期待する役割

事業所は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- ① 防災責任者の育成及び従業員への防災教育
- ② 建築物の耐震化の促進
- ③ 火を使用する設備、危険物施設等の点検及び安全管理
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 自衛消防隊の結成と消防計画の作成
- ⑥ 地域防災活動への参加及び協力
- ⑦ 防災資機材等の整備
- ⑧ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑨ 広告、外装材等の落下防止

イ 災害発生時に実践が必要となる事項

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 従業員、利用者等の避難誘導
- ④ 救助・救出活動
- ⑤ ボランティア活動への支援
- ⑥ 地域における対策活動への協力

第3節 防災関係機関の業務大綱

1 市

機関の名称	業務大綱
市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (3) 災害情報の収集・伝達及び被害の調査・報告に関すること (4) 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成・育成及び強化に関すること (5) 県その他防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること (6) 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること (7) その他地域防災の推進に関すること

2 県

機関の名称	業務大綱
県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (3) 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること (4) 他の防災関係機関との連絡調整に関すること (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること (6) 災害時の文教対策及び警備対策に関すること (7) 防災に関する知識普及、教育、訓練に関すること (8) 市町村防災業務の助言・調整に関すること

3 消防関係団体

機関の名称	業務大綱
男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部	(1) 消防力の整備に関すること (2) 防災のための調査に関すること (3) 防災教育、訓練に関すること (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること (5) 災害時の避難、救助及び救急に関すること (6) 消防団との連絡調整に関すること (7) 災害対策本部の消防業務の分担に関すること (8) その他災害対策に関すること

4 指定地方行政機関

機関の名称	業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること (4) 関係機関との連絡調整に関すること
東北総合通信局	(1) 放送・通信設備の耐震性確保に関すること (2) 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局（秋田財務事務所）	(1) 災害状況の調査に関すること (2) 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること (3) 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること (4) 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること (5) 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局	(1) 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること (2) 被災者に対する職業あっせんに関すること
東北農政局	(1) 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること (2) 農業災害に係る資金融資に関すること (3) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局	(1) 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること (2) 国有林野の林野火災の防止に関すること (3) 国有林林道その他施設の整備保全に関すること (4) 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	(1) 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること (2) 災害時の物価安定対策に関すること (3) 被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部（東北支部）	(1) 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること (2) 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること

第1編 総則
第3節 防災関係機関の業務大綱

	(3) 鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北地方整備局(秋田河川国道事務所)	(1) 国の直轄土木施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること (2) 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること (3) 気象警報の伝達に関すること
東北運輸局(秋田運輸支局)	(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
東京航空局(秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	(1) 災害時における航空保安対策に関すること (2) 災害時における緊急航空輸送、及び遭難航空機の捜索、救助に関すること
仙台管区気象台(秋田地方気象台)	(1) 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること (3) 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること (6) 災害の発生が予測される時々、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること (7) 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
第二管区海上保安本部(秋田海上保安部)	(1) 海上における災害警備、海難救助対策に関すること (2) 船舶交通の安全確保に関すること。 (3) 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること
東北防衛局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
東北地方環境事務所(鹿角自然保護官事務所・秋田自然保護官事務所)	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握、必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること

5 自衛隊

機関の名称	業務大綱
陸上自衛隊第 21 普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、航空自衛隊第 33 警戒隊	(1) 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援航空自衛隊及び応急復旧活動に関すること

6 指定公共機関

機関の名称	業務大綱
独立行政法人国立病院機構（本部北海道東北ブロック事務所）	(1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること
日本銀行（秋田支店）	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること (5) 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社（秋田県支部）	(1) 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること (2) 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること (3) 義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会（秋田放送局）	(1) 気象予報、災害情報等の報道に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東日本高速道路株式会社（東北支社秋田管理事務所）	(1) 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること
東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社） 日本貨物鉄道株式会社（東北支社秋田総合鉄道部）	(1) 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること (2) 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること
東日本電信電話株式会社（秋田支店）、 株式会社NTTド	(1) 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること (2) 災害時における非常通話の運用に関すること

第 1 編 総則
第 3 節 防災関係機関の業務大綱

コモ（東北支社秋田支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（東北支店）、KDD I 株式会社（東北総支社）、ソフトバンクテレコム株式会社（東北事業所）、ソフトバンクモバイル株式会社（東北事業所）	（3）気象警報の伝達に関する事
日本郵便株式会社（秋田中央郵便局）	（1）災害時における郵便業務の確保に関する事
日本通運株式会社（秋田支店）、佐川急便株式会社（北東北支店秋田営業所）、ヤマト運輸株式会社（秋田主管支店）、福山通運株式会社、西濃運輸株式会社	（2）災害時における救助物資等の輸送に関する事
東北電力株式会社（秋田支店）	（1）電力施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 （2）災害時における電力供給の確保に関する事

7 指定地方公共機関

機関の名称	業務大綱
土地改良区（新城川土地改良区、飯田川土地改良区、昭和土地改良区、天王土地改良区）	（1）ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事 （2）農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事
秋田テレビ株式会社、株式会社秋田放送、秋田朝日放送株式会社、株式会社エフエム秋田、株式会社秋田ケーブルテレビ	（1）気象予報、災害情報等の報道に関する事 （2）防災知識の普及に関する事 （3）放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事

第1編 総則
第3節 防災関係機関の業務大綱

一般社団法人秋田県LPガス協会、湖東瓦斯株式会社	(1) ガス供給施設の防災に関すること (2) 被災地に対する燃料供給確保に関すること (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋田中央交通株式会社、秋田中央トランスポート株式会社、公益社団法人秋田県トラック協会	(1) 被災地の人員輸送の確保に関すること (2) 災害時の応急輸送対策に関すること (3) 緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人秋田県医師会、秋田県厚生農業協同組合連合会、一般財団法人秋田県成人病医療センター、公益社団法人秋田県看護協会、一般社団法人秋田県薬剤師協会、一般社団法人秋田県歯科医師会	(1) 災害時における医療救護活動に関すること (2) 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人秋田県建設業協会	(1) 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	業務大綱
一般社団法人男鹿潟上南秋医師会、一般社団法人男鹿市南秋田郡歯科医師会、特例社団法人秋田中央薬剤師会	(1) 災害時における医療救護及び助産活動に関すること (2) 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
病院、診療所	(1) 災害時における収容者の保護対策に関すること (2) 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること (3) 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
あきた湖東農業協同組合、秋田みなみ農業協同組合、秋田県漁業協同組合天王支所、八郎湖増殖漁業協同組合	(1) 市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること (2) 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること (3) 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関すること (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること (5) 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること

第 1 編 総則
第 3 節 防災関係機関の業務大綱

社会福祉法人潟上市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の援護に関する事 (2) 災害ボランティアに関する事 (3) 要配慮者に対する支援に関する事
潟上市商工会	(1) 県、市が行う商工業関係の被害調査の協力に関する事 (2) 被災商工業者に対する融資あっせんに関する事 (3) 災害時における物価安定対策に関する事 (4) 救助用物資、復旧資機材の調達あっせんに関する事
湖東森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 (2) 被災組合員に対する融資又はあっせんに関する事
社会福祉施設	(1) 災害時における入所者の保護対策に関する事 (2) 避難用設備の整備と避難訓練に関する事 (3) 要配慮者に対する支援に関する事
金融機関	(1) 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する事
学校法人	(1) 避難用設備の整備と避難訓練に関する事 (2) 教育施設の防災管理及び災害復旧に関する事 (3) 被災時における応急教育対策に関する事
文化財管理者	(1) 文化財の防災及び避難対策に関する事
危険物取扱所等	(1) 石油類等危険物の防災管理に関する事 (2) 災害時における燃料等の供給に関する事

第4節 活動体制

1 配備体制

(1) 地震・津波

地震・津波災害時の配備基準は、次のとおりとする。

■配備基準

配備体制		基準	任務
準備体制	準備体制	1 市域で震度3の地震を観測したとき 2 総務課長が必要と認めたとき	・地震、津波情報（余震等含む）の収集・伝達
警戒準備体制	警戒本部の設置準備（警戒部）	1 市域で震度4の地震を観測したとき 2 秋田県に津波注意報が発令されたとき 3 総務部長が必要と認めたとき	・地震、津波情報（余震等含む）の収集・伝達 ・警戒本部設置準備
警戒体制	警戒本部設置	1 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき 2 秋田県に津波警報が発令されたとき 4 副市長が必要と認めたとき	・警戒本部の設置 ・警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務 ・警戒本部事務職員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。
災害体制	災害対策本部設置	1 市域で震度6弱以上の地震を観測したとき 2 秋田県に津波警報・大津波警報が発令されたとき 3 市長が必要と認めたとき	・本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務 ・本部職員は、当該対策本部員の指示を受け、被害の発生に備えるとともに、所掌する業務の遂行

■職務代行順位

警戒準備体制	総務部長が不在の場合：1 市民福祉部長 2 総務課長
警戒体制	副市長が不在の場合：1 総務部長 2 市民福祉部長
災害体制	市長が不在の場合：1 副市長 2 教育長 3 総務部長

(2) 風水害等

風水害時及び事故災害の配備基準は、次のとおりである。

■配備基準

配備体制		基準	任務
準備体制	警戒室	1 市域に大雨・洪水気象等予警報が発表されたとき 2 総務課長が必要と認めたとき	・気象情報の収集・伝達 ・その他、総務課長が必要と判断する事項
警戒準備体制	警戒本部の設置準備（警戒部）	1 市域に大雨・洪水警報が発表されたとき 2 台風による被害が予想されるとき 3 総務部長が必要と認めたとき	・地震、津波情報（余震等含む）の収集・伝達 ・警戒本部設置準備
警戒体制	警戒本部設置	1 風水害による被害が広範囲で確認されたとき 2 床下浸水が確認されたとき 3 副市長が必要と認めたとき	・警戒本部の設置 ・警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務 ・警戒本部事務職員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。
災害体制	災害対策本部設置	1 床上浸水が確認されたとき 2 広域的被害が発生したとき 3 市長が必要と認めたとき	・本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務 ・本部職員は、当該対策本部員の指示を受け、被害の発生に備えるとともに、所掌する業務の遂行

■職務代行順位

警戒準備体制	総務部長が不在の場合：1 市民福祉部長 2 総務課長
警戒体制	副市長が不在の場合：1 総務部長 2 市民福祉部長
災害体制	市長が不在の場合：1 副市長 2 教育長

2 準備体制

(1) 設置基準

災害警戒本部の設置基準は「1 配備体制」による。

(2) 活動の内容

ア 指揮責任者

準備体制の指揮責任者は、総務課長とする。

イ 活動内容

総務課危機管理班、都市建設課（建設管理班・技術管理）の職員で、災害情報の収集・伝達を行う。

また、災害が発生したときは、程度に応じ警戒準備体制の配備ができるよう準備する。

(3) 設置場所

市庁舎に設置する。

(4) 廃止

総務課長は、災害の発生するおそれが解消したと認められるときは準備体制を解除、廃止する。

3 警戒準備体制及び警戒体制（警戒本部）

(1) 設置基準

災害警戒本部の設置基準は「1 配備体制」による。

(2) 活動の内容

警戒準備体制及び警戒本部の組織及び任務は、次のとおりとする。

ア 指揮責任者

- ① 警戒準備体制での指揮責任者は総務部長とする。
- ② 警戒体制での警戒本部長は副市長とする。
- ③ 警戒準備体制時の責任者及び警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策実施上の事項について、基本方針を決定する。

イ 警戒本部員

警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、警戒本部長とともに警戒本部会議を構成し、警戒対策に関する基本方針を審議する。

警戒本部員は別表「配備体制組織図」に掲げる職にある者をもって充てる。

(3) 警戒本部会議

警戒本部長は、警戒対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、警戒本部会議を招集する。

ア 職員の配備体制（動員を含む。）に関すること。

イ 災害情報等の収集及び伝達に関すること。

ウ 警戒対策の実施に係る調整に関すること。

エ その他必要な警戒対策に関すること。

(4) 廃止

災害警戒本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、災害警戒本部の廃止を決定する。

警戒室（準備体制）

室長
総務課長

総務課・総務班、危機管理班＋4人

都市建設課長＋7人

警戒部（警戒準備体制）

部長
総務部長

総務課長＋15人

企画財政課長＋3人

財政課長＋3人

税務課長＋4人

市民福祉部長

市民課長＋2人

長寿社会課長＋3人

健康推進課長＋1人

福祉事務所長

社会福祉課長＋3人

産業建設部長

都市建設課長＋12人

産業課長＋3人

水道局長

上下水道課長＋2人

教育部長

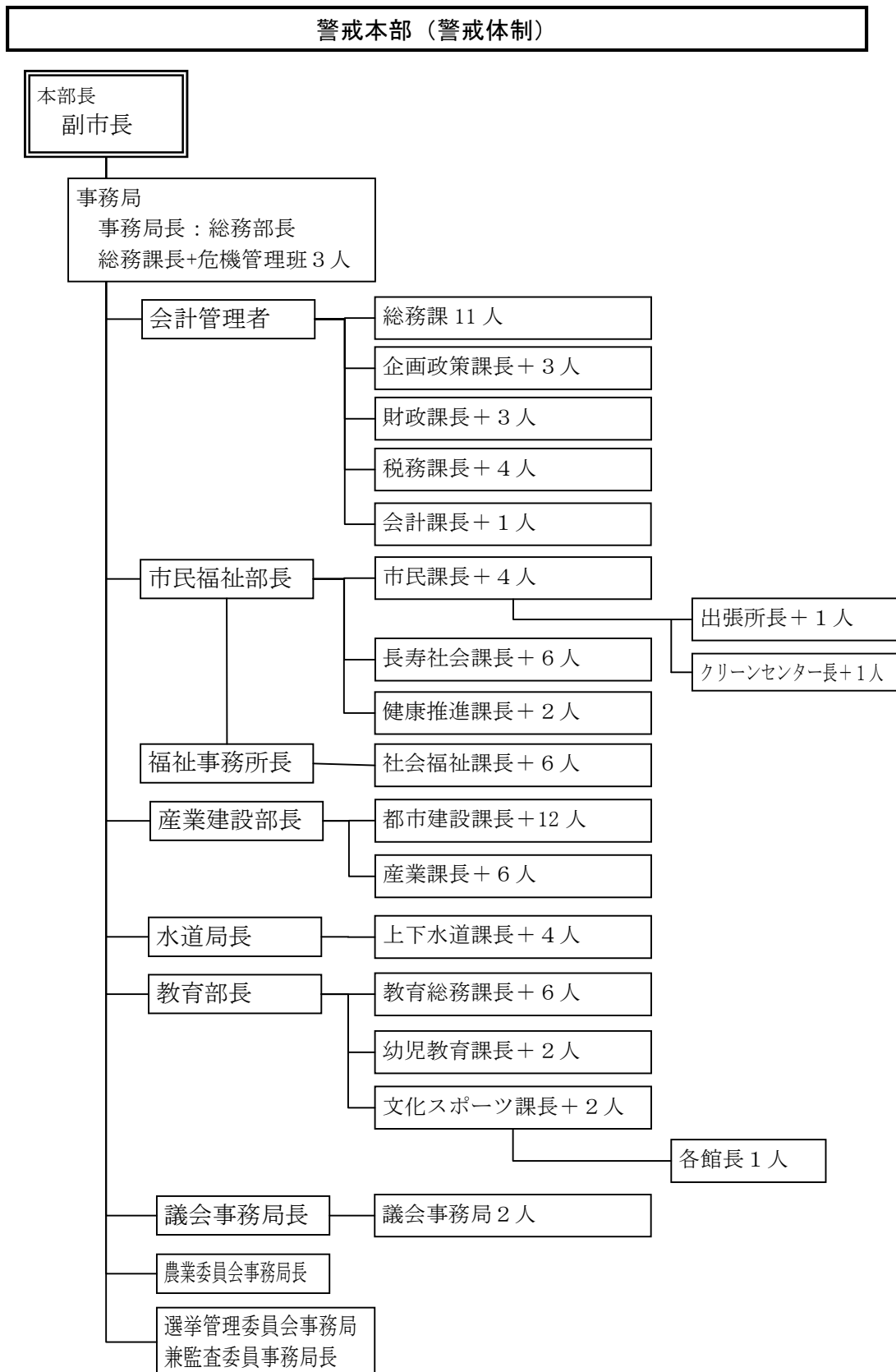
教育総務課長＋3人

幼児教育課長＋1人

文化スポーツ課長＋2人

会計管理者

議会事務局長



4 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、「1 配備体制」による。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎に設置する。

ただし、災害対策本部は、庁舎が被災し危険な状態等にある場合に、安全が確認された他の公共施設に設置する。

(3) 廃止

本部長は、次の場合に本部を廃止する。

ア 災害による危険がなくなったと認められるとき

イ 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認められるとき

(4) 設置及び廃止の通知

市は、災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システムを通じて県に通知する。

さらに、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部及び五城目警察署に連絡する。

また、報道機関を通じて市民に周知する。

(5) 組織及び任務

災害対策本部の組織及び任務は、「潟上市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 本部長及び副本部長

① 本部長は、市長とする。また、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

② 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について、基本方針を決定する。

③ 副本部長は、本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、本部長の代理順位は、次のとおりとする。

第1位 副市長、第2位 教育長、第3位 総務部長

イ 本部員

① 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

② 本部員は、「災害対策本部組織図」に掲げる職にある者をもって充てる。

③ 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

ウ 本部連絡員

① 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。

- ・当該部局の所管する事項の被害状況、応急対策の実施状況を集約すること
- ・本部会議の審議事項を当該部局に伝達すること

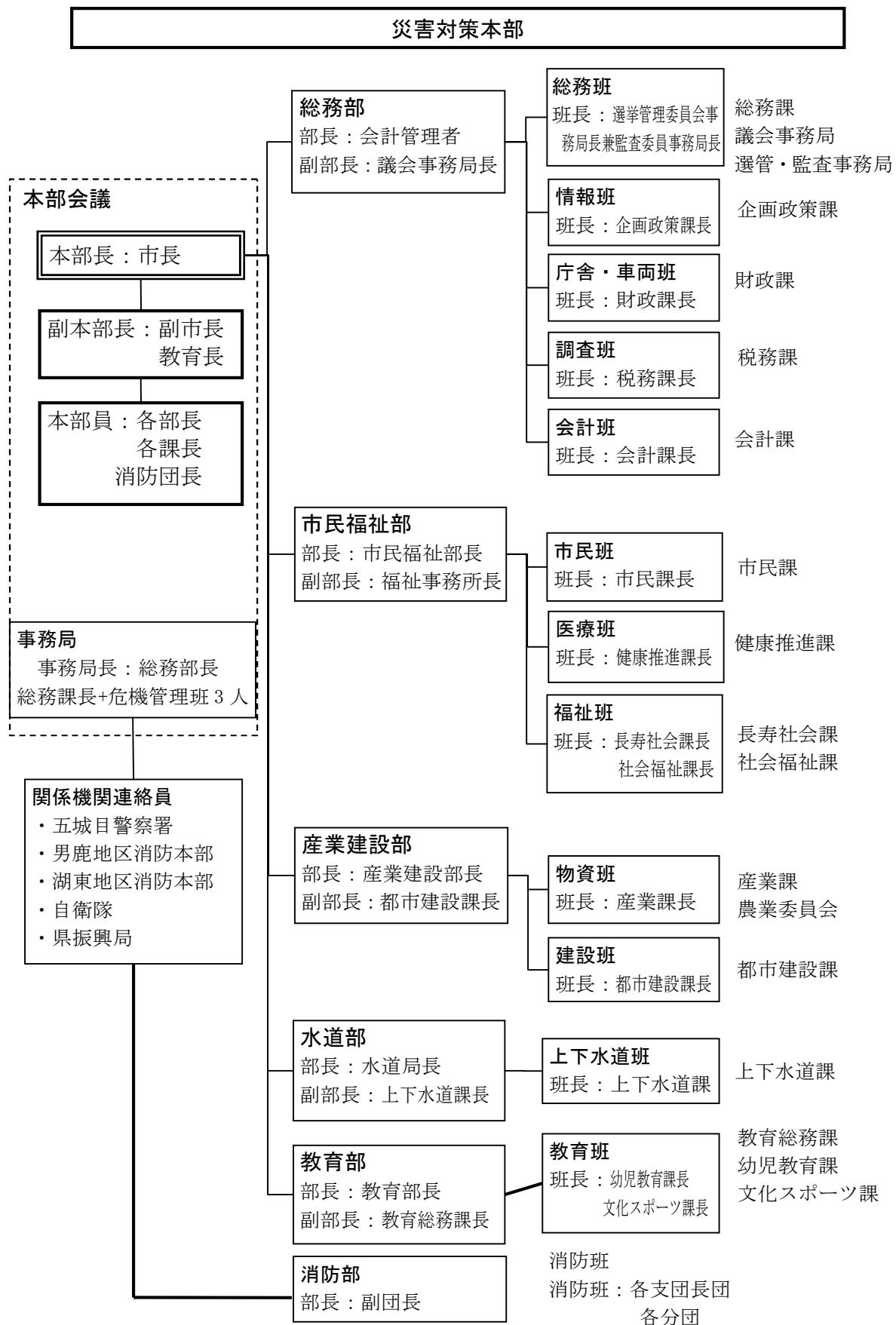
② 本部連絡員は、本部長により指名される者をもって充てる。

(6) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、本部会議を開催する。

本部会議の報告事項及び審議事項は、次のとおりである。

- ア 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること
- イ 被害情報の収集及び伝達に関すること
- ウ 災害情報等の収集、報告、伝達に関すること
- エ 避難準備情報、避難勧告又は指示に関すること
- オ 広報に関すること
- カ 消防、水防その他応急措置に関すること
- キ 被災者の救助、救護、その他の保護に関すること
- ク 施設、設備の応急復旧に関すること
- ケ 防疫その他保健衛生に関すること
- コ 被災者に対する食料、飲料水及び生活必需品の確保、供給に関すること
- サ 県災害対策本部への報告、要請に関すること
- シ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携に関すること
- ス 自主防災組織との連携及び指導に関すること
- セ 国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること
- ソ 災害救助法の適用申請等、各種救済措置に関すること
- タ その他重要な災害対策に関すること



第1編 総則
第4節 活動体制

災害対策本部事務分掌

部	班	担当課	分 掌 業 務
本部事務局 総務部	総務班	総務課 議会事務局 選管・監査 事務局	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 4 気象・地震・津波・被害情報等の収集及び伝達に関すること。 5 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令及び避難所開設指示に関すること 6 防災行政無線等の運用に関すること。 7 県、消防機関、警察等への報告及び連絡調整に関すること。 8 自衛隊の災害派遣に関すること。 9 国、県、その他関係機関への応援要請及び受援に関すること 10 配備体制の指示、伝達に関すること。 11 職員及び家族の安否確認に関すること。 12 職員への給食、健康管理に関すること。 13 災害見舞者及び視察者の接遇に関すること。 14 災害救助法の適用に関すること。 15 被災地への災害派遣に関すること。
	情報班	企画政策課	1 情報の収集、整理及び提供に関すること。 2 被害情報の取りまとめに関すること。 3 広報・広聴活動に関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 災害記録に関すること。 6 国、県等に対する要請事項に関すること。 7 自治会等への連絡に関すること。
	庁舎・車両班	財政課	1 庁舎の機能確保に関すること。 2 緊急通行車両に関すること。 3 車両及び燃料の確保に関すること。 4 緊急輸送に関すること。
	調査班	税務課	1 被害箇所の確認等に関すること。 2 住家等の被害認定調査に関すること。 3 罹災証明書及び被災証明書の発行に関すること。
	会計班	会計課	1 災害関係経費の収支に関すること。 2 義援金の受領に関すること。 3 義援金配分委員会に関すること。
市民福祉部	市民班	市民課	1 被災者台帳に関すること。 2 避難所及び避難者の管理に関すること。 3 行方不明者の把握及び捜索に関すること。 4 遺体の収容、安置及び埋葬に関すること。 5 被災者相談に関すること。 6 被災者生活再建支援法に関すること。 7 仮設トイレの設置及びし尿処理に関すること。 8 災害廃棄物処理に関すること。 9 被災地の防犯に関すること。 10 ペットに関すること。

第1編 総則
第4節 活動体制

部	班	担当課	分 掌 業 務
	医療班	健康推進課	1 災害医療及び助産に関すること。 2 医師会等、医療機関、県等との連絡調整に関すること。 3 救護班の派遣及び救護所に関すること。 4 医薬品等の調達に関すること。 5 在宅難病患者等の救護に関すること。 6 被災者の健康管理に関すること。 7 防疫に関すること
	福祉班	長寿社会課 社会福祉課	1 避難行動要支援者の避難及び安否確認に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 4 社会福祉協議会及びその他団体との連絡調整に関すること。 5 社会福祉施設への支援に関すること。 6 園児等の避難及び安全に関すること。 7 災害ボランティアに関すること。
産業建設部	物資班	産業課 農業委員会	1 食料、生活必需品の供給に関すること 2 救援物資の受入れ、管理、供給に関すること。 3 事業者の罹災証明書に関すること。 4 農林漁業・商工観光業に関する災害対策、被害調査及び復旧に関すること。
	建設班	都市建設課	1 道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 がけ地の被害調査及び応急措置に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 除雪に関すること。 5 水防に関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 7 宅地の危険度判定に関すること。 8 住宅の応急修理に関すること。 9 応急仮設住宅の建設、管理及び入居者選定に関すること。
水道部	上下水道班	上下水道課	1 上下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 飲料水の供給に関すること。 3 市街地の排水対策に関すること。
教育部	教育班	教育総務課 幼児教育課 文化スポーツ課	1 園児、児童生徒の避難及び安全に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 教科書、学用品等の供給に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 所管施設の防災対策における使用に関すること。
消防部		消防団	1 災害情報の収集及び報告に関すること。 2 消火、水防、救助に関すること。 3 避難情報の伝達、避難誘導に関すること。

5 本部廃止後の体制

市は、災害対策本部廃止後においても、災害対策本部組織及び災害対策本部事務分掌に基づき、継続して業務を行う。

第5節 職員の動員

1 職員の動員

災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市職員は、災害発生時において所掌事務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

なお、動員職員に指名されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

2 動員基準等

(1) 動員基準

動員基準等は、次のとおりである。

体制	警戒室 (準備体制)	警戒部 (警戒準備体制)	警戒本部 (警戒本部体制)	災害対策本部 (災害体制)
動員職員	3に定める。	3に定める。	3に定める。	全職員
参集時期	・地震発生、津波注意報・津波警報・大津波警報の場合は、基準に該当した場合速やかに。(自動参集) ・その他の場合は、総務部長(警戒室・警戒部)、副市長(警戒本部)、市長(災害対策本部)が必要と認めたとき。			
連絡方法	・電話又は携帯電話のメールによる。 ・地震、津波注意報・津波警報・大津波警報の場合は、連絡を行わないことがある。(各自が情報を入手し自主的に参集する。)			
参集場所	・あらかじめ定められた場所とする。 ・道路被害や職員自身の被災により参集できない場合は、所属長等に報告の上、最寄りの庁舎等に参集する。			

(2) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装・携行品

職員は、参集に当たって、安全な服装等を着用するとともに、身分証明書、筆記用具、飲料水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。

イ 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上に、火災、人身事故等の現場に遭遇したとき、可能な限り、最寄りの消防署、警察署等に通報するとともに、人命救助等適切な措置に努める。

ウ 参集時の情報収集

職員は、参集時に、居住地周辺や参集経路における被害状況の概況、その他の災害情報の収集し情報班に報告する。

3 動員職員の指定

動員職員は、次に示す員数とし、所属長があらかじめ指定しておくものとする。

なお、所属長は、動員区分に基づく動員計画を作成し、総務課長に提出するものとする。

動員区分 組織		警戒室 (準備体制)	警戒部 (警戒準備体制)	警戒本部 (警戒本部体制)	災害対策本部 (災害体制)
総務部		—	部長	部長	部長
	総務課	課長 職員 4	課長 職員 15	課長 職員 15	全職員
	企画政策課	—	課長 職員 3	課長 職員 3	全職員
	財政課	—	課長 職員 3	課長 職員 3	全職員
	税務課	—	課長 職員 4	課長 職員 4	全職員
市民福祉部・福祉事務所長		—	部長・福祉事務所長	部長・福祉事務所長	部長・福祉事務所長
	市民課	—	課長 職員 2	課長 職員 4 出張所長 職員 1 クリーンセンター長 職員 1	全職員
	健康推進課	—	課長 職員 1	課長 職員 2	全職員
	長寿社会課	—	課長 職員 3	課長 職員 6	全職員
	社会福祉課	—	課長 職員 3	課長 職員 6	全職員
産業建設課		—	部長	部長	部長
	産業課	—	課長 職員 3	課長 職員 6	全職員
	都市建設課	課長 職員 7	課長 職員 12	課長 職員 12	全職員
水道局		—	局長	局長	局長
	上下水道課	—	課長 職員 2	課長 職員 4	全職員
教育部		—	部長	部長	部長
	教育総務課	—	課長 職員 3	課長 職員 6	全職員
	幼児教育課	—	課長 職員 1	課長 職員 2	全職員
	文化スポーツ課	—	課長 職員 2	課長 職員 2 各館長	全職員
会計管理者		—	会計管理者	会計管理者	会計管理者
	会計課	—	—	課長 職員 1	全職員
議会事務局		—	事務局長	事務局長 職員 2	事務局長 全職員
農業委員会事務局		—	事務局長	事務局長	事務局長 全職員
選管・監査委員事務局		—	事務局長	事務局長	事務局長 全職員

※動員数は、一定の基準を示したものであり、災害の種類等により各所属長の判断で適宜増減できる。

第6節 市の概況

1 位置及び地勢

(1) 位置

本市の位置は、次のとおりである。

位 置	経 度	緯 度
市役所	140° 00′ 46″	39° 51′ 25″
市域最北端	140° 05′ 26″	39° 54′ 10″
市域最南端	140° 02′ 14″	39° 48′ 08″
市域最西端	139° 57′ 31″	39° 53′ 37″
市域最東端	140° 12′ 09″	39° 51′ 12″

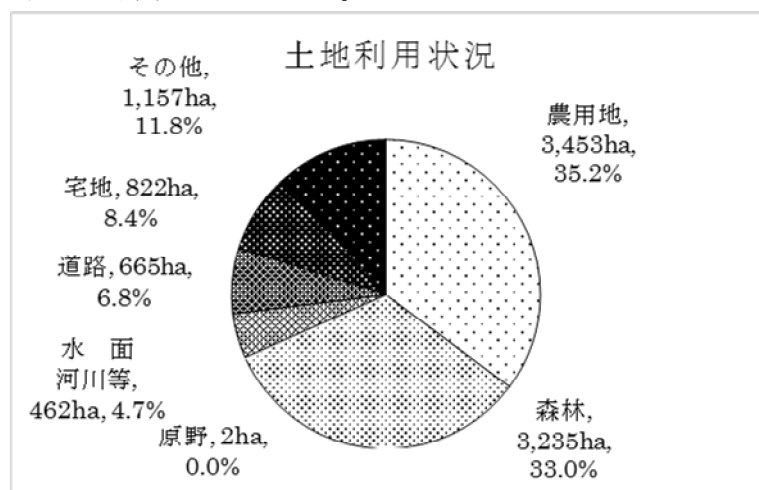
(2) 地勢

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は南秋田郡井川町、南は秋田市、西は男鹿市、北は八郎湖を挟んで同郡大潟村と接している。

東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いている。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、肥沃な穀倉地帯となっている。西部は、秋田市から続く海岸砂丘となっており、松林は秋田県の保健保安林に指定されていて、砂丘群の間は集落や畑地、樹園地として活用されている。

高速交通体系は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等が整備されるとともに、秋田空港から車で30分程度の距離にある。

土地利用状況は、農用地が約35.2%と最も高い構成比であり、続いて山林が33.0%となっているが、秋田市に隣接した居住環境の好適地として宅地が約8.4%程度と県全体でみた比率よりも高くなっている。



2 自然条件

(1) 河川

本市の主な河川としては、馬場目川水系に属する馬踏川・豊川が八郎湖に流れ込み、船越水道・日本海につながっている。

八郎湖は、かつて湖面積約 220km² と国内 2 位の面積を有し、平均水深 3 m、最大水深 4.5m の比較的浅い汽水湖であったが、干拓工事の防潮水門によって淡水化が図られ、湖面積約 47.3km²、平均水深 2.8m、最大水深 10m、貯水量 132.6 百万 m³ の淡水湖である。このほか、妹川、飯塚川、鞍掛沼、長沼、昭和高等野堤等の、ため池や堤などが農業に利用されている。

(2) 砂丘

本市の西部は県内有数の八郎湖南西砂州である天王砂丘が 3 本の砂丘列を形成し、海岸線とほぼ平行に連なっている。日本海に面した沿岸部は秋田市から続く出羽丘陵となっており、秋田県の保健保安林に指定されている。

(3) 気候

本市の属する日本海側気候は、冬期に北西季節風が強く、降水日数が多くなる特徴がある。秋田地方気象台における観測データでみると、平均気温が 12.3℃、年間降水量は 1,890.5mm となっている。

また、冬期強風日数（日最大風速 10m/s 以上）は月に 13 日程度、曇天日数（雲量 8.5 以上）は 23 日程度である。

3 社会条件

(1) 人口・世帯数・人口動態

ア 人口

本市の人口は、合併直後の平成 17 年国勢調査において 35,814 人であったが、平成 22 年には 34,442 人と減少している。平成 22 年国勢調査による高齢化率は 25.9%で、全国で最も高齢化率の高い秋田県の 29.6%と比べると 3.7%低い値となっている。

市、県	平成 22 年国勢調査 人 口 (人)	平成 17 年国勢調査 人 口 (人)	平成 17 年 ～平成 22 年比較	
			人口増減数 (人)	人口増減率
潟上市	34,442	35,814	△ 1,372	△ 3.8%
秋田県	1,085,997	1,145,471	△ 59,474	△ 5.5%

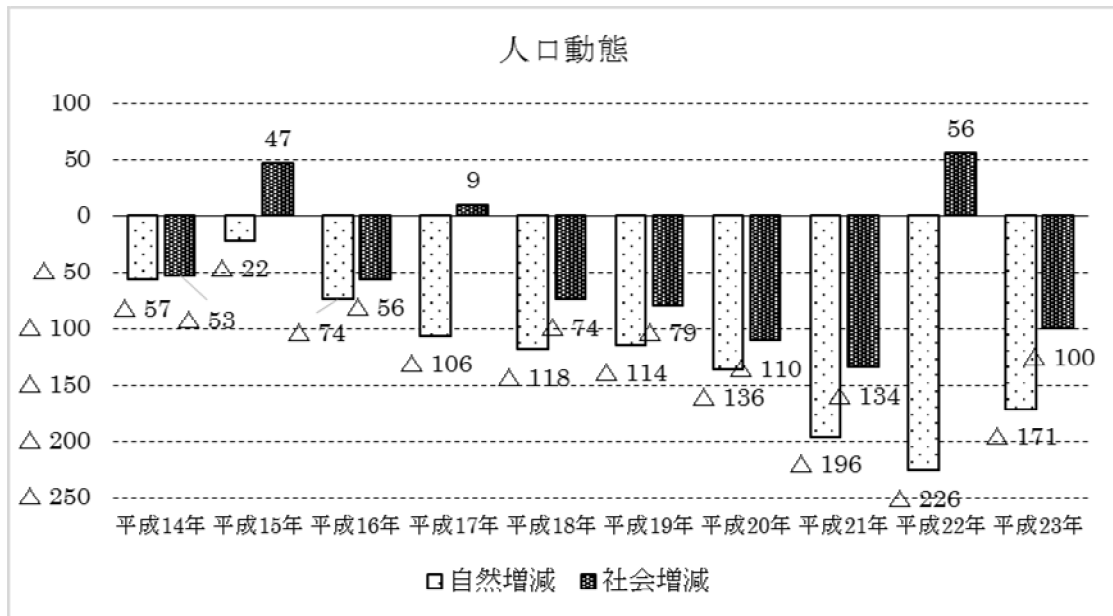
イ 世帯数

世帯数は、平成 17 年の 11,951 世帯から、平成 22 年の 11,936 世帯へとほぼ横ばい傾向にあり、1 世帯当たりの人員数も減少傾向をたどっている。

項目 市、県	平成 22 年国勢調査 世帯数 (世帯)	平成 17 年国勢調査 世帯数 (世帯)	平成 17 年 ～平成 22 年比較	
			世帯増減数 (世帯)	世帯増減率
潟上市	11,936	11,951	△ 15	△ 0.1%
秋田県	390,136	393,039	△ 2,903	△ 0.7%

ウ 人口動態

人口動態をみると、自然増減は平成 14 年度以降一貫して減少となっている。社会増減は、平成 15 年度、17 年度、22 年度には増加となっている。



(2) 道路

本市の道路体系は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道などが整備され、昭和男鹿半島 I C から秋田空港へ車で 30 分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセスが容易となっている。

また、市内を走る国道 7 号と国道 101 号、県道 41 号線と県道 56 号線を中心に市道が連絡しており、その交通量は秋田自動車道の延伸とともに増加傾向がみられるが、その他国道・県道の交通量は平成 17 年に比して減少傾向にある。

(3) 公共交通

公共交通機関としては、J R 奥羽本線・男鹿線が市内を縦断し、秋田中央交通とマイタウンバスが相互に連携している。

第7節 既往災害

1 地震災害

本市では、特に際立った地震被害は発生していない。秋田県に被害を及ぼした地震は次のとおりである。

(1) 秋田県内に被害を及ぼした地震

秋田県に被害を及ぼした地震は、主に日本海東縁部に発生する地震と陸域の浅い地震である。日本海東縁部は太平洋側沖合に比べて地震の活動度は低いが、この数十年間に限れば北海道から新潟県の沖合にかけて、大きい地震がほぼ南北方向に列をなして次々と発生した。

また、陸域の地震とは1896年の陸羽地震のように活断層帯で発生している場合もあるが、活断層が知られていない地域で発生した場合もあり、今後の研究により解明されることが期待される。県内に被害を及ぼした地震を分類すると次の3つの型に分けられる。

ア 秋田県内に震源のある地震

マグニチュード4.1以上の地震をみると、この地震は15回と最も多く、規模はマグニチュード7.1～7.4くらいで中規模、したがって直下型的な局所的被害が著しくなる。沿岸の能代、ニッ井付近から秋田市、それに由利本荘市付近から山形県庄内地方にかけてと男鹿半島から宮城県北部を通り、牡鹿半島に連なる内陸地震がある。前者には、能代、秋田、本荘、酒田付近での、かなり古い地震があり、後者には、陸羽地震、秋田県南東部地震と最近の男鹿半島地震などがある。

これらの地震では、震源付近でかなりの被害が出ており、活断層であることが確実に視されている北由利断層、能代断層の調査研究の必要性が高くなっている。

イ 日本海側を震源とする地震

日本海側の青森、秋田、山形、新潟の4県にわたる沿岸海域に震源のある地震は10回程度で、日本海中部地震を除くと被害も少ない。特徴として小津波を伴うことがあるが、日本海側の津波は地形的にも大きくなり、地形に多少の変化はあっても沿岸の港湾施設に大きな被害をもたらすことはなかった。これまでに男鹿半島北西部沖、新潟県沖に震源をもつ地震があった。

その意味で、マグニチュード7.7の最高値を示した日本海中部地震による津波発生は極めて注目すべきであり、日本海東縁部のいわゆる空白域に予想されている地震等を含めて、日本海を震源とする地震には今後十分注意すべきである。

ウ 太平洋側を震源とする地震

東北の太平洋側の一部と、その沖合に発生する大津波を伴うような大きな地震は3回あり、規模としては大きい、遠い地震であるため、県内の被害は震源に比較的近い一部の地方に限られ、小被害で済んでいる。

これまでに八戸沖地震、十勝沖地震、宮城沖地震等があった。

第1編 総則
第7節 既往災害

(2) 地震の記録

震源時 (年月日)	緯度経度	深さ (km)	マグニ チュード	震央名《地震名》 震度：地点
1938. 11. 6	37 度 26.0 分 141 度 55.0 分	0	7.4	福島県沖 震度 4：秋田市 (《福島県東方沖地震》の余震)
1939. 5. 1	39 度 56.4 分 139 度 44.7 分	2	6.8	秋田県沖《男鹿地震》 震度 5：秋田市
1939. 5. 1	39 度 57.0 分 139 度 48.0 分	0	6.7	秋田県沖 (男鹿地震の余震) 震度 5：秋田市
1939. 5. 2	39 度 53.8 分 139 度 46.7 分	23	6.6	秋田県沿岸北部 (男鹿地震の余震) 震度 4：秋田市
1964. 5. 7	40 度 23.6 分 138 度 40.3 分	24	6.9	秋田県沖 震度 4：秋田市
1964. 6. 16	38 度 22.0 分 139 度 12.9 分	34	7.5	新潟県沖《新潟地震》 震度 4：秋田市
1964. 12. 11	40 度 25.7 分 138 度 59.9 分	57	6.3	秋田県沖 震度 4：秋田市
1968. 5. 16	40 度 44.0 分 143 度 35.0 分	0	7.9	三陸沖《1968 年十勝沖地震》 震度 4：秋田市
1968. 5. 16	41 度 25.0 分 142 度 51.0 分	40	7.5	青森県東方沖 (十勝沖地震の余震) 震度 4：秋田市
1978. 6. 12	38 度 09.0 分 142 度 10.0 分	40	7.4	宮城県沖《1978 年宮城県沖地震》 震度 4：秋田市
1983. 5. 26	40 度 21.4 分 139 度 04.6 分	14	7.7	秋田県沖《昭和 58 年 (1983 年) 日本海中部地震》 震度 5：秋田市
1983. 6. 9	40 度 13.0 分 138 度 54.2 分	23	6.1	秋田県沖 (日本海中部地震の余震) 震度 4：秋田市
1983. 6. 9	40 度 11.1 分 138 度 51.3 分	14	6.0	秋田県沖 (日本海中部地震の余震) 震度 4：秋田市
1994. 12. 28	40 度 25.6 分 143 度 44.9 分	0	7.6	三陸沖《平成 6 年 (1994 年) 三陸はるか沖地震》 震度 4：大館市比内町味噌内
1995. 1. 7	40 度 13.2 分 142 度 18.5 分	48	7.2	岩手県沖 震度 4：大館市比内町味噌内、美郷町六郷東根
1997. 11. 23	39 度 58.4 分 138 度 48.5 分	29	5.7	秋田県沖 震度 4：能代市、男鹿市、三種町、井川町 潟上市震度 3
1998. 9. 3	39 度 48.1 分 140 度 54.2 分	10	6.2	岩手県内陸北部 震度 4：仙北市 潟上市震度 2
1999. 2. 26	39 度 09.1 分 139 度 50.4 分	21	5.3	秋田県沖 震度 5 弱：にかほ市 潟上市震度 3
2001. 12. 2	39 度 23.7 分 141 度 16.0 分	122	6.4	岩手県内陸南部 震度 4：三種町、井川町、秋田市、由利本荘市、大仙 市、美郷町、横手市 潟上市震度 3
2003. 5. 26	38 度 49.0 分 141 度 39.2 分	72	7.1	宮城県沖 震度 5 強：大仙市 震度 5 弱：羽後町、横手市、大仙市、大仙市、秋田市、 湯沢市 震度 4：五城目町、由利本荘市、湯沢市、仙北市、美 郷町、平鹿町
2003. 7. 26	38 度 24.1 分 141 度 10.4 分	12	6.4	宮城県北部 震度 4：大仙市 潟上市震度 2

第1編 総則
第7節 既往災害

震源時 (年月日)	緯度経度	深さ (km)	マグニ チュード	震央名《地震名》 震度：地点
2005. 8. 16	38 度 09.0 分 142 度 16.7 分	42	7.2	宮城県沖 震度 4：三種町、井川町、秋田市、由利本荘市、横手市、美郷町、大仙市 潟上市震度 3
2008. 6. 14	39 度 01.7 分 140 度 52.8 分	8	7.2	岩手県内陸南部 潟上市震度 4
2011. 3. 9	38 度 19.7 分 143 度 16.76 分	8	7.3	三陸沖 潟上市震度 3
2011. 3. 11	38 度 06.2 分 142 度 51.6 分	24	9.0	三陸沖《平成 23 年東北地方太平洋沖地震》 潟上市震度 4
2011. 3. 11	39 度 02.6 分 142 度 23.8 分	29	6.5	岩手県沖 潟上市震度 3
2011. 3. 11	39 度 49.2 分 142 度 46.0 分	32	7.4	岩手県沖 潟上市震度 3
2011. 3. 11	37 度 54.8 分 144 度 45.0 分	11	7.5	三陸沖 潟上市震度 3
2011. 3. 11	39 度 13.8 分 142 度 34.7 分	24	6.75	岩手県沖 潟上市震度 3
2011. 3. 12	40 度 23.6 分 139 度 05.3 分	4	6.4	秋田県沖 潟上市震度 4
2011. 4. 7	38 度 12.2 分 141 度 55.2 分	66	7.2	宮城県沖 潟上市震度 4
2011. 6. 23	39 度 59.8 分 142 度 35.4 分	36	6.9	岩手県沖 潟上市震度 3
2012. 3. 27	39 度 48.3 分 142 度 20.9 分	21	6.6	岩手県沖 潟上市震度 3
2012. 12. 7	38 度 1.1 分 143 度 52.0 分	49	7.3	三陸沖 潟上市震度 3

出典：気象庁震度データベース

2 風水害

(1) 水害

本市に被害を及ぼした主な風水害は、次のとおりである。

年月日	災害種別	被害状況等
昭和 60 年 9 月 10 日	大雨・洪水	10 日夜半から 11 日早朝にかけて大雨となり、豊川、馬踏川、妹川の河川が氾濫し、昭和地区で床上浸水 12 棟、床下浸水 45 棟、非住家の床上浸水 6 棟、床下浸水 99 棟の被害が出た。飯田川地区でも床下浸水 19 棟、非住家の床下浸水 11 棟の確認がされた。その他、両地区では田畑の冠水の被害が出た。
昭和 62 年 8 月 16 日	大雨	昭和地区ではがけ崩れが発生し、住家 1 棟、非住家 2 棟が倒壊し、住家の床上浸水 8 棟、床下浸水 28 棟、非住家の床上浸水 1 棟、床下浸水 279 棟の被害が出た。その他 3 箇所で土砂災害の被害が出た。飯田川地区でも床上浸水 1 棟、床下浸水 12 棟、非住家の床下浸水 28 棟の確認がされた。
平成 16 年 8 月 20 日	台風	台風 15 号。天王地区では道路の冠水、家屋の一部倒壊 44 棟、塩害による農作物の被害は甚大。6,500 世帯で停電した。
平成 16 年 8 月 31 日	台風	台風 16 号。天王地区では全域にわたり稲作や旗作物、果樹、野菜などの被害が確認された。上記の台風 15 号との被害で 15 億程度の被害が出た。
平成 21 年 7 月 18 日～ 7 月 19 日	大雨・土砂災害	梅雨前線豪雨により、新薬地区において斜面崩落（高さ 30m、幅 30m）が発生し、不安定土塊（約 250m ³ ）が急斜面に堆積した。

(2) 風害

本市に被害を及ぼした主な風害は、次のとおりである。

年月日	災害種別	被害状況等
昭和51年10月26日 ～10月27日	強風	天王地区で園芸施設、出戸浜海の家倒壊、江川漁業組合全体で3億3千万円の被害
平成3年9月28日	台風	台風19号の通過により、昭和地区で住家破損110棟、非住家全壊15棟、半壊2棟、一部破損144棟、公共建物全壊2棟、一部破損17棟、その他ビニールハウス・パイプ車庫等に26件の被害。飯田川地区では住家一部破損96棟、非住家全壊6棟、半壊2棟、一部損壊99棟の被害が出た。
平成24年4月3日	暴風	低気圧の急激な発達に伴う暴風により、住家の一部破損が天王地区56棟、昭和地区21棟、飯田川地区11棟の被害。天王地区で高潮による床下浸水1棟の被害。屋根からの転落で男性重傷者1名の被害が出た。

3 事故災害

(1) 火災

本市で発生した主な火災は、次のとおりである。

年月日	災害種別	被害状況等
昭和5年4月17日	火災	飯田川下虻川地区で10棟焼失
昭和8年	火災	飯田川下虻川地区で27棟焼失
昭和12年4月18日	火災	飯田川和田妹川地区で汽車の飛火が原因で22棟焼失
昭和36年4月4日	火災	飯田川下虻川、羽立、神明地区で住家19棟、非住家21棟焼失。原因は放火。
昭和63年5月31日	火災	昭和元木町内で、ストーブの給油でガソリンを補給し、異常発火燃焼して住家2棟全焼、1棟半焼、非住家2棟全焼
昭和63年6月1日	火災	飯田川神明町内で失火が原因による火災で死者1名
平成元年2月1日	火災	飯田川土手町内より出火、住家3棟、非住家2棟を全焼
平成14年2月11日	火災	昭和大久保アミダ堂町内より出火、住家8棟、非住家9棟全焼。被災金額約83百万円
平成17年8月10日	火災	昭和大久保字小橋の店舗併用住宅から出火、1棟全焼、死者2名 被災金額1,424万円
平成19年2月24日	火災	天王長沼町内より出火、住家2棟、非住家3棟全焼 被災金額約4,242万円
平成20年6月22日	火災	天王追分西町内より出火、住家1棟全焼、非住家1棟半焼、死者1名 被災金額919万円
平成22年1月25日	火災	天王二田町内で電気配線の絶縁不良が原因で出火、住家2棟全焼 被災金額約240万円
平成23年8月3日	火災	昭和大久保の店舗併用住宅から出火、住家1棟全焼、1棟半焼、非住家1棟部分焼 被災金額3,398万円

(2) 水難事故

本市で発生した水難事故は、次のとおりである。

年月日	災害種別	被害状況等
昭和56年8月23日	水難	八郎湖でワカサギ漁に出ていた漁船6隻が遭難。死者9名
平成17年9月30日	水難	昭和大久保字大藤崎地内の八郎湖調整池で漁をしていた男性が漁船から転落。死者1名

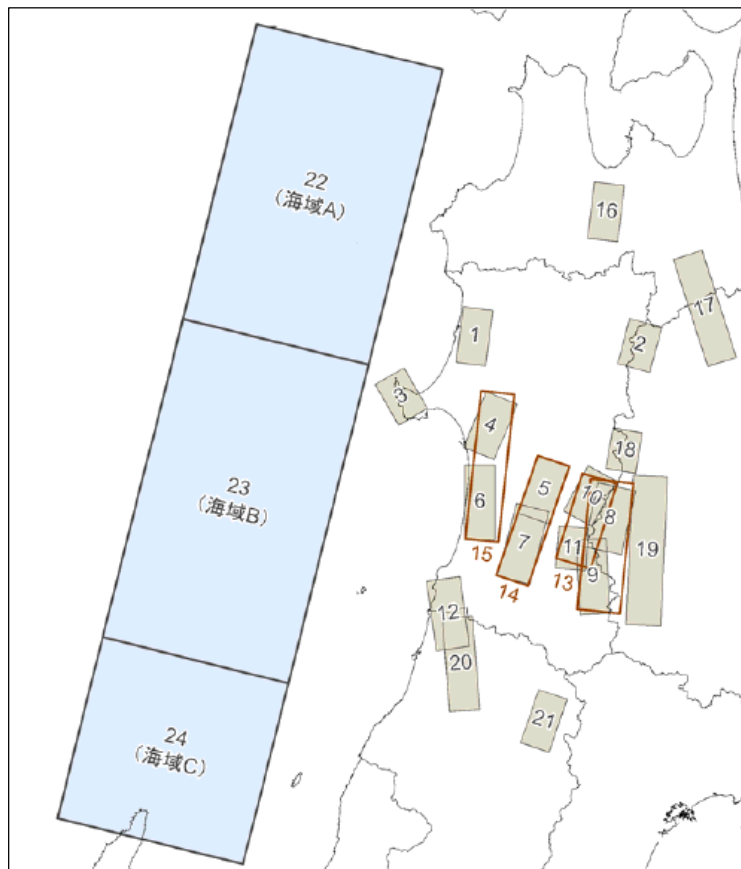
第8節 被害の想定

1 地震災害

地震災害の前提は、秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）（「以下、「県調査」という。）に基づいて、次のとおりとする。

（1）想定地震

県調査では、27の地震を想定し県内各市町村の震度を想定した。そのうち、市域で震度7及び最も大きな被害が予測された天長地震（マグニチュード7.2）を想定地震とした。



天長地震（820年2月3日）

- ・マグニチュード7.0～7.5
- ・秋田の城郭や家屋の転倒により、圧死15人、負傷者100人以上発生
- ※日本の地震活動（地震調査研究推進本部）による

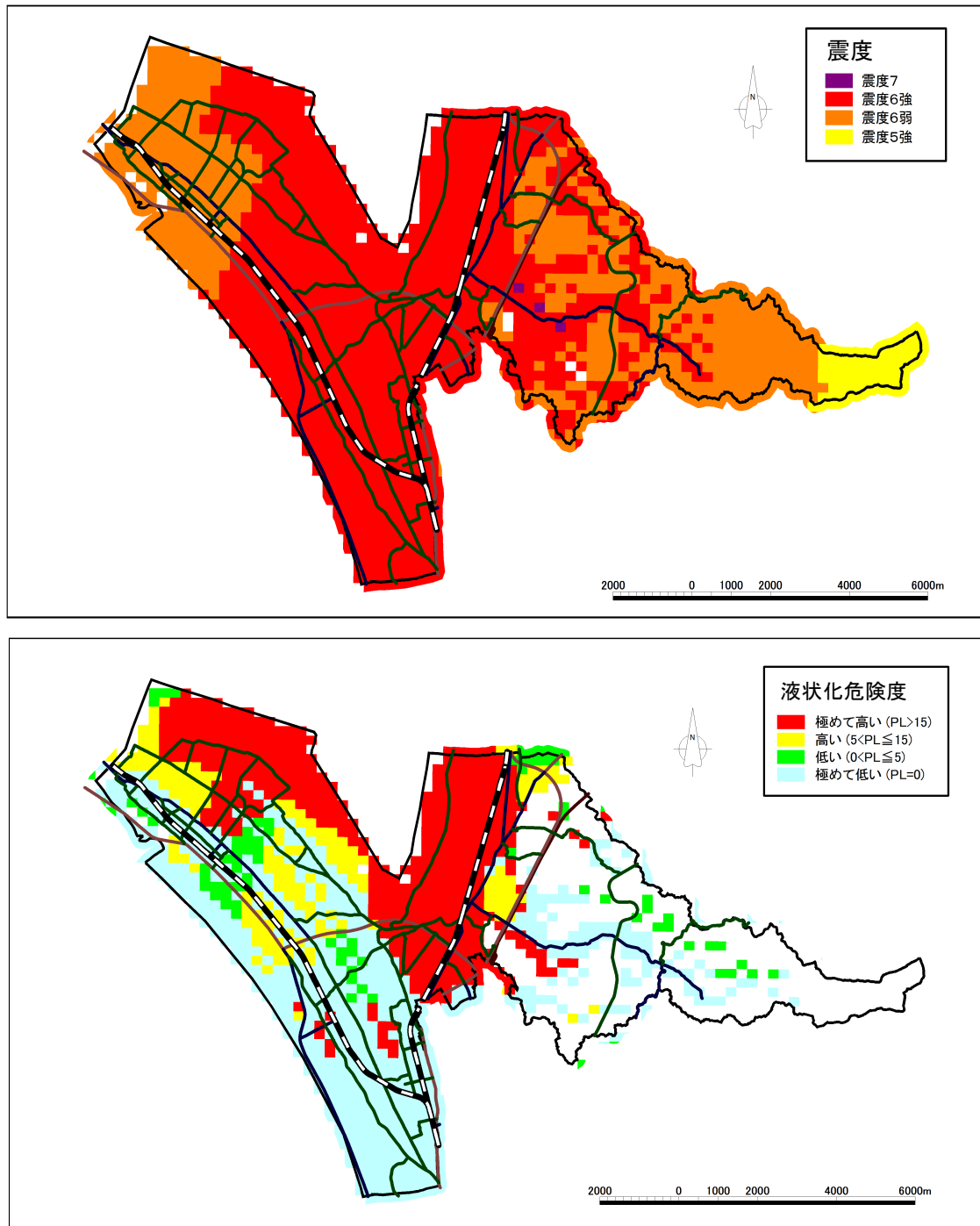
No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自

連動地震

(2) 地震動、液状化

震度は、海岸砂丘及び八郎潟沿岸の低地で震度7、山地で震度6と予測された。

液状化危険度は、八郎潟沿岸の低地で「極めて高い」と予測された。



(3) 被害の予測

被害の予測は次のとおりである。

項目			被害数量		
			夏10時	冬2時	冬18時
建物被害	全壊		夏季：3,388棟 冬季：3,651棟		
	半壊		夏季：5,535棟 冬季：5,989棟		
火災	炎上出火件数		4件	4件	9件
	焼失棟数		30棟	29棟	469棟
人的被害	死者数		95人	216人	162人
	負傷者数		779人	1,239人	970人
	うち重傷者数		145人	238人	186人
避難者	1日後		10,053人	12,460人	12,752人
	4日後		11,262人	13,423人	13,681人
	1ヶ月後		6,058人	9,278人	9,683人
ライフライン	細街路被害		夏季：37,779m 冬季：40,788m		
	下水道被害	被害箇所	16,876箇所		
		被災人口	2,704人		
	都市ガス被害		3,048人		
	LPガス被害		2,664人		
	停電世帯数		12,242世帯	12,331世帯	12,331世帯
	通信被害(不通回線数)		624回線	669回線	1,109回線

2 津波災害

(1) 想定地震

県調査による想定のうち、もっとも浸水域の大きい海域A+B+C（マグニチュード8.7）を想定地震とした。

※津波の想定地震及び予測については、国が発表した日本海側の津波に関する推定を踏まえた、県の津波浸水想定の結果が出た段階で改めて見直しを検討する。

(2) 地震動、液状化

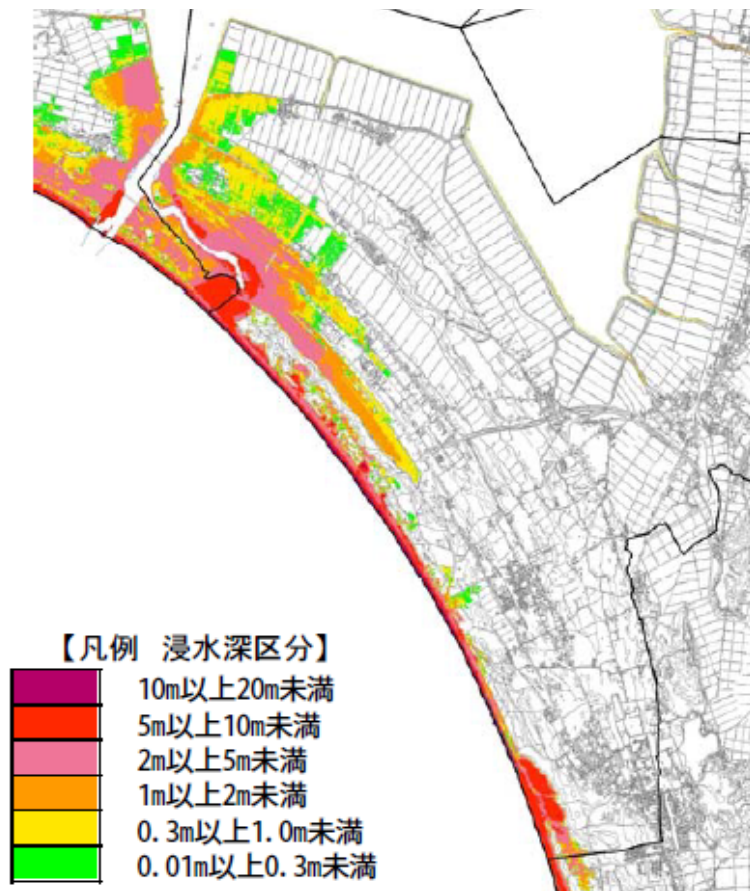
震度は、海岸砂丘及び八郎潟沿岸の低地で震度7、山地で震度6強、6弱と予測された。

液状化危険度は、八郎潟沿岸の低地で「極めて高い」と予測された。

(3) 津波の予測

津波の最大津波高は、11.47mと予測された。

また、津波の到達時間は、22分後に20cm、24分後に50cm、32分後に最大値11.47mの津波が到達すると予測された。



(4) 被害の予測

被害の予測は次のとおりである。

項目			被害数量		
			夏10時	冬2時	冬18時
建物被害	全壊		夏季：2,830 棟 冬季：2,921 棟		
	半壊		夏季：5,860 棟 冬季：6,187 棟		
火災	炎上出火件数		2 件	2 件	4 件
	焼失棟数		4 棟	4 棟	404 棟
地震による 人的被害	死者数		47 人	105 人	85 人
	負傷者数		523 人	884 人	677 人
	うち重傷者数		69 人	114 人	90 人
避難者 (津波を含む)	1 日後		9,516 人	11,679 人	11,951 人
	4 日後		10,710 人	12,661 人	12,901 人
	1 ヶ月後		5,567 人	8,435 人	8,810 人
ライフ ライン	細街路被害		夏季：27,352m 冬季：29,074m		
	下水道被害	被害箇所	15,326 箇所		
		被災人口	2,456 人		

第1編 総則
第8節 被害の想定

	都市ガス被害	2,805 人		
	LP ガス被害	2,381 人		
	停電世帯数	11,568世帯	11,680世帯	11,680世帯
	通信被害(不通回線数)	347回線	364回線	786回線

浸水による被害

① 人的被害

	夏 14 時 (海水浴客有り)			夏 14 時 (海水浴客無し)			冬 2 時		
	発災後 すぐに 避難 した場 合	早期避難 者比率が 高い場合 (+呼び かけ)	早期避難 者比率が 低い場合	発災後 すぐに 避難 した場 合	早期避難 者比率が 高い場合 (+呼びか け)	早期避難 者 比率が低 い 場合	発災後 すぐに避 難 した場合	早期避難 者比率が 高い場合 (+呼びか け)	早期避難 者比率が 低い場合
死者数	0 人	34 人	206 人	0 人	29 人	179 人	100 人	157 人	294 人
負傷者数	0 人	30	1,430 人	0 人	26 人	1,241 人	86 人	240 人	1,501 人
うち重傷 者数	0 人	10 人	486 人	0 人	9 人	422 人	29 人	82 人	510 人

② 道路浸水

道路延長 (m)	浸水延長 (m)						
	0.01m以上 0.3m未満	0.3m以上 1.0m未満	1m以上 2m 未満	2m以上 5m 未満	5m以上 10m 未満	10m以上 20m 未満	計
29,018	997	791	1,878	3,021	2,235	6	8,928

③ 鉄道浸水

鉄道延長 (m)	浸水延長 (m)						
	0.01m以上 0.3m未満	0.3m以上 1.0m未満	1m以上 2m 未満	2m以上 5m 未満	5m以上 10m 未満	10m以上 20m 未満	計
21,882	1,557	710	1,046	807	0	0	4,118

3 風水害

既往の風水害のうち、近年最大規模であった昭和 60 年 9 月 10 日の大雨洪水に加え、平成 3 年 9 月 28 日の台風による被害と同程度の災害を、風水害において想定する災害として位置付ける。

4 事故災害

本計画において想定する事故災害の概要及び規模等を次のとおり位置付ける。

(1) 流出油事故

流出油事故は、海、河川、湖沼において、防災関係機関等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の重油流出事故により、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(2) 航空災害

航空災害は、航空運送事業者の運行する航空機が、市域内に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

(3) 道路災害

道路災害は、次の規模の事故災害が発生した場合を想定する。

- ア 道路構造物等が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合
- イ 濃霧・着雪等自然現象の急変により車両等の衝突で構造物に被害が生じた場合
- ウ 多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故による次の事態が発生した場合
 - ① 乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生したとき
 - ② 沿道施設等にも被害が生じるとき

(4) 鉄道災害

鉄道災害は、次の災害を想定する。

- ア 列車同士の衝突事故や落石、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生した場合
- イ 乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害が発生した場合
- ウ 死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生じた場合

(5) 危険物等災害

危険物等災害は、次の災害を想定する。

- ア 危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合
- イ 毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生した場合
- ウ 火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合

(6) 大規模な火事災害

大規模な火事災害は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火で、強風乾燥下等のもとでの大規模火事災害を想定する。

(7) 林野火災

林野火災は、強風乾燥下等のもとで、焼失面積がきわめて大規模な林野火災となり、他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を発令するなどの対応が必要となる災害を想定する。

(8) 雪害

雪害は、降雪のため車両が立ち往生するなどの事態が生ずる雪害を想定する。

第 2 編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・啓発

主な実施担当	総務課、企画政策課、教育総務課、幼児教育課、産業課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署、自主防災組織、自治会

1 基本的な考え方

市は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対する防災教育、研修、訓練を行う。

また、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図るため、次の事項に配慮して防災知識の普及に努める。

- (1) 東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、市民の災害予防及び災害応急措置等について知識の普及・啓発に努める。
- (2) 市域及び近隣で発生した災害の教訓を伝承するように努める。
- (3) 避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう知識の普及・啓発に努める。
- (4) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して災害時に活動するよう防災知識の普及・啓発に努める。
- (5) 社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

2 防災関係職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次の防災教育を実施する。

- (1) 教育の方法
 - ア 講習会、研修会の実施
 - イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
 - ウ 防災活動マニュアルの作成・配布
 - エ 職員の参加による業務継続計画（BCP）の作成
 - オ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
 - カ 他の機関の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携等も考慮した防災研修等の実施
- (2) 教育内容
 - ア 地震、津波、洪水、土砂災害等の一般的知識
 - イ 防災対策の現況と課題
 - ウ 地域防災計画、防災業務計画の内容

- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）
- キ 各種防災情報システムの操作方法等
- ク その他必要な事項

3 市民に対する防災教育

市及び消防本部は、市民に対し、3日分以上の食料・飲料水等の家庭内備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動等、防災知識の普及・啓発を図る。

（1）普及・啓発の方法

ア 各種団体を通じての普及・啓発

市及び消防本部は、次の活動を通じて、市民に防災知識を普及・啓発し、社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

- ① 自治会、自主防災組織、PTA、成人学級、女性団体、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催と資料提出
- ② 各種防災啓発資料の公開、開示
- ③ 防災用DVDの貸出
- ④ 消防職員の出前講座、救命講習会

イ 広報媒体による普及・啓発

市は、次に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及・啓発に努める。

- ① ホームページ等
- ② 広報紙、防災パンフレット、ハザードマップ等の配布
- ③ 防災用DVD等の貸出
- ④ 講習会、展覧会、映画上映会等の開催
- ⑤ 「防災の日」等防災イベント
- ⑥ その他

（2）内容

ア 市内の防災対策

イ 災害に関する一般的知識と過去の災害事例

ウ 災害に対する平素の心得

- ① 津波浸水や土砂災害等の災害危険性の把握
- ② 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化
- ③ 家庭内の連絡体制の確保
- ④ 応急救護等の習得
- ⑤ 避難の方法（避難経路、避難場所の確認）
- ⑥ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分以上）
- ⑦ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、医薬品、非常食等）
- ⑧ 火災の予防
- ⑨ 自主防災組織の結成
- ⑩ 要配慮者の支援

- ⑪ ボランティア活動への参加
 - ⑫ 過去の災害に関する言い伝えや災害教訓の伝承
- エ 災害発生時の心得
- ① 災害発生時にとるべき行動（場所・時刻別）
 - ② 出火防止と初期消火
 - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ④ 救助活動
 - ⑤ テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - ⑥ 避難実施時に必要な措置
 - ⑦ 避難場所での行動
 - ⑧ 自主防災組織の活動
 - ⑨ 自動車運転中及び旅行中等の心得
 - ⑩ 災害時優先電話となる公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板等の活用

4 学校教育における防災教育

- (1) 学校防災体制の見直し
市は、市内の学校教育施設において、危機管理マニュアル・学校安全計画等を作成し、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 園児、児童生徒に対する教育
各学校等は、園児、児童生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導、学級指導、全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- (3) 教職員に対する教育
各学校等は、教職員の安全確保、防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害に関する専門的知識の普及・啓発を図る。

5 防災上重要な施設の職員等に対する防災教育

- (1) 査察等を通じての現場指導
消防本部は、防災上重要な施設に対し定期的な査察を実施して、施設の維持管理及び地震発生時における対処要領等を指導する。
- (2) 講習会・研修会等の実施
消防本部は、防災管理者に対し次の防災教育を実施する。
 - ア 講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。
 - イ 事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

6 事業所等における防災教育

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定
市は、企業が災害時においてその役割を認識し、災害時においても重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

(2) 防火管理体制の強化

学校・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、管理権原を有する者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。消防本部は、これらの指導を行う。

また、施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防法等による立入検査を通じて、防火管理体制の強化を促す。

(3) 従業者等に対する防災教育

事業所の管理者は、消防訓練や講習会等を実施する。

また、地域の防災訓練に参加する。

7 防災に関する意識調査

市は、防災に関する市民意見を把握するために、県並びに関係研究機関等と協力して防災に関する意識調査の実施に努める。

第2節 自主防災組織等の育成

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、潟上市消防団、自主防災組織、自治会

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の結成

市は、地域における防災力を向上させるため「町内会自主防災組織設置要綱」に基づき、自治会等の単位で自主防災組織の結成を促進する。

自主防災組織の結成にあたっては、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるような自主防災組織づくりを行う。

自主防災組織の活動は、概ね次のとおりである。

平常時	・ 防災知識の広報・啓発 ・ 防災訓練 ・ 要配慮者の把握と支援体制の構築	・ 災害危険度の把握 ・ 防災資機材等の整備
災害発生時	・ 情報の収集及び伝達 ・ 救出・救助 ・ 安否確認、避難誘導	・ 初期消火 ・ 応急手当 ・ 避難所の管理、運営

(2) 自主防災活動への支援

ア 資機材の貸与

市は、自主防災組織に対し救助、炊き出し等に活用する防災資機材を貸与する。

イ 教育、訓練

市、消防本部は、自主防災組織リーダーの養成、防災訓練の指導、助言等の支援を行う。

ウ マニュアルの作成

市は、自主防災活動マニュアルを作成し、自主防災活動を支援する。

2 地区防災計画の作成

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。

自主防災組織等は、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画を作成する。

市は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し作成を支援する。

3 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等、第一線での活動のほか、平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等、地域社会の中で重要な役割を果たしている。

市は、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、地域の実情に応じて消防団の育成強化を図る。

(1) 消防施設、設備の整備

(2) 消防団員の確保

ア 公募制の導入等、入団募集方法の検討

イ 団員の処遇改善を図る等、活性化対策の推進

ウ 女性消防団員活動を積極的に推進

第3節 防災訓練の実施

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署、自主防災組織

1 総合防災訓練

市は、「県民防災の日」等に、市民参加による総合防災訓練を実施する。

訓練は、防災関係機関等の参加も得ながら多数の市民が参加を求め、避難活動、避難所運営、炊き出し、救助、救護等を内容とする。

また、訓練結果については事後検討を行い、問題点・課題等の把握に努める。

2 個別訓練

市は、防災関係機関と連携して、次の訓練を行う。

- (1) 災害対策本部運営訓練（図上訓練）
- (2) 動員配備訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 情報収集・非常通信訓練

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

市は、事業所や自主防災組織等がそれぞれの状況に応じ訓練の実施ができるよう支援する。

- (1) 事業所（防火管理者）における訓練

ア 学校、病院、工場、事業所、百貨店（大規模小売店舗）及びその他消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づく避難訓練を定期的の実施する。

イ 地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域貢献に努める。

- (2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、市及び消防本部の指導のもと、年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練は、初期消火、応急救護、避難とし、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うよう努める。

- (3) 市民の訓練

市民は、各種の防災訓練への参加、地域の訓練での体験、家庭での防災についての話し合いなどに努める。

第4節 情報収集・伝達体制の整備

主な実施担当	総務課、財政課
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、東日本電信電話株式会社（秋田支店）、株式会社N T T ドコモ（東北支社秋田支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（東北支店）、K D D I 株式会社（東北総支社）、ソフトバンクテレコム株式会社（東北事業所）、ソフトバンクモバイル株式会社（東北事業所）、日本放送協会（秋田放送局）、秋田テレビ株式会社、株式会社秋田放送、秋田朝日放送株式会社、株式会社エフエム秋田、株式会社秋田ケーブルテレビ

1 情報通信設備の整備

（1）通信施設の整備・活用

市は、次の通信施設の整備・活用を図る。

ア 市防災行政無線の整備

現在、市防災行政無線の屋外子局の整備を進めているが、難聴地域の解消、新たな住宅地等に順次増設や、避難所に指定されている学校及び病院等にも、無線の配備に努める。

また、市防災行政無線のデジタル化による双方向通話の確保など、停電や電話の途絶にも、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう努める。

イ 衛星電話等の整備

衛星電話、PHS等の通信手段の整備を図る。

ウ メール

緊急災害情報を携帯電話にメールで配信できる市防災行政情報メールへの登録を呼びかける。

（2）通信施設の耐震化等

市は、情報通信設備の耐震化等を行い災害時の機能確保を図る。

ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

イ 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。特に、防災対策で必要不可欠なシステム（県総合防災情報システム、市防災行政無線等）への非常用電源の確保を進める。

また、自家発電設備等は、必要な燃料の確保と定期点検等による機能の保持に努める。

ウ 耐震化、免震化

通信設備の落下防止等の耐震措置を行う。

2 県総合防災情報システムの運用体制の習熟

市は、市町村及び関係機関へ的確に伝達できる県総合防災情報システムの操作の習熟に努める。

3 その他の通信の活用

市は、民間無線の活用を図るため、アマチュア無線、タクシー無線等の活用について検討する。

4 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の広報に関する協定の締結等により、報道機関との連携体制の構築に努める。

第5節 避難体制の整備

主な実施担当	総務課、社会福祉課、教育総務課、市民課
防災関係機関等	

1 避難計画の作成

(1) 津波避難計画の作成

市は、津波発生時に市民等の安全を確保するため、津波避難計画を作成する。

津波避難計画の内容は、次のとおりである。

ア 避難対象地域

イ 避難困難地域

ウ 避難場所、避難路等

エ 初動体制

オ 津波情報の収集、伝達

カ 津波対策の教育・啓発

キ 避難訓練

ク 避難行動要支援者の対策

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）、不特定多数の者が出入りする駅やスーパー等の施設管理者は、避難計画を策定する。

市は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な助言を行う。

(3) 学校等の避難計画

学校等は、多数の園児、児童生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成する。

2 避難の判断基準の作成

市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づいて、降水量、気象予警報等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に避難準備情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準を設定する。

3 避難場所等の指定

市は、災害対策基本法に基づき次の避難場所等を指定する。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水、風水害などの異常な現象の種類毎に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。

(2) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設である。

(3) 福祉避難所

福祉避難所は、地域に住む支援の必要な高齢者や障害者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するものである。

(4) 津波避難場所

津波から緊急的・一時的に避難することができる施設として、津波浸水が予想される区域において、協定の締結等により既存の安全な建築物等を津波避難場所として指定する。

また、避難場所等の避難施設がない避難困難区域には、国が発表した日本海側の津波に関する推定を踏まえた、県の津波浸水想定の結果が出た段階で改めて整備を検討する。

4 避難場所等の周知

(1) 避難場所等の周知

市は、指定した避難場所や避難経路を市ホームページやハザードマップ等により市民に周知する。

(2) 標識の設置

避難場所の案内板や誘導標識を設置する。

5 避難場所等の環境整備

市は、次のような環境整備に努める。

(1) 非常電源の設置及びその燃料の備蓄

(2) 医療救護、給食、情報伝達、応急給水、仮設トイレ等の応急活動に必要な設備、備品等の備蓄

(3) 毛布、暖房器具等の備蓄、暖房施設等の整備

(4) プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備

6 避難所開設・運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの整備

市は、避難所及び福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成し、公表に努める。マニュアル作成に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年内閣府）に添ったものとする。

また、これらマニュアルに沿って、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施するとともに、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

(2) 避難者の健康管理

市は、避難者又は在宅避難者の健康管理を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施する体制を整備する。

7 ペット同行避難への備え

市は、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、飼い主が餌やケージの備蓄等を行い、災害に備えるよう啓発する。

第6節 物資等供給体制の整備

主な実施担当	総務課、産業課、上下水道課
防災関係機関等	県

1 備蓄の推進

(1) 備蓄目標

発災から3日間は自助・共助（家庭や自主防災組織等）と公助（市・県・支援）により備蓄で対応するものとする。

それぞれの役割分担は、次のとおりとする。

【公助】（7／10）		【自助・共助】（3／10）
1／3	2／3	家庭や地域の備え
県と市の協同備蓄 （県と市で各1／2）	流通備蓄等	

(2) 公的備蓄

市は、住家を失い家庭内備蓄等を持ち出せない被災者を対象として備蓄を行う。

$139,193 \text{ 人} \times 7/10 \times 1/3 \times 1/2 \times 0.0318$ （潟上市の割合）＝516.40…… 目標 517 人
備蓄目標は、県の方針に基づいた自助・共助による、市の備蓄目標を設定する。

なお、県と市との協同備蓄品（19品目）は、次のとおりである。

食料品等	主食、主食（お粥など）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶
防寒用品	毛布、石油ストーブ
衛生用品	トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大入用）、紙おむつ（子供用）、生理用品
発電・照明機材	自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク
その他	タオル、給水袋、医薬品セット

(3) 流通備蓄

市は、食料や生活必需品等の供給について民間事業者等と協定を締結している。今後さらに、流通備蓄の活用に向けて、協定を締結し、確保できる体制を整備する。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、食料、飲料水（1人1日3リットル）、生活必需品の家庭内備蓄及び事業所内備蓄を3日以上行うよう市民への啓発を行う。

2 備蓄倉庫の設置

市は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、避難所となる学校や公民館等に備蓄倉庫を設置することについて検討する。

なお、設置にあたっては、津波浸水区域外や各避難所への分散備蓄等を考慮する。

3 物資受入れ体制の整備

市は、救援物資等を受入れ、仕分け、保管を行う集積場所を指定する。

また、物資の受入れ等の作業や輸送について、倉庫業者や運送業者の協力が受けられるように協定の締結を図る。

4 燃料の確保

市は、緊急輸送車両や暖房等の燃料を優先的に確保できるように、協定を締結するなど燃料販売業者等との協力体制を構築する。

5 給水体制の整備

(1) 給水施設の整備

市は、耐震性貯水槽、受水槽への緊急遮断弁の設置等により飲料水の確保に努める。

(2) 資器材の確保

市は、ポリ容器、ポリ袋等の給水資器材の公的備蓄を行う。また、市民に家庭内備蓄を周知する。

(3) 民間井戸の活用

市は、断水時の生活用水として事業所や個人の井戸を利用できるよう登録制度等を検討する。

第7節 通信施設災害予防対策

主な実施担当	企画政策課
防災関係機関等	五城目警察署、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、秋田テレビ株式会社、株式会社秋田放送、秋田朝日放送株式会社、株式会社エフエム秋田、秋田ケーブルテレビ

1 警察

警察の通信施設の災害予防対策は、次のとおりである。

- (1) 災害発生時においても通信が途絶することがないように警察通信施設の整備を図る。
- (2) 災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信を確保する非常用電源及び警察通信施設の耐震性の向上に努める。
- (3) 警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努める。また、障害発生時においても早期に機能を回復できるよう、平素から保全用物品の整備を図る。
- (4) 大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討する。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的の実施する。

2 電気通信事業者

(1) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

ア 建物及び局内外施設

電気通信設備及び建物等は、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造化を行うとともに、通信網の整備を行う。

イ 災害時に備えての通信の確保

- ① 通信途絶を防止するため、主要な伝送路の多重ルート構成とする。
- ② 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器及び資材等の整備を図る。
- ③ 災害時の輸送を円滑に行うため措置計画を具体的に定める。
- ④ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。

ウ 災害時の措置計画

通信不通地域の解消又は重要通信の確保を図るため、伝送路、交換設備及び運用措置計画を作成する。

エ 災害時の広域応援等

- ① 広範囲な地域で災害が発生した場合は、全国的規模での応援班編成、災害対策用機器及び資材等の確保、それらの輸送体制及び応援者の作業体制等を整備する。
- ② 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配備及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

オ 訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

(2) 株式会社N T T ドコモ

株式会社N T T ドコモの災害予防対策は、次のとおりである。

ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

イ 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資器材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用式資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

イ 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資器材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用式資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

また、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に努める。

イ 災害対策用資機材等の確保と整備

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資器材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用式資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

(5) ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

イ 災害対策用資機材等の確保

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資器材の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用式資機材等の整備点検

災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。

エ 非常食及び生活用備品等の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

3 放送事業者

(1) 日本放送協会秋田放送局

ア 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。

イ 中継回路、連絡回線については、東日本電信電話株式会社秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。

ウ アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。

エ 非常用放送装置を点検整備する。

(2) 株式会社秋田放送

ア 平時から非常災害放送に関する準備、点検、その他の関係事項等、防災及び安全管理の徹底を図る。

イ 非常事態の発生又は発生のおそれがあるときの放送番組について準備する。

ウ 非常災害発生時における放送と通信体制を整備する。

(3) 秋田テレビ株式会社

ア 定期保守及び非常災害訓練を毎年実施し、施設を再点検し防災対策の充実を図る。

イ 中継局の監視制御システムの充実を図る。

ウ エリア内世帯数 1,000 世帯以上の中継局は、全てバッテリー予備電源を設備している。

(4) 秋田朝日放送株式会社

ア 平時から非常災害放送に対する準備に努め、防災対策及び安全管理の徹底を図る。

イ 受電設備及び非常用自家発電装置の点検・保守の充実、並びに燃料補給などに留意する。

ウ 送信設備及び演奏設備の点検整備に努める。

エ 非常災害発生時における放送継続と通信連絡体制の整備を進める。

(5) エフエム秋田株式会社

ア 受電設備及び非常用自家発電装置の点検整備と、燃料の補給及び冷却水の確保に努める。

イ 演奏設備及び送信設備の点検整備とマスター送出体制を強化する。

ウ 送受信アンテナの点検整備及び予備品の補充に努める。

エ 現用設備の障害を想定した非常災害対策訓練を実施する。

(6) 株式会社秋田ケーブルテレビ

ア 伝送路設備及び電源設備の点検整備を行うとともに、非常時に備え燃料の確保に努める。

イ 伝送路設備並びにヘッドエンド設備のケーブル等保守用部材及び予備機器の補充、確保に努める。

ウ 設備の故障発生時を想定し、対応の迅速化を図るため、災害対策訓練を行う。

エ 非常災害発生時における放送の体制を整備する。

第8節 水害予防対策

主な実施担当	総務課、都市建設課、上下水道課、産業課
防災関係機関等	県、潟上市消防団（水防団）

1 河川施設の整備

市は、市の管理河川について河川の改修等の整備を実施するとともに、パトロール等を実施し、安全管理に努める。

また、県の管理河川については、河道拡幅、河床掘削等の整備の早期実現を要請する。

2 下水道の整備

市は、集中豪雨等による市街地等での都市型の浸水被害を防止するため、総合的な下水道整備を検討する。

また、老朽化した下水管や処理施設の適正な維持管理に努める。

3 ため池施設の整備

市は、農業ため池施設の溢水、堤崩壊などによる災害防止に向け、適切な維持管理等による災害防止に努める。

- (1) 老朽化した「ため池」について、「ため池等整備事業」等制度を活用して、補強・改修に努めるとともに、農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行う。
- (2) 地震時や異常気象時のため池の決壊を想定した「ため池ハザードマップ」を作成する。
- (3) ため池の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上、必要に応じて貯水制限、補強・改修工事などを行い施設の安全使用、減災に努める。

4 水防体制の整備

市は、水防活動に使用する水防資機材及び水防倉庫等の整備を図る。

また、水防訓練等を行い水防技術の向上を図る。

第9節 火災予防対策

主な実施担当	総務課、企画政策課、産業課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、潟上市消防団

1 一般火災の予防

(1) 消防力の強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」にあわせて資機材・設備等の充実、消防職員・消防団員の適正な確保、配置に努める。

また、防火水槽などの消防水利を整備する。

(2) 消防職員・団員に対する教育訓練

市及び消防本部は、消防職員・団員に対する教育訓練を実施し、知識及び技術の向上を図る。

また、警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂、ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有、惨事ストレス対策の確立を図る。

(3) 予防査察

消防本部は、必要に応じて関係の場所へ立入等、予防査察を実施する。

(4) 防火管理者制度の徹底指導

消防本部は、消防法8条の規定に基づき、学校、病院、工場、旅館、興業場、文化財等特殊建築物における防火管理者制度の徹底について指導する。

(5) 火災予防条例等の周知徹底

消防本部は、市民に対し火災予防条例等火災予防に関する規則の周知徹底や住宅用火災警報器の設置促進を図る。

2 林野火災の予防

(1) 山火事予防連絡協議会

市及び消防本部は、県が開催する山火事予防連絡協議会に参加し、山火事の予防と消火体制等を協議する。

(2) 広報・啓発の充実

消防本部は、山火事の発生するおそれのある時期に、重点的に広報・啓発を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

ア 山火事予防運動の実施 4月1日～5月31日

イ ポスター、表示板等の設置

ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及

エ 報道機関を通じて啓発宣伝

(3) 巡視員の配置

市は、入林者に対する火気取扱い指導、火気の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、必要に応じ巡視員を配備して警戒する。

(4) 火入れに対する許可

消防本部は、火入れを行う場合、森林法に基づき許可及び許可条件を遵守させる。

また、ゴミの焼却、たき火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

(5) 訓練の実施

消防本部は、林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、必要に応じて訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

第10節 危険物施設等災害予防対策

主な実施担当	総務課、市民課
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署、一般社団法人秋田県LPGガス協会、湖東瓦斯株式会社

危険物・有毒物の種類及び形態を次のとおり区分する。

区分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危険物	製造所、貯蔵所、取扱所	消防法	製造工場 屋外タンク貯蔵所 ガソリンスタンド
火薬類	製造施設、火薬庫	火取法	製造、貯蔵、販売
高圧ガス 都市ガス LPGガス	製造所 充てん所、販売所 使用消費施設 輸送施設(車両)	高圧ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 LPG充てん所 家庭LPG 高圧ガス輸送車
毒物・劇物	販売所 使用施設 輸送施設(車両)	毒劇物法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両

1 危険物

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 消防本部は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。

(2) 資機材の整備

ア 消防本部は、化学消防車や消火剤等の整備を図り、化学消防能力を向上させる。

イ 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を図る。

(3) 教育訓練の実施

ア 施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震災害時における対処能力を向上させる。

(4) 自衛消防組織の強化

施設の管理者は、自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

2 火薬類

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 県は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 県は、保安講習会及び技術研修会を実施して、管理、保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ 施設の管理者は、訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

3 高圧ガス

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 関係検査機関は、定期的に保安検査を実施し、施設及び設備の改善について指導する。県は、随時立入検査を実施して同様に指導する。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業務別の保安講習会等を実施し、施設及び設備の改善について指導する。

イ 施設の管理者、従業員の管理、保安に関する知識、技能を向上させる。

ウ 訓練を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

4 都市ガス

湖東瓦斯株式会社は、次の予防対策を実施する。

(1) 地域防災体制

地震発生時の緊急措置及び復旧作業を行う次の地震防災対策をあらかじめ整える。

ア 地震防災体制は、全社的な組織として、災害対策本部置くとともに、緊急措置を行う要員については、動員基準をあらかじめ定める。

イ 緊急措置に用いる設備・資機材はあらかじめ準備するとともに、復旧作業に用いる設備・資機材については備蓄の必要性を検討する。

ウ 地震が発生した際には、あらかじめ定めたとおりに行動し、必要な緊急措置を行い、供給停止を行った場合には、引き続き復旧作業を行う。

エ 保安規程に基づき教育・訓練を実施する。

(2) 製造所に関する設備・予防対策

製造所においては、被害を予防するため、設備の重要度に応じた耐震設計を行い、定期的な点検や補修等を行い耐震性能の維持を図る。

(3) 本支管・供給管に関する設備・予防対策

本支管・供給管等については、その重要度に応じて要求される所要の耐震設計を行い、既設のものにあつては、設備の重要度、地形・地盤条件、被害発生時の社会的影響度等を勘案し、必要に応じて耐震性向上対策を行うとともに、導管網のブロック化を維持する。

(4) 内管・開閉栓に関する設備・予防対策

内管設備は、マイコンメーター、又は保安重要度に応じたガスしゃ断装置の設置と、可とう性に優れた配管を用いて新設しており、既存のものにあつては必要に応じて入取替をお勧めし、耐震性を高めている。

ガス消費機器等を適切に設置することにより、被害を最小限に止め、かつ被災時の復旧も円滑に進めることができることから、ガス使用者の保安意識の醸成のためガス消費機器の操作や日常管理等について周知を継続する。

5 LPガス

(1) 施設及び設備の維持管理

ア LPガス充填所等の施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期点検を実施して常に最良の状態に維持する。

イ 県は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

施設の管理者は、災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 県は、地区別、業務別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ 施設の管理者は、訓練を実施して、災害の発生時における対処能力の向上を図る。

(4) 自主保安体制の充実

施設の管理者は、保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

6 毒物・劇物

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態を保持する。

イ 県は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における連絡通報、応急対策が適切に実施できるよう防災体制を確立する。

第11節 建築物災害予防対策

主な実施担当	総務課、財政課、市民課
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部

1 公共建築物

市が所有する主な施設は、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難・救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、施設管理者が防災点検及び耐火・不燃化等の確保に努める。

2 一般建築物

(1) 既存建築物に対する改善指導

旅館、工場、倉庫等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

(2) 消防同意制度の活用

県及び消防本部は、建築基準法及び消防法の規定による消防同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(3) 空き家等の災害対策

市は、老朽化した危険空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置をとるよう指導する。

3 雪おろし指導等

市は、雪による建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施する。

4 防災上重要な施設等のバックアップ体制の整備

市は、市庁舎等の施設について、災害時の停電に備え自家発電設備やシステムのバッテリー、無停電電源装置等の整備を図る。

第12節 土砂災害予防対策

主な実施担当	総務課、都市建設課、産業課
防災関係機関等	県

1 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法により土砂災害の危険箇所を調査し、市の意見を求めて土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

市は、土砂災害計画区域等に指定された場合は、対象区域で指定について説明会を開催する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、土砂災害警戒区域等の危険区域を示したハザードマップ等を作成し配布する。

また、市ホームページ等に土砂災害危険箇所の情報を掲載し、住民への周知を図る。

(3) 警戒避難体制の整備

市は、避難準備情報・避難勧告及び指示の発表基準を定める。

また、区域ごとに避難情報の伝達方法、避難場所等を定めるとともに、自主避難体制について指導するなど、警戒避難体制を整備する。

(4) 土砂災害特別警戒区域での対策

市は、居住を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったとき、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

また、住宅地の分譲や災害時要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査を行うこととする。特に、著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対しては、移転等の勧告を行う。

2 砂防事業

(1) 急傾斜地崩壊危険対策

県は、急傾斜地法に基づき急傾斜地崩壊危険箇所を指定し、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告・命令、防止工事等を実施する。

(2) 地すべり防止対策

県は、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為を制限する。

また、緊急度の高い区域から防止工事を実施する。

(3) 土石流対策

県は、砂防法に基づき土石流危険渓流を指定し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事等を実施する。

3 治山事業

県は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定するとともに、計画的に治山事業を実施する。

4 住宅の移転

災害危険区域については防護対処に巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、危険地域住民の住宅を移転し、安全を確保する。

県は、災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近接危険住宅移転事業
- (3) 秋田県災害危険住宅移転事業

第13節 公共施設の災害予防対策

主な実施担当	都市建設課、上下水道課
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社（秋田支店）

1 道路・橋梁の点検・整備

（1）道路

道路管理者は、道路防災総点検の結果に基づき、危険箇所の点検及び施設の整備を計画的に実施する。

市は、市道について、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅など、幹線道路・生活道路の整備を実施する。また、整備された道路の冠水対策として緊急性の高い地域を中心に雨水浸透枳や貯留施設を整備する。

（2）橋梁

道路管理者は、道路防災総点検の結果に基づき、橋梁の点検及び施設の整備を計画的に実施する。

市は、管理橋梁に対し、点検調査を行い予防的な修繕ができるよう橋梁長寿命化修繕計画を策定し、コスト縮減と長寿命化を図るとともに安全性を確保する。

2 水道施設

（1）施設の整備

市は、取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物は、安全性の診断等の実施により、その老朽度及び構造を踏まえ、安全性の低い施設について補強、増強等を行う。

また、老朽化した送水管及び配水管は、耐震性のある管路、継手に取り替える。

（2）給水体制の整備

市は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

3 下水道施設及び農業集落排水施設

市は、災害発生時においても、下水道機能を保持することができるよう、施設の安全性強化に努め、災害対策用資機材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

（1）施設の安全性の向上

下水道施設の建設に当たっては、管渠等の施設ごとに十分な安全性を確保する。

浸水が想定されるマンホールポンプ等では、防水扉設置等の耐水対策を実施する。

（2）下水道台帳等の整備

下水道台帳、施設図面、維持管理記録簿等を平時から整備し、災害時の応急復旧活動に支障の出ないように適正に管理する。

（3）応急対策及び復旧工事用資機材等の確保

被害状況調査用資機材及び応急復旧用資機材等について、調達方法及び保管場所等を定める。

4 電力施設

東北電力株式会社は、電力の安定供給を図るため、災害から防護する施設の改善、非常体制、応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

(1) 発電施設

- ア 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。
- イ 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。
- ウ 重点系統保護継電装置を強化する。

(2) 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。
- イ 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- ウ 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- エ 各種避雷装置等の増強により耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

(3) 通信設備

- ア 移動無線応援体制を強化する。
- イ 無停電電源及び予備電源を強化する。
- ウ 無停電電源（UPS）及び予備電源を強化する。

(4) 施設の予防点検

- ア 定期的に電気施設の巡視点検を実施する。
- イ 災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施する。

(5) 災害復旧体制

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(6) 防災訓練

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。
- イ 各防災機関が主催する訓練に参加する。

5 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、災害から鉄道施設を防護するため、路線諸設備の点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

施設の維持管理、補強措置等は、次のとおりである。

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修とともに橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の維持補修に努める。

- (7) 路線周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時における線路警戒体制を確立する。
- (9) その他防災上必要な設備の改良

6 社会公共施設

(1) 福祉施設

福祉施設の管理者、設置者は、次の対策を実施する。

- ア 災害時に職員が迅速かつ冷静に避難誘導等ができるように訓練を実施する。
- イ 自衛防災組織を編成するとともに消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、定期的に避難誘導訓練等を実施する。
- ウ 災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。
- エ 防火管理体制について、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- オ 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合に応援が得られるよう地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

(2) 医療施設

医療施設の管理者、設置者は、次の対策を実施する。

ア 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟毎にその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力避難が困難な患者の避難救助体制を確立する。

特に、休日、夜間における避難救助体制について確立を図るとともに、消防署等への早期通報体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。

オ ライフラインの確保

次の設備等の整備に努めるものとする。

- ① ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- ② 水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- ③ メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第14節 風害の予防対策

主な実施担当	総務課、産業課、教育総務課
防災関係機関等	県、あきた湖東農業協同組合、秋田みなみ農業協同組合、秋田県漁業協同組合天王支所、八郎湖増殖漁業協同組合、湖東森林組合

1 知識の普及啓発

市は、竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、「雷注意報」、「竜巻注意情報」等の気象情報の確認や頑丈な建物への待避等、身を守るための知識についての普及・啓発を図る。

2 監視・情報収集体制の整備

市は、気象情報等や市域の状況を監視し、市民等に注意喚起等ができるよう、関係機関と連携した市の体制を定める。

3 各機関の風害予防対策

(1) 防風林等の整備

湖東森林組合等は、強風から森林を防護するため、スギ人工林の適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林は、改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。

県は、防風保安林の整備、拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。

(2) 農作物等の対策

県及び農業関係機関は、農作物の倒伏、農業用施設の倒壊防止対策等の推進を指導する。

(3) 火災予防対策

消防本部は、フェーン現象等に対し次の対策を実施する。

ア 火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。

イ 必要により火災警報を発令するとともに必要な人員を招集して出動体制を強化する。

ウ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。

エ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。

(4) 漁業対策

漁業協同組合は、気象予警報を的確に把握し、必要により出漁中止、又は帰港等の指導・通報を行う体制を整備する。

また、漁船所有者は、漁船の係留、魚網及び漁具等の流出防止に努める。

(5) 学校対策

市は、学校等の建物を点検し、老朽部分を補強するとともに、状況に応じた児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を定める。

(6) 建物対策

家屋の管理者は、家屋、その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置を行う。

第15節 雪害の予防対策

主な実施担当	総務課、都市建設課、企画政策課、産業課、長寿社会課、教育総務課、幼児教育課、文化スポーツ課
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、東日本旅客鉄道株式会社、秋田中央交通株式会社、秋田中央トランスポート株式会社、自治会

1 冬季の交通確保

(1) 道路の除排雪

道路管理者は、管理する道路について、次の対策を行う。

ア 除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により市のみの対応では困難な場合において、国及び県は、除排雪機材の提供や関連業者のあっせんなど積極的に支援する。

イ 除排雪車両の更新や増強など除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。

ウ 降積雪時報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。

エ 豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、緊急確保路線※について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の態勢を確立する。

※緊急確保路線：緊急体制時に交通を確保すべき路線で、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して、国土交通省道路局長が指定する。

(2) バス運行の確保

バス事業者は、県、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

(3) 鉄道輸送の運行確保

東日本旅客鉄道株式会社は、雪害による列車の運休などを最小限にとどめるため、防雪及び除排雪体制を確立し、設備及び機械類の整備増強、並びに降雪状況に対応できる運転計画の策定し列車の運行を確保する。

細部は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社の「雪害対策計画」による。

2 地域ぐるみの除排雪への支援

市は、自治会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、次の支援を行うよう努める。

(1) 住民による道路除雪によって堆積された排雪への協力

(2) 市街地における凍結した根雪の除去（雪割り）

(3) 自動車交通が困難な区間の排雪

また、国及び県は、市町村の支援に対し協力するとともに必要な指導、助言を行う。

3 交通指導取締り

警察署は、積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、冬用タイヤへの交換指導など、交通指導取締りを実施する。

4 雪崩防止対策

(1) 雪崩危険箇所の点検

道路管理者は、雪崩の危険箇所について、降雪前に道路法面の植生状況及び雪崩予防柵等の点検を行う。また、融雪期にはパトロールを実施し、積雪表面の点検を行う。

市は、住宅背後の雪崩危険箇所について、降雪前に道路法面の植生状況及び雪崩予防柵等の点検を行う。

(2) 雪崩の防止対策

市は、「雪崩発生危険箇所」に「雪崩予防柵」や「スノーシェッド」などの雪崩防止施設の整備を進める。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができている時は、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

(3) 警戒避難対策

ア 市は、住民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の住民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。

イ 市及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩発生のおそれがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。

ウ 市は、雪崩により被災を受けない避難所を指定する。

エ 市及び宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。

オ 市は、警戒・避難体制などソフト対策における実施体制を整備する。

5 民生対策

(1) 住民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理は、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平時から次のことに留意し雪害に備える。

降雪前の準備	① 除排雪用具の事前の準備 ② 住宅の屋内外の点検 ③ 食料、飲料水及び燃料等の備蓄
降雪期における対応	① 気象情報の把握 ② 公共交通機関の積極的な利用 ③ 火災に備えた避難路の確保 ④ 雪下ろし作業時等の安全確保 ⑤ 路上駐車 of 自粛 ⑥ 住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛 ⑦ 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除雪への協力

(2) 地域コミュニティの対応

豪雪時に自身による除排雪が困難な方は、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。

そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

降雪前からの準備	① 地域の情報収集・伝達体制の確立 ② 防災知識の普及 ③ 防災資機材の備蓄・管理
降雪期における対応	① 地域内の空き屋対策 ② 出火防止、初期消火活動 ③ 地域内の被害状況の情報収集 ④ 住民に対する防災情報の伝達 ⑤ 救出救護の実施・協力 ⑥ 災害時要配慮者への支援 ⑦ 地域ぐるみの一斉除排雪

(3) 地域における体制

市は、地域と連携して、地域コミュニティの機能強化等により高齢者世帯等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

(4) 住民への情報提供

ア 降雪前の広報活動

① 住民への防災知識の普及

市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報誌を配布し、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から住民への周知を図る。

また、雪崩防災週間（12月1日～7日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

② 住民への雪下ろし企業の紹介等

市は、住家の雪下ろしを実施する業者、また雪下ろし費用の目安について、降雪前に住民に対しチラシや広報などで提供するように努める。

③ 住民への雪捨て場等の情報提供

市は、広報誌、ホームページなどの手段を活用し、住民等からの排雪を受け入れる雪捨て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

④ 除排雪作業時の安全対策の周知

市は、広報紙やポスター、講習会等により安全な除排雪作業の普及を図る。

イ 降雪期における広報活動

① 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩、落雪等による人身事故及び建造物の損傷を防止するため、次の事項を指導徹底する。

- ・雪崩及び落雪の危険地域に対する立ち入り、通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。

- ・屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。
(屋根の積雪量 70 cm以上になれば危険)
- ・一人暮らし高齢者世帯等の避難行動要支援者世帯の雪下ろしは、地域関係者やボランティア等の協力を得て実施する。

② 雪下ろし注意情報

県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。市は、市防災行政無線等を通じて、市民に注意を喚起する。

(5) 除排雪に関するボランティア活動

ア ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者が望ましい。

イ 安全の確保

ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努めなければならない。

- ① 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
- ② 気温の上昇による屋根からの落雪による事故
- ③ 重機（ロータリー車等）に巻き込まれるなどの交通事故

ウ 健康対策

市、潟上市社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮する。

エ ボランティア活動保険への加入

除雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入する。

オ 事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入する。

6 農林漁業対策

市は、積雪による農林水産業の被害を軽減するため、農業関係団体等に指導を行う。

7 文教対策

市は、児童生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施する。

第16節 農林漁業災害の予防対策

主な実施担当	産業課
防災関係機関等	県、あきた湖東農業協同組合、秋田みなみ農業協同組合、秋田県漁業協同組合天王支所、八郎湖増殖漁業協同組合、新城川土地改良区、飯田川土地改良区、昭和土地改良区、天王土地改良区

1 農地及び農業用施設

県等は、老朽化した農業用ため池、頭首工、樋門、揚配水機場、水路等の用排水施設は、県営又は団体営事業で補強、改修を実施する。

2 農作物

(1) 農業気象情報の伝達

ア 市は、定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む）を作成配布するなど、農家への徹底を図る。

イ 市は、冷霜害等に関する気象情報を速やかに伝達するとともに、報道機関等の協力を得て災害予防対策の徹底を図る。

(2) 栽培技術指導等

農業関係団体は、気象条件に対応できる農業技術の向上に努める。

3 農林漁業災害対策

市及び農林漁業関係団体は、それぞれの災害に対応した施設の保全、農作物等の予防措置を講じる。

第17節 危険物等大量流出災害の予防対策

主な実施担当	総務課、産業課
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）

1 設備、資機材の整備等

市は、県、消防本部及び第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）と連携し災害の防止を図る。

（1）災害の未然防止

- ア 施設を定期的に点検して漏油防止に努める。
- イ 船舶及び事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行う。

（2）防災資機材の整備・備蓄

- ア 流出油の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を備蓄する。
- イ ガス検知器等の防災機器の整備を促進する。
- ウ 資機材を定期的に点検し、老朽化したものは計画的に更新する。

2 事業所の対応

（1）相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

（2）訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に参加する。

第18節 文化財災害の予防対策

主な実施担当	文化スポーツ課
防災関係機関等	

1 有形文化財（建造物）

- (1) 市は、災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- (3) 市は、地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民、見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 市は、建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- (5) 市は、延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地进行を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- (6) 市は、文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

2 有形文化財（建造物以外）

- (1) 市は、災害から文化財を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- (3) 市は、地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民、見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
- (4) 市は、美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。また、市は、必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- (5) 市は、文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

3 記念物

- (1) 市は、警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (3) 市は、災害によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

4 被災古文書等の保全

市は、災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、市民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

第19節 特殊災害の予防対策

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）

1 航空機災害

市及び消防本部は、航空機災害発生時において、その責任を遂行するため、次の対策を推進する。

（1）消防力の強化

消防本部は、化学消防車、化学消火剤等を整備する。

（2）各種計画の策定

消防本部は、航空機災害に関する消火、救助・救急活動に関する対策について計画を策定する。

（3）消防訓練

消防本部は、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を航空管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

2 海上災害

市は、漁港区域内において、次の災害防止対策を講じる。

（1）漁港施設の適切な維持管理により、災害の未然防止に努める。

（2）消火、救護、警備及び避難誘導に必要な資機材及び設備の整備に努める。

（3）関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努める。

（4）海上火災発生時における応急活動体制の整備を図る。

3 危険物輸送事故災害

警察署は、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）を運搬するタンクローリーやトラック等の危険物等積載運搬車両事故による災害防止のために、次の対策を講じる。

（1）運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。

（2）危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。

（3）危険物等の運送事業者に対し、安全運行計画の作成、並びに運行管理の指導を徹底するとともに運転者への安全運転の励行、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについて指導する。

（4）秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会は、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送又は中和作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故に対する課題の整理と発生時の対応に備える。

- (5) 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

4 放射性物質災害

(1) 広報活動

市及び事業責任者等（放射性物質について輸送の責任を有する者及び放射性同位元素等使用事業所の責任者）は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想区域住民に対しては、広報車、市防災行政無線等あらゆる通報手段を駆使して伝達する。

(2) 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置及び交通規制措置、並びに地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期する。

放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を実施する。

(3) 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、おおむね次の対応措置を実施する。

ア 人命救助、応急手当

イ 消防署及び関係機関への通報・連絡

ウ 初期消火

エ 二次災害回避のための交通整理

第20節 廃棄物処理体制の整備

主な実施担当	市民課
防災関係機関等	

1 廃棄物処理施設の整備

市は、災害廃棄物の処理について次の対策を実施する。

- (1) 耐震化、不燃堅牢化等を図る。
- (2) 施設や収集運搬車両駐車場の浸水対策を講じる。
- (3) 非常用自家発電設備等の整備
- (4) 断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保
- (5) 施設の補修等に必要な資機材の備蓄

2 応援体制の整備

市は、施設の能力を超える場合や処理施設が被災した場合に備え、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と相互協力体制を整備する。

3 仮設トイレ等の整備

市は、仮設トイレやその管理に必要な薬剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

4 廃棄物処理計画の作成

市は、廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、生活ごみ等、し尿等及び災害廃棄物の処理計画を作成する。

第21節 医療救護体制の整備

主な実施担当	健康推進課
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、一般社団法人男鹿潟上南秋 医師会、一般社団法人男鹿市南秋田郡歯科医師会、特例社団法人秋田中 央薬剤師会、診療所、病院

1 医療救護体制の整備

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び市内の医療機関との協定締結や連絡調整により、医療救護体制を整備する。

(1) 負傷者等への医療体制

災害時の負傷者等に対応するための救護所の設置、救護班の編成・派遣等について体制を構築する。

また、市内在住の退職した看護師有資格者等の活用について検討する。

(2) 被災者の健康管理体制

在宅の人工透析患者、酸素発生装置装着者等の難病者に対する対応や搬送体制を構築する。

(3) 被災者の健康管理体制

避難所等における被災者の健康管理等について体制を構築する。

2 医薬品等の確保体制の整備

(1) 備蓄

市は、応急手当等に使用する医薬品等の備蓄を行う。

(2) 医薬品等の確保体制

市は、薬剤師会等との連携により医薬品や医療用資機材の供給が受けられる体制を構築する。

3 医療機関の備え

診療所、病院は、災害が発生した場合の入院患者や職員の避難等安全確保対策、災害が発生した場合に疾病者の対応が可能なように、非常電源装置の設置、燃料、医薬品、飲料水等の備蓄に努める。

4 自主救護能力の向上

市民は、応急手当やAEDの使用ができるよう訓練等を行い、自主救護能力の向上に努める。

消防本部は、自主防災組織の訓練を指導する。

第22節 緊急輸送体制の整備

主な実施担当	総務課、都市建設課
防災関係機関等	潟上市建設産業協会

1 輸送体制の整備

- (1) 関係機関相互の連携の強化
市は、災害時の輸送について輸送事業者と協定を締結する。
- (2) 緊急通行車両等の事前届出、手続き
市は、市有車両について緊急通行車両の事前届出を公安委員会に行う。
- (3) 燃料の確保
市は、市有車両等への燃料を優性的の給油できるよう、市内の石油販売事業者との間に協定を締結する。

2 緊急輸送道路の指定等

- (1) 緊急輸送道路の指定
県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を作成し、第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路を指定している。
市は、これらの道路と市役所及び防災拠点施設等を結ぶ道路を市の緊急輸送道路として指定する。
- (2) 道路障害物除去の作業体制
市は、災害発生時の緊急輸送道路の障害物除去が迅速に行われるよう潟上市建設産業協会等との協力体制を構築する。

3 輸送拠点施設の指定

- (1) 物資輸送拠点の指定
市は、救援物資の受入れ、仕分け、管理をするための物資輸送拠点を市の公共施設から選定し指定する。
- (2) 臨時ヘリポートの指定
市は、ヘリコプターが離着陸可能な空地进行を臨時ヘリポートとして指定する。

第23節 要配慮者支援体制の整備

主な実施担当	総務課、長寿社会課、社会福祉課、市民課、教育総務課
防災関係機関等	県、五城目警察署、潟上市社会福祉協議会、福祉サービス事業者等、福祉関係団体等、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、潟上市消防団、自主防災組織、自治会

1 基本事項

(1) 災害時要援護者避難支援計画

市は、災害時に自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の避難支援を迅速かつ的確に行うため、防災関係及び福祉関係機関並びに地域社会が連携し、災害が起きる前から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、平成22年3月に「災害時要援護者避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）」を作成している。

この避難支援プランに基づき、対策を実施する。

(2) 用語の定義

避難支援プランでは、支援を要する者を「要配慮者」としているが、本計画では、災害対策基本法に基づき、要配慮者と避難行動要支援者の用語を使用する。

ア 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要援護者と同義）

イ 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2 避難行動要支援者対策

市は、避難行動要支援者名簿を作成し、「避難支援プラン」に基づいて支援体制を構築する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、市、自治会、自主防災組織、民生児童委員、潟上市社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等、その他福祉関係団体等、消防本部、消防団、教育委員会、五城目警察署、県福祉事務所、県地域振興局とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び個人情報の入手方法

必要な手続きを経て次の台帳に登録されている者の情報を名簿作成に利用する。

ア 要介護・要支援認定台帳

イ 身体障害者手帳交付台帳

ウ 療育手帳交付台帳

エ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

(3) 名簿の提供、更新

名簿を関係部課で共有するとともに、必要のある場合は条件を付して自治会、自主防災組織及び民生児童委員等に提供する。更新は、毎年実施する。

(4) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

名簿を保管する自治会代表者、自主防災組織代表者からは個人情報保護について誓約書の提出を受ける。

(5) 個別計画の作成

名簿に記載された避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織及び民生児童委員等とともに状況を調査し、避難行動要支援者を特定し、個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画を作成する。個別計画の原本は市が保管し、副本は、避難行動要支援者本人、避難支援者、自治会、自主防災組織、消防団、民生児童委員等が共有する。

(6) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、市防災行政無線のほか、有線放送、ファクシミリ、電子メール、放送事業者や広報車等様々な手段を確保する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用も検討する。

(7) 避難支援等関係者の安全措置

津波到達時間によっては、支援が困難な場合があることを要支援者に説明する。

(8) 避難訓練

市は、避難支援に関係する機関と協力・連携し、防災訓練等において要支援者の避難支援訓練を実施する。

3 避難所等における支援体制の構築

市及び避難所の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認する。

また、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握するよう努める。

4 福祉避難所の指定等

(1) 福祉避難所の指定

市は、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設、養護学校等を福祉避難所として指定し、あわせて社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2) 福祉避難所の設置・運営

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等について福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

第24節 災害ボランティア活動支援体制の整備

主な実施担当	社会福祉課
防災関係機関等	潟上市社会福祉協議会

1 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害ボランティア活動の中心となる潟上市社会福祉協議会等と連携して、効果的なボランティア活動が可能となるような環境整備を進める。

(1) 活動支援拠点

災害ボランティア活動の支援を行う場所を指定する。

(2) ボランティア等の養成

市は、潟上市社会福祉協議会、県及び日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア関係団体と連携を図り、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、資機材の整備に努める。

(3) 普及・啓発

市及び潟上市社会福祉協議会は、広報紙、ホームページ等により、災害ボランティア普及・啓発を図る。

また、ボランティア受入れ訓練等により習熟を図る。

2 災害ボランティア活動への支援

潟上市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるように、市等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。

第25節 広域応援体制の整備

主な実施担当	総務課、企画政策課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部

1 相互応援体制の整備

市は、大規模災害により広範囲に被災した場合に備えて、県外の自治体との相互応援協定の締結に努め、締結した自治体との情報交換や連絡を行う。

2 受援体制の整備

市及び消防本部は、災害時に国、県、全国の自治体からの応援隊や緊急消防援助隊を効果的に受け入れるため、受入拠点の指定、連絡方法、担当者の指定などの受援体制を整備する。

3 被災地への支援体制

市は、市域以外で災害が発生し応援要請を受けた場合に、迅速に応援を派遣できるよう支援担当等を定める。

第26節 大規模停電対策

主な実施担当	総務課、財政課
防災関係機関等	

1 避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。

なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 非常用電源の用途及び容量
- (2) 非常用電源を供給する機器の選定
- (3) 機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

2 非常用発電機の燃料確保

市は、停電が長期に及ぶ場合でも非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

3 停電に備えた体制の整備

市は、各施設において、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員への周知に努める。

また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 自衛隊災害派遣要請

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県、陸上自衛隊第21普通科連隊（第3科）、航空自衛隊秋田救難隊（総括班）

1 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

（1）手続き

ア 自衛隊の派遣要請を要求する場合は、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって行う。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

イ 緊急を要する場合は、電話・FAX・無線等により行い、事後速やかに文書を送達する。

ウ 通信の途絶により要求ができない場合は、直接派遣の目的及び災害の状況を自衛隊へ通知する。この通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

エ 事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、要請を要求するいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

（2）災害派遣連絡窓口

災害派遣連絡窓口は次のとおりである。

部隊名	住所	電話	F A X	秋田県総合防災 情報システム
陸上自衛隊 第21普通科連隊 （第3科）	秋田市 寺内字将軍野1	一般 845-0125 （内線 235） 衛星 197-59	一般 845-0125 衛星 197-50	30-627
航空自衛隊 秋田救難隊 （総括班）	秋田市 雄和椿川字山 籠23-26	一般 886-3320 （内線 270） 衛星 198-59	一般 886-3320 衛星 198-50	30-627

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊の指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。その判断の基準とすべき事項については、次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待っていないとまがないと認められること

3 派遣部隊の任務

自衛隊派遣部隊の任務は、次のとおりである。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 派遣部隊の受入れ及び準備すべき事項

(1) 受入れ場所

市は、自衛隊の派遣部隊の受入れ場所を次の場所に設置する。

- ア 鞍掛沼公園多目的広場
- イ 天王多目的健康広場
- ウ 飯田川南公園一帯

(2) 連絡員の派遣要請

市は、災害対策本部に派遣部隊の長又は連絡員の派遣を要請し、応急対策の調整を図る。

(3) 活動支援措置

市は、自衛隊の活動を支援するため次の措置をとる。

- ア 県及び部隊指揮官との連絡責任者の指定
- イ 派遣部隊誘導のため要員の派遣
- ウ 集結場所等に係る図面等の提供
- エ 集結場所等に集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用
- オ 近隣住民等との調整 等

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に、市長等、警察官又は海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入り制限・禁止又は退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作場等の除去等
- (4) 住民等の応急措置業務への従事

6 派遣部隊の撤収

市は、災害派遣の目的を達成したとき撤収要請を行い、連隊長等と協議する。

また、連隊長が派遣の必要がなくなったと認めた場合も同様に協議する。

7 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。

ただし、その区分に定めがないものについては、その都度協議の上、決定する。

(1) 自衛隊が負担する経費

ア. 部隊の輸送費 イ. 隊員の給与 ウ. 隊員の食料費 エ. その他部隊に直接必要な経費

(2) 市が負担する経費

市は、(1) 以外の経費を負担する。

第2節 広域応援

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県、県内市町村、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部

1 県、市町村等への応援要請

(1) 防災関係機関等による応援

市は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、法律に基づき、職員の派遣、あっせん等を要請する。

要請先	内 容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	災害対策基本法 68 条
知事	指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条 2
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第 30 条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の派遣	災害対策基本法第 30 条 2 地方自治法第 252 条の 17
市町村長	応援の要求	災害対策基本法第 67 条

(2) 県・県内市町村による応援

市は、県及び市町村相互の応援に関する協定により、県及び県内市町村に応援を要請する。応援要請は県を通じて行うが、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接応援を要請する。

(3) 協定締結市町村による応援

市は、市町村と締結した相互応援協定に基づき、応援を要請する。応援を締結している市町村は、次のとおりである。

協定名	締結先
災害時における相互援助に関する協定書	秋田県内 13 市
大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助	秋田市、大仙市、仙北市、雫石町、 滝沢市、盛岡市、宮古市

2 消防機関への応援要請

(1) 広域消防応援

消防本部は、「秋田県広域消防相互応援協定」、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、応援を要請する。

(2) 緊急消防消防援助隊

消防本部は、大規模災害時に管内の消防力及び県内の消防応援だけで十分な対応ができないと判断された場合、「秋田県緊急消防援助隊受援計画」（平成 19 年 3 月策定）の規定に基づき、知事に応援要請する。

3 その他の機関、団体等への応援要請

市は、防災関係機関、事業所、団体等との協定に基づき、応援を要請する。
市が締結している協定は、資料編に掲載のとおりである。

4 応援の受入れ

市は、応援隊を受け入れるために、集結地を指定するとともに、応援隊から連絡員の派遣を要請する。市の担当班は、効果的な応急対策ができるよう応援隊と調整を図る。

なお、原則として、応援隊の補給は応援隊で自弁するよう要請する。

応援隊の集結地は、次のとおりとする。

- (1) 消防応援隊の集結地は、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、飯田川南公園一帯とする。
- (2) その他の応援部隊の集結地は、市役所駐車場、鞍掛沼公園多目的広場・天王多目的健康広場とする。

第3節 予報、警報等の発表・伝達

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、情報班
防災関係機関等	気象庁（秋田地方気象台）、県

1 気象情報等

秋田地方気象台等は、特別警報、警報、注意報及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報を発表する。これらの情報は次のとおりである。

なお、本市が属する予報区は「秋田県」、一次細分区域名は「沿岸」、市町村等をまとめた地域は「秋田中央地域」である。

（1）注意報・警報

注意報・警報の種類は、次のとおりである。

注意報	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、融雪注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷・着雪注意報
警報	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報

（2）特別警報

特別警報は、数十年に1度の現象が予想される場合に発表される。種類は、次のとおりである。

特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
------	--------------------

（3）記録的短時間大雨情報

1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合に発表される。

（4）竜巻注意情報等

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけるために発表される。

また、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を提供する。

（5）火災気象通報・火災警報

秋田地方気象台は、消防法第22条に基づき気象の状況が火災の予防上危険と認められるときは、知事に通報し、知事は、市長に通報する。

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険と認められるときは、火災に関する警報を発することができる。その場合、組合条例で定める火の使用の制限を行う。

火災に関する警報の発令基準は、次のとおりである。

ア 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下の見込のとき

イ 実効湿度70%以下で、平均風速8 m/s以上の見込のとき

ウ 平均風速が、沿岸 12m/s 以上、内陸 10m/s 以上の見込のとき

注) 雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と秋田地方気象台が共同で発表する情報であり、県から市に総合防災情報システム等を通じて伝達される。

市は、土砂災害警戒情報が伝達された場合は、より詳細な補足情報を得るため、県のホームページで土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認する。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒情報を補足する情報。5km四方の領域（メッシュ）毎に、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害発生の危険度を5段階に階級表示した情報で、分布図で表示される。各5kmメッシュ毎に、解析時刻・1時間先予測・2時間先予測の中で最大の土砂災害警戒判定値が10分毎に更新されている。

2 情報の伝達

市は、市防災行政無線、市防災行政情報メール、ホームページ、広報車の巡回で伝達する。

特に、特別警報を受けた場合は、直ちに住民等に情報を伝達する。

土砂災害警戒情報を受けた場合は、土砂災害警戒区域等の住民に電話等により伝達する。

第4節 災害情報の収集・報告

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、情報班、庁舎・車両班、消防班、物資班、福祉班、建設班、上 下水道班、市民班
防災関係機関等	陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 災害情報の収集

(1) 被害情報の収集

市は、被害発生のお知らせがあった場合は、調査班を編成して被害状況を確認する。

また、消防本部及び警察署が把握した被害状況、ライフライン機関の被害情報等を入
手する。

(2) 情報の整理

市は、収集した被害情報を本部で図表にとりまとめ、本部及び防災関係機関で共有で
きるよう整理する。

2 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に
通報するものとする。市は、発見者から通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、
県その他関係機関に通報する。

(2) 観測者の通報

雨量、水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象、又は前兆現象を観測、察知
したときは、市長に報告する。

3 特殊災害発生時の措置

市は、大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊
災害が発生したとの通報を受けた場合、地域振興局及び県に連絡する。

消防本部及び警察署は、同様に県に連絡する。

4 被害調査

市は、住家の被害認定調査及び各所管する施設、関連団体等の被害調査を実施し、その
結果を県に報告する。被害調査は、被害の認定基準によるものとする。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
被害状況総括（人的被害）	市民班長	庁内各課（所）長 各地区民生委員
保健関係	医療班長	
農林漁業関係	物資班長	あきた湖東農業協同組合 秋田みなみ農業協同組合 秋田県漁業協同組合天王支所 八郎湖増殖漁業協同組合
商工関係	物資班長	観光協会、商工会
福祉施設関係	福祉班長	施設の長
住家関係	調査班長	
河川橋・道路関係	建設班長	
学校教育施設関係	教育班長	各小・中学校長
幼稚園・保育園施設関係	教育班長	各幼稚園・保育園長
社会教育施設関係	教育班長	各施設の長
公共物関係	庁舎・車両班長	各施設の長
都市施設関係	建設班長	管理委託者等
水道施設関係	上下水道班長	
下水道施設関係	上下水道班長	
衛生関係、処理場施設関係	市民班長	各施設の長
火災被害関係	消防班長	各分団長
老人福祉関係	福祉班長	各施設の長
社会体育施設関係	教育班長	各施設の長

5 被害報告

（1）報告先

市は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（県災害対策本部）に報告する。

ただし、県に報告できないとき、又は特に迅速に報告すべき火災・災害等については、総務省消防庁に報告する。

なお、総務省消防庁の連絡先は、次のとおりである。

連絡先		平日（9:30～18:15） （応急対策室）	平日（左記時間帯以外）・ 休日（宿直室）
回線名	T E L	03－5253－7527	03－5253－7777
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553
消防防災無線	T E L	*－90－49013	*－90－49102
	F A X	*－90－49033	*－90－49036
地域衛星回線 ネットワーク	T E L	*－048－500－90－49013	*－048－500－90－49102
	F A X	*－048－500－90－49033	*－048－500－90－49036

＊各団体の交換機の特番

問合せ先：消防庁国民保護・防災部応急対策室応急対策係

(2) 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、1号様式を用いて報告する。

ア 発生概況

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

イ 災害種別概況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。
特に人的被害及び住家の被害に重点をおいて記入する。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対する市及び消防本部が講じた具体的な措置を記入する。

避難勧告・避難指示を行った場合は、日時、対象避難範囲又は地区、避難世帯・人数等を記入する。

(3) 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。

ただし、被害額は省略することができる。

(4) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

(5) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、翌年4月1日現在で明らかになったものを3号様式により、翌年の4月30日までに総務省消防庁へ報告する。

ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

6 安否情報の収集・伝達体制

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システム（総務省消防庁）を活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理し、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、市は、全国の住民からの安否情報の照会へも的確な回答を行うため、安否情報システムにより収集した情報を登録（報告）し、国、県及び関係機関との間で情報共有を図る。

第5節 通信運用

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、東北総合通信局、東日本電信電話株式会社（秋田支店）、株式会社N T T ドコモ（東北支社秋田支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（東北支店）、K D D I 株式会社（東北総支社）、ソフトバンクテレコム株式会社（東北事業所）、ソフトバンクモバイル株式会社（東北事業所）、日本放送協会（秋田放送局）、秋田テレビ株式会社、株式会社秋田放送、秋田朝日放送株式会社、株式会社エフエム秋田、株式会社秋田ケーブルテレビ

1 通信の確保

（1）通信手段の確保

市は、次の通信手段を用いて連絡を行う。

- ア 市防災行政無線（固定系）
市から住民への一斉情報伝達に使用する。
- イ 市防災行政無線（移動系）
本部と現場等との連絡に使用する。
- ウ 県総合防災情報システム
市と県、防災関係機関との連絡に使用する。
- エ 災害時優先電話
本部と外部機関との連絡に使用する。
- オ メール
事前登録してある職員の携帯メールを用いて職員間の連絡に使用する。

（2）発災時の措置

災害が発生した場合、作動確認を行うとともに、損壊又は故障が生じた施設の早期復旧を図る。

2 他機関の通信施設の利用

（1）非常通信

市は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第57条、第79条）。

また、市長は、有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第79条）。

（2）アマチュア無線

市は、本部と避難所等の防災拠点施設との連絡を確保するため、アマチュア無線のボランティアによる通信を確保する。

(3) 特設電話

市は、避難所等における被災者の通信を確保するため、通信事業者に特設電話の設置を要請する。

3 放送要請

市は、県を通じて、放送機関に重要情報の放送を要請する。

4 通信及び放送施設の応急復旧対策

各通信事業者は、通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。

各放送事業者は、緊急警報放送、連絡通報等を行うとともに、施設設備が被災した場合は、適切な措置をもって早期復旧に努める。

第6節 災害広報

災害対策本部の 主な実施担当	情報班、総務班、市民班
防災関係機関等	

1 広報活動

市は、災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、市民に必要な情報を提供する。

広報にあたっては、要配慮者や外国人等に配慮するものとする。

(1) 広報内容

広報の内容は、概ね次のとおりである。

ア 災害発生前後

- ① 気象、災害等に関する情報
- ② 避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令
- ③ 出火防止
- ④ 人命救助及び避難行動要支援者の避難支援
- ⑤ 被害状況及び緊急道路・交通規制情報
- ⑥ 避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 災害活動体制及び応急対策実施状況

イ 応急対策の時期

- ① 市及び防災関係機関等の応急対策の実施状況
- ② 被害状況
- ③ 被災者支援情報
- ④ 道路交通状況及び鉄道・バス等の運行状況

ウ 復旧段階

- ① 被災相談に関する情報
- ② 生活再建に関する情報
- ③ その他、復旧・復興に関する情報

(2) 広報手段

広報手段は、次のとおりとする。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 市防災行政情報メール

エ ホームページ

オ 有線放送

カ 災害広報紙

キ 避難所、公共施設での掲示

2 報道機関への要請

(1) 緊急連絡

市及び消防本部は、災害が発生し、その周知について緊急を要する場合、県を通じて各放送事業者に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合は、直接、連絡を行う。

(2) 報道発表

市は、庁舎内に記者会見室を設置し、報道機関に対し定期的に災害対策状況を発表する。発表内容は、あらかじめ本部会議に諮ったものとする。発表者は、本部長、副本部長、総務部長の順とする。

(3) 取材活動等への要請

市は、取材活動は本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。避難所等における被災者への取材は、地域の自主防災組織等、避難所の組織が許可したもののみとする。

また、災害対策本部内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

3 広聴活動

市は、生活支援等の申し込みや各種の相談に対応するため、被災者のニーズにより災害相談窓口を設置し、必要な要員を配置する。相談窓口は、市役所のほか、地区の公共施設に設置する。

相談要員は、市職員その他、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する。

第7節 避難

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、市民班、消防班、教育班、福祉班、物資班
防災関係機関等	県、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、消防団、自主防災組織、自治会

1 避難情報の発表

（1）避難情報の発表

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報、避難勧告・指示を発表する。

なお、災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難の勧告・指示の実施責任者及び時期が定められている。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき	災害対策基本法60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法61条
海上保安官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法61条
知事	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法60条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法94条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者（市長）	洪水高潮	洪水又は高潮の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法29条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりによる著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法25条

「勧告」とは、その地域の住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

（3）県への報告

市は、避難準備情報、避難勧告・指示を発表した場合は、速やかに知事に報告する。
なお、警察官又は海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、また、避難の必要がなくなった時も同様とする。

(3) 避難情報の発令基準

避難の区分及び基準は、次のとおりである。

区分	内容	基準
避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、避難行動要支援者の迅速、かつ安全な避難を確保するため、情報を通知する。避難準備情報の通知により、避難行動要支援者は、家族又は介護者等と共に避難を開始する。	【浸水】 ○大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表された場合 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合 【土砂災害】 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難勧告」を尊重することを期待して避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。	【浸水】 ○記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○浸水の発生が確認された場合 【土砂災害】 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○大雨警報（土砂災害）発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、降雨が継続見込みの場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ「避難勧告」より拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせる行為である。	【浸水】 ○浸水が拡大し人家への影響が予想される場合 【土砂災害】 ○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ○土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害が発生した場合 ○山鳴り、流木の発生が確認された場合 ○避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
屋内での待機等の指示	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等	【浸水】 ○既に河川が氾濫して避難活動が危険なとき

	の安全確保措置をとる 行為である。	
--	----------------------	--

(4) 避難情報の伝達

市は、次の事項を明らかにして避難準備情報、避難勧告・指示を伝達する。

情報の伝達は、消防本部と連携して、市防災行政無線、広報車、市防災行政情報メール等により対象区域の住民に伝達する。

また、学校、保育園等、要配慮者施設等には、電話等で施設管理者に連絡する。

ア 避難の対象地域

イ 避難勧告・指示等の理由

ウ 避難勧告・指示等の期間

エ 避難先

オ 避難経路

カ その他必要な事項

2 警戒区域の設定

市長等は、被害状況に応じた警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(1) 警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

(2) 警戒区域の周知は、市防災行政無線、市防災行政情報メール及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。

(3) 警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。

(4) 警戒区域の要所位置に「立入禁止」、「車両進入禁止」等、制限する区域を明示する。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法63条
警察官	災害全般	同上的場合においても、市長若しくはその委任を受けた市吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法63条
海上保安官	災害全般	同上的場合においても、市長若しくはその委任を受けた市吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上的場合においても、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災害対策基本法63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法28条 消防法36条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属するもの	洪水 高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法14条

3 避難誘導

(1) 住民の避難

避難は、できるだけ自主防災組織、自治会単位に行うことを原則とする。避難行動要支援者の避難支援は、別に定める「潟上市災害時要援護者避難支援計画」及び個別支援プランによるものとする。

市は、警察署及び消防本部、潟上市消防団と連携して、危険箇所等で避難誘導にあたる。

なお、車両、船舶、ヘリコプターによる避難者の移送の必要がある場合は、県に要請する。

(2) 施設おける避難

学校、保育所、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。

4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

市は、避難準備情報、避難勧告・指示を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。特に、避難準備情報の発表時や自主避難時は、公民館を開設する。

避難所には市職員を派遣し、自主防災組織、自治会等と協力して避難者の受入れを行う。

(2) 避難者の把握

市は、避難所において自主運営組織の協力を得て、避難者名簿等の作成により、避難者を把握する。

(3) 避難所の運営管理

避難所の運営は、自治会、自主防災組織等や避難者を中心とした自治運営にて行なうことを基本とし、市職員が支援する。

(4) 避難所設備の設置

市は、避難生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような設備や物資を供給するよう努める。

ア 間仕切り用パーティション

イ 冷暖房機器

ウ テレビ・ラジオ

エ 発電機、灯光機

オ 仮設トイレ

カ 毛布、シート 等

(5) 健康・衛生状態の把握

市は、避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、救護班等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。

(6) ペット対応

市は、ペット同行避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。

(7) 入浴施設の確保

市は、市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

入浴施設が不足する場合は、自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置する。

5 女性等の視点を取り入れた避難所対策

市は、避難所の開設及び運営に当たり、女性等の視点を取り入れた対策を実施するよう努める。

(1) 男女別ニーズの違いへの配慮

ア 避難所開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。

イ 仮設トイレは、女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置する。

ウ 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講ずる。

(2) 妊産婦、乳幼児等への配慮

ア 必要に応じて妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。

イ 妊産婦や乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の専門家と連携して、個別の状況に配慮した対応を行う。

ウ 母乳育児中の母子は、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳ビンやお湯の衛生管理ができる環境を整える。

エ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備するほか、防犯ブザーを配付する等、安全・安心の確保に配慮する。

(3) 避難所の運営管理

ア 運営においては、女性の参画を推進し、責任者等役員のうち女性が少なくとも3割以上となることを目標とする。

イ 女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等、多様な意見を踏まえて生活のルールづくりをする。

ウ 性別による役割の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。班の責任者には男女両方を配置する。

6 避難生活長期化への対応

市は、避難生活の長期化する場合は、次の対策に努める。

(1) 施設の確保

避難者が生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させる。

(2) 物資の調達及び供給

男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。

(3) 避難者の多様なニーズの把握

民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うために、意見箱の設置等、工夫を施す。

7 福祉避難所の開設

市は、福祉避難所を開設し、避難所で生活が困難な要配慮者を収容する。福祉避難所の開設予定箇所は、次のとおりである。

第1次施設	特別養護老人ホームわかば園、特別養護老人ホームわかば園ユニット、飯田川ショートステイセンターわかば園、特別養護老人ホーム松恵苑、短期ケアセンター松恵苑、老人保健施設くらかけの里、特別養護老人ホーム昭寿苑、ショートステイホーム昭寿苑、ショートステイこうのとり、ショートステイ啄木鳥、小規模多機能型居宅介護かわせみ、老人保健施設ほのぼの苑、地域密着型特別養護老人ホームたんちょう、グループホームまめだすか、地域密着型介護老人福祉施設あかひげ、天王みどり学園、秋田県自治研修所、秋田県総合教育センター
第2次施設	天王保健センター、飯田川保健福祉センター、幼稚園、保育園

8 避難所以外に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を把握し、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

9 広域一時滞在

(1) 協定による広域避難の要請

市は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

(2) 広域一時滞在

市は、災害対策基本法第86条の8に基づき、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第8節 消防・救助活動

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、消防班
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、潟上市消防団

1 消火活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、防災関係機関及び消防の応援隊と連携し、次に示す原則により効果的な消防活動を行う。

ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難路及び避難所等の確保のための消火活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団（消防班）の活動

消防団（消防班）は、消防本部と連携して、次の活動を行う。

ア 消火活動

災害により出火した場合は、市民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火を、単独又は各消防署と協力して行う。

イ 災害情報の収集伝達活動

無線等により関係機関と相互に連絡をとり、自分の安全を確保しつつ災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

ウ 救助・救急活動

各消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

エ 避難誘導活動

避難指示が出された場合は、関係機関と連絡をとり、これを市民に伝達するとともに、市民を安全な場所に誘導する。

(3) 自主防災組織等による消火活動

自主防災組織は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努める。

また、火災を発見した場合、自発的に初期消火活動を行う。

(4) 事業所の消火活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、事業所周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

(5) 通電火災への警戒活動

消防本部は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

(6) 応援要請

消防本部は、自力で対応できない場合に、あらかじめ締結している相互応援協定により他の消防機関の応援を要請する。

2 林野火災対策

市長及び消防長は、地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火が有効と認める場合、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

火災が広域に拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動が困難であると認められる場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

知事等からヘリコプターの出動通知を受けたとき、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。

3 救助・救急活動

市は、災害対策本部に消防本部、警察署等から連絡員の派遣を要請する。消防、警察、自衛隊等は、災害対策本部で相互に調整して効果的な救助活動を実施する。

(1) 出動の原則

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。搬送は、消防本部の車両、市有車両により行う。

イ 道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じ、ヘリコプターを要請する。

(3) 自主防災組織等による救助・救急活動

自主防災組織等は、近隣の被災者の救助・救急活動を行う。

4 防災業務従事者の安全対策

消防本部は、警防活動時等における熱中症対策や惨事ストレス対策などを実施する。

5 消防防災ヘリコプターの活動

(1) 緊急運航等の要請

市長及び消防長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）をFAXで緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認し、消防防災航空隊をとおり、市長及び消防長に回答する。

(2) 受入体制の整備

市長及び消防長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火用資材、水利の確保

エ その他の必要な事項

(3) 報告等

市長及び消防長は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	T E L 018-886-8103 F A X 018-886-8105 ※秋田県総合防災時報システム 衛星電話 110-59	秋田市雄和椿川 字山籠40-1

第9節 水防活動

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、消防班、建設班、上下水道班
防災関係機関等	陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「潟上市水防計画」に定めた方法により確立する。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、「潟上市水防計画」に定めた方法により、気象注意報・警報等を受信・伝達するほか、水位及び雨量観測局の情報を秋田県河川砂防情報システム等で監視する。

また、これらの情報に留意し、河川施設、ため池、堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

特に、堤防の決壊等による急激な出水、増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の勧告・指示に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止

市は、次の被害拡大防止措置を講じる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂がはいるなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

(3) 河川施設の早期復旧

被災した河川施設は、関係事業者を手配するなど早急に応急措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第10節 災害警備

災害対策本部の 主な実施担当	市民班
防災関係機関等	五城目警察署、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）

1 警察の災害警備

（1）警備活動

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行う。

- ア 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- イ 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- ウ 住民に対する避難指導及び誘導及び危険箇所の警戒
- エ 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- オ 災害警備活動の通信の確保及び不法事案等の予防・取締り
- カ 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- キ 緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- ク 二次災害の防止
- ケ 被災者への情報伝達活動
- コ 報道対策
- サ ボランティア団体等の活動支援
- シ 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

（2）警備体制

警察による災害に対処する警備体制は、次のとおりである。

- ア 災害警備本部の設置
災害による甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。
- イ 災害警備対策室の設置
災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。
- ウ 災害警備連絡室の設置
災害が発生し、その規模が災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。
- エ 警察署（現地）警備対策本部等の設置
警察署は、管内の災害実態に応じて災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

2 海上保安部の災害警備

海上保安部は、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により、次に掲げる措置をとる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

3 被災地の防犯対策

市は、警察署と連携して被災により避難した地域の警備体制を構築する。
また、避難所での防犯対策を避難所の自治組織等と連携して実施する。

第11節 緊急輸送

災害対策本部の 主な実施担当	庁舎・車両班、建設班
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、五城目警察署、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社）

1 輸送網の確保

（1）道路・橋梁の確保

道路管理者は、道路、橋梁等が被災した場合、被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施し、交通路を確保する。特に、応急工事に当たっては、幹線道路を優先する。

市は、市道の道路啓開に際し、必要に応じて、潟上市建設産業協会に協力を要請するほか、自衛隊をはじめとする防災関係機関と連携して応急対策に当たる。

放置車両の撤去が必要な場合は、警察署に連絡する。

（2）緊急輸送道路の確保

市は、道路・橋梁の確保にあたっては、市の緊急輸送路線を優先する。

県指定	国道7号、国道101号、県道56号
市指定	主要地方道秋田天王線（56号線）、県道男鹿昭和飯田川線（104号線）、県道秋田昭和飯田川線（303号線）

（3）鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに実施し、迂回運転等により交通を確保する。

2 交通規制

警察署は、緊急輸送路を確保するために、一般通行車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

市は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なとき、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

交通規制の実施者は、次のとおりである。

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を取り、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

3 緊急通行車両の確認

市は、市有車両及び応援を要請した機関の車両について、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

交付を受けた証明書は携行し、標章は車両の見えやすい箇所に掲示する。

4 輸送

(1) 輸送の対象

市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。輸送対象の想定は、次のとおりとする。

段階	時期	輸送の対象
第1段階	避難期	① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	① 第1段階の続行 ② 食料、飲料水等の生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

(2) 輸送手段の確保

市は、次の方法で輸送手段を確保する。

- ア 市有車両
- イ 協定業者への要請
- ウ 秋田県トラック協会秋田支部への要請
- エ 県へのヘリコプターの要請

(3) 燃料の確保

市は、市内の石油販売業者に災害対策車両への優先給油を要請する。

確保が困難な場合は、県や秋田県石油商業組合等に対して協力を要請する。

第12節 救援物資の調達・輸送・供給

災害対策本部の 主な実施担当	物資班
防災関係機関等	陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 生活必需品の供給

(1) 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、避難者が携行した家庭内備蓄を活用する。

(2) 対象者

災害によって、住家の全壊（焼）、流出、埋没、半壊（焼）、又は床上浸水等によって日常生活に欠くことのできない家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な状態にあると認める者とする。

(3) 生活必需品の確保

市は、次の方法で生活必需品を確保する。

ア 行政備蓄

災害発生直後は、家庭内備蓄を補完するために行政備蓄を供給する。

イ 協定事業者

協定に基づき、民間業者に供給を要請する。

ウ 県等への要請

市で確保が困難な場合は、県、協定市町村、団体等に供給を要請する。

エ 救援物資の受入れ

市に寄せられる救援物資を受け入れる。

(4) 生活必需品の配分

生活必需品は、避難所にて避難所自治組織の協力を得て配布する。

2 物資の輸送

生活必需品等の救援物資の輸送は、市の集積拠点までは、提供先に要請する。

集積拠点から避難所までは、協定に基づき民間業者に要請する。

3 物資の受入れ

(1) 集積拠点の設置

市は、救援物資を受け入れるため、集積拠点を開設する。

開設場所は、飯田川南公園一帯とする。

(2) 物資の管理

救援物資が市職員で対応できる場合は、ボランティア等の協力を得て、受入れ、管理を行う。大量の物資を管理する場合は、協定に基づいて民間業者に協力を要請する。

(3) 物資の受入れ

市は、救援物資を受け入れる場合、ルールを次のように設定する。

ア 個人等からの小口の物資は受入れ対象外とする。

イ 自治体、企業、団体からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録制とし、市からの連絡により供給を受ける。

第13節 給水・給食

災害対策本部の 主な実施担当	物資班、上下水道班
防災関係機関等	陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、赤十字奉仕団、 日本水道協会東北地方支部

1 食品の給与

(1) 家庭内備蓄の活用

災害発生直後は、避難者が携行した家庭内備蓄（3日間）を活用する。

(2) 対象者

食品の給与の対象者は、避難者に収容された次の者とする。

ア 住家に被害を受けて炊事のできない者

イ 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する者

なお、応急対策従事者も対象とするが、災害救助法の対象にはならない。

(3) 食品の確保

市は、次の方法で食品を確保する。

ア 行政備蓄

災害発生直後は、家庭内備蓄を補完するために行政備蓄を供給する。

イ 協定事業者

協定に基づき、民間業者にパン、弁当等の供給を要請する。

ウ 県等への要請

市で確保が困難な場合は、県、協定市町村、団体等にパン、弁当等の供給を要請する。

エ 救援物資の受入れ

市に寄せられる救援物資を受け入れる。

オ 炊き出し

自主防災組織、赤十字奉仕団、自衛隊等の協力を得て、避難所等で炊き出しを実施する。炊き出し用器具は、自主防災組織の備蓄及び学校等の施設を使用する。

また、市は、協定業者から食材、燃料等を確保する。

(4) 食品の配分

食品は、避難所自治組織の協力を得て、避難所で配布する。

(5) 応急用米穀の確保

市は、炊き出し等に使用する米穀として、県を通じて農林水産省の政府所有米穀から提供を受ける。

2 給水

(1) 家庭内備蓄の活用

災害発生直後は、避難者が携行した家庭内備蓄（3日間）を活用する。

(2) 給水の対象者及び給水目標

給水の対象者は、災害により給水施設が被災したことにより飲料水が得られない者とする。給水目標は、1日1人3リットルとし、可能な限り生活用水も供給する。

(3) 水源の確保

市は、浄水場及び配水場等の水源を確保する。

(4) 優先給水

市は、医療機関、要配慮者施設等の施設に優先的に給水を行う。

(5) 給水活動

市の応急給水は、原則として市が指定した応急給水場所での拠点給水方式で行う。

給水方法は、給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水とする。

給水車、給水資器材が不足する場合は、日本水道協会東北地方支部に応援を要請する。

(6) その他の給水方法

市は、ペットボトル、水の缶詰等の物資の提供を要請し、救援物資として配布する。

第14節 医療救護

災害対策本部の 主な実施担当	医療班
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、一般社団法人男鹿潟上南秋医師会、一般社団法人男鹿市南秋田郡歯科医師会、特例社団法人秋田中央薬剤師会、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 初動医療体制

市は、多数の傷病者が発生し、かつ医療機関の被災により通常の医療体制では対応することが困難な場合、初動医療体制を構築する。

(1) 救護班の編成

市は、医療活動を行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対して、救護班の編成及び救護所への出動を要請する。

また、県（地域災害医療対策本部）に地域災害医療コーディネーター及び災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

(2) 救護所の設置

市は、傷病者のトリアージ等を行うため、医療機関と連携して救護所を設置する。

救護所設置予定場所は、次のとおりとする。

ア 診療所、病院

イ 避難所

(3) 救護所での活動

救護所での活動は、次のとおりである。

ア 傷病者の治療

イ 傷病者の区分判別（トリアージ）

ウ 災害拠点病院への転送

エ 傷病者に対する応急処置

オ 助産

カ 死亡の確認

(4) 重症者の対応

市は、重症者を救急告示病院や災害拠点病院で受け入れるよう要請する。

搬送は、消防本部の救急車又は県に要請したヘリコプターにより行う。

市内の救急告示病院及び災害拠点病院は、次のとおりである。

種別		医療機関名
救急告示病院（市内）		藤原記念病院、杉山病院
災害拠点病院	災害医療基幹センター	秋田大学医学部附属病院
	地域災害医療センター	秋田厚生医療センター 秋田赤十字病院

(5) 災害医療情報の提供

市は、被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、関係機関との情報を共有し、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。

（6）傷病者の搬送

救出現場から救護所までは、救出した機関又は自主防災組織が搬送する。

2 在宅医療機器使用患者等への対応

（1）在宅医療機器使用患者等への対応

市は、人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者について、対応可能な医療機関の情報を収集し、患者からの問い合わせに対応する。

患者個人等で受診等の対応が困難な場合は、市役所又は保健センターから県等と連携し被災地外の医療機関に搬送する措置をとる。

（2）避難所の巡回

市は、避難直後に具合の悪くなる被災者に対応するため、避難所に医師、看護師、保健師等で編成する救護班を派遣し、被災者のトリアージや医療機関への収容等の措置をとる。

3 医薬品等の確保

市は、救護所及び医療機関で使用する医薬品、血液製剤、医療用ガス等が不足する場合、県（地域災害医療対策本部）に供給を要請する。

4 被災者の健康管理

（1）巡回医療

市は、被災者の健康管理を行うため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に避難所を巡回する救護班の編成を要請し、県（地域災害医療対策本部）と連携して、インフルエンザ、食中毒等の感染症、エコノミークラス症候群の予防や、被災者のメンタルケア等を実施する。

メンタルケアについては、県（地域災害医療対策本部）に災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

（2）健康相談

市は、医師会、薬剤師会、県（地域災害医療対策本部）と連携し、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、健康指導、健康相談及び薬剤相談を実施する。

第15節 災害ボランティア活動の支援

災害対策本部の 主な実施担当	福祉班
防災関係機関等	秋田県社会福祉協議会、潟上市社会福祉協議会

1 災害発生時の体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置

潟上市社会福祉協議会は、災害発生時のボランティア受付、登録、派遣調整などを行う災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、潟上市社会福祉協議会に設置する。

市は、災害ボランティアセンターの設置場所、資機材の提供及び貸与を行うとともに、職員を派遣し活動を支援する。さらに、災害対策本部における被災状況等関連情報の提供を行う。

2 災害ボランティアの受入れ

(1) 専門ボランティア

市は、各対策で支援を受ける専門性のある災害ボランティアを、それぞれの部で受け入れる。

災害ボランティアに支援を依頼する項目及び担当部は、概ね次のとおりとする。

受入れ項目	担当部
① 被災宅地の応急危険度判定	産業建設部
② 被災建築物の応急危険度判定	産業建設部
③ 土木施設の診断	産業建設部
④ 通訳（外国語）	市民福祉部
④ 医療、保健	市民福祉部
⑥ 要配慮者の介護、手話通訳等の支援	市民福祉部
⑦ アマチュア無線等の情報通信事務	総務部
⑧ その他専門的知識が必要な業務	関係各部

(2) 一般ボランティア

災害ボランティアセンターは、一般ボランティアとして、次の活動についてボランティアの協力を得る。

ア 炊き出し、給食の配食

イ 被害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達

ウ 清掃及び防疫の補助

エ 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送

オ 応急復旧現場における危険を伴わない作業

カ 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助

キ 献血、募金活動

ク その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアセンターの運営

(1) 災害ボランティアセンターの運営主体

災害ボランティアセンターの運営は、潟上市社会福祉協議会を母体として、NPO等の災害ボランティア団体等と連携して行う。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

市及び潟上市社会福祉協議会は、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、NPO等の各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できる支援を行う。

4 災害ボランティアの派遣・受入に当たっての基本事項

ボランティアの受入れ窓口等は、災害ボランティアの派遣・受入に当たって、次の事項を遵守するよう努める。

(1) 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること

(2) 現地の状況や活動内容について事前に周知すること

(3) 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動ができる体制を整えること

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化するボランティアニーズにあわせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努める。

なお、災害ボランティア活動については、別に定める「潟上市災害ボランティアセンター活動の手引き」（潟上市社会福祉協議会）によるものとする。

第16節 公共施設等の応急対策

災害対策本部の 主な実施担当	建設班、上下水道班
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、東北電力株式会社（秋田支店）、東日本電信電話株式会社（秋田支店）、株式会社NTTドコモ（東北支社秋田支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（東北支店）、KDDI株式会社（東北総支社）、ソフトバンクテレコム株式会社（東北事業所）、ソフトバンクモバイル株式会社（東北事業所）、東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社）、社会福祉施設、診療所、病院

1 道路及び橋梁施設

道路管理者は、次の応急対策を実施する。

（1）施設被害の把握

道路管理者は、災害発生とともに道路パトロールを強化し、各関係機関又は住民から直接情報を収集する。

（2）広報活動

道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報する。

交通規制の行われている道路等は、テレビ、ラジオ等の報道機関をとおして広報を行うほか、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により通行者に周知を徹底する。

（3）応急復旧

ア 道路管理者は、収集した情報に基づき、速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにする。

イ 道路管理者は、道路上への倒壊物及び落下物など、確実に倒壊すると判断されたものの及び通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

ウ 道路管理者は、被害箇所について早期に仮工事を実施し、交通を確保する。

2 上水道施設

市は、次の応急対策を実施する。

（1）施設被害の把握

市は、災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。

（2）広報活動

市は、断・減水の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、市防災行政無線、市防災行政情報メール、広報車、テレビ、ラジオ等により住民に対し周知徹底を図る。

（3）応急復旧

- ア 取水、導水、浄水施設が被災し給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。
- イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物が混入しないよう措置する。
- ウ 特に、浸水地域等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。
- エ 応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理できないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害相互応援に関する協定書」に基づき、応援を要請する。
- オ 自衛隊の応援を必要とする場合、知事に対し派遣要請の要求を行う。

3 下水道施設及び農業集落排水施設

市は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

(2) 広報活動

施設に被害が発生した場合、市防災行政無線、市防災行政情報メール、テレビ、ラジオ、広報車等により、被害状況及び復旧の見通しなどを広報する。

(3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に関しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。

イ マンホールポンプ及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るため応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

4 電力施設

東北電力株式会社は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

各施設の被害状況を迅速に収集し、応急復旧対策に対する必要な措置を分析・検討する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故の防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、市防災行政無線等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。

イ 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事会社を確保するとともに、他店所に応援を要請する。

ウ 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。

エ 復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

5 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設被害を迅速・的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路施設の巡回検査を行い、現場確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 広報活動

ア 災害が発生したときは、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。

イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行い得るように必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。

ウ 二次被害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

6 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 避難誘導

災害発生時には、消防機関等の関係諸機関に通報するとともに、安全な入所者の避難誘導に全力をあげる。

(2) 停電時の措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。

(3) 応急復旧

ア 災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。

イ 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。

ウ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

7 医療施設

医療施設の管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 避難誘導

ア 災害発生時には、市、警察、消防機関等に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

イ 重症患者、新生児、老人等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。

(2) 停電時の措置

停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期する。

(3) 応急復旧

災害に際しては、訓練の経験を活用し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第17節 危険物施設等の応急対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県、秋田中央保健所、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署、一般社団法人秋田県LPガス協会、湖東瓦斯株式会社、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 危険物取扱施設

施設管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

ア 施設管理者は、予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

- ① 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- ② 施設内のすべての火気の使用を停止する。
- ③ 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- ④ 出荷の中止と搬出の準備をする。
- ⑤ 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- ⑥ 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- ⑦ 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。

イ 市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるとき、立入禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。

ウ 消防本部は、火災発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに化学消防車等を派遣する。

2 火薬類取扱施設

施設管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集し、災害の拡大防止の措置を講じる。

(2) 広報活動

施設管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡しながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

ア 施設管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

イ 災害の拡大又は二次災害防止のため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

ウ 知事は、災害の発生の防自又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める時は、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。

- ① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- ② 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- ④ 火薬類を廃棄した者に収去を命ずる。

3 高圧ガス取扱施設

施設管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を徹底する。

(3) 応急復旧

ア 施設管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大、又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する。

イ 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められる時は製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その駐高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。

- ① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。
- ③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

4 都市ガス施設

湖東瓦斯株式会社は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生後速やかに情報を収集し、迅速、適切な応急対策を実施する。

(2) 広報活動

施設管理者は、ガスの供給を停止し又は再開する場合、広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道関係、市、警察及び消防機関を通じて需要者に対し周知を徹底する。

(3) 応急復旧

施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

ア ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全な対策を講じながら早期復旧に努める。

- イ 一般住民の安全を確保するため、必要により立入禁止及び避難について、関係機関に協力を要請する。
- ウ 保安上必要あるときは、ガスの供給を停止する。
- エ 停電となった場合は、保安電力設備等を使用する。
- オ 復旧に長時間が予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

5 LPガス取扱施設

施設管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を徹底する。

(3) 応急復旧

ア 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

- ① 施設が危険な状態になったとき、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
- ② 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
- ③ 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。
- ④ 災害が拡大又は二次災害に発展するおそれがある場合、秋田県LPガス協会等に対して応援を要請する。

イ 県は、必要によりLPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。

- ① 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。
- ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。
- ③ LPガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

6 毒物・劇物取扱施設

施設管理者は、次の応急対策を実施する。

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民の保健衛生上の危害の生ずるおそれの有無について情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を徹底する。

(3) 応急復旧

ア 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

- ① 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署、又は消防機関へ通報する。
 - ② 毒物・劇物が、流れ、飛散、漏出、又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理する。
- イ 市、保健所、警察署及び消防機関は、相互に連携の上、次の措置を実施する。
- ① 毒物、劇物の流出等の状況を速やかに住民への周知を図る。
 - ② 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
 - ③ 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第18節 危険物等運搬車両事故対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、建設班
防災関係機関等	県、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署、陸上自衛隊 第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 基本方針

市は、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液等の危険物が漏洩し爆発・火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等と緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市は、市防災行政無線等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難措置を実施する。

2 漏洩事故の防除措置

市、関係機関及び関係団体（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

（1）運転者

ア 運転者は、警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。

イ 運転者は、運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。

ウ 運転者は、応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

（2）運送会社

運送会社は、直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

（3）荷送危険物事業所

ア 荷送危険物事業所は、被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。

イ 荷送危険物事業所は、直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

ウ 荷送危険物事業所は、応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

3 実施要領

（1）危険物の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行している「イエローカード」により特定する。

特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

（2）事故の通報

ア 交通事故での通報

危険物運搬車両運行車は、道路上で事故が発生した場合、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

イ 河川に流出した場合の通報

漏洩危険物が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市に通報する。

(3) 広報活動

道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により住民及び道路利用者に周知を図る。

なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合は、放送各社に対して緊急連絡を行う。

(4) 応急措置

ア タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。

イ 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

ウ また、毒物・劇物の場合は、前節2の応急復旧に準じ、これを実施する。

エ 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。

(5) 交通規制

関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第19節 防疫、保健衛生

災害対策本部の 主な実施担当	医療班
防災関係機関等	県、秋田中央保健所

1 防疫

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、知事が実施するが、感染症法の規定により市長に消毒等を指示する。

（1）消毒

市は、消毒の資機材、薬剤等を確保し、職員又は業者に委託して汚染された場所へ薬剤散布やねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

また、住家及び周辺の消毒を住民が行うよう、自治会等を通じて薬剤配布や散布方法等の広報を行う。

薬剤、資機材が確保できない場合は、県に調達、あつせんを要請する。

（2）検病調査

県は、検病調査班を編成し防疫調査を実施する。市は、それに協力する。

（3）臨時予防接種

市は、県と連携して臨時予防接種を実施する。

（4）感染症予防の広報

県は、市と連携して消毒、手洗い等、感染症予防のための広報を行う。

（5）感染症指定医療機関への収容

県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

2 食品の衛生監視

県は、災害地の食品等の安全確保を図るため、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し派遣する。市はこれに協力する。

食品衛生監視指導班の業務は、次のとおりである。

（1）食品営業施設に対する監視指導

（2）救護食品に対する監視指導

（3）炊き出し施設に対する衛生的な取扱いの指導

（4）その他の食品に起因する危害の発生防止

3 被災者の健康保持

市は、県と相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

（1）保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等

（2）要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応

（3）精神科医・保健師等によるこころのケア

第20節 動物の管理

災害対策本部の 主な実施担当	市民班
防災関係機関等	県（動物管理センター）、獣医師会、ボランティア団体

1 特定動物・飼養動物等の管理

（1）飼養者の責任

災害時における動物の飼育管理は、動物の飼養者が行うことを原則とする。

ただし、動物飼養者のみで対応ができない場合には、緊急時の対応として市及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

（2）動物の捕獲

市は、県動物管理センターと協力して、逸走した特定動物を捕獲する。

（3）収容施設

市は、飼養者は不明な動物等を保護し、県動物管理センターと協力して、収容施設を設置し、飼料等を確保する。

また、市は、獣医師会、ボランティア団体等に感染症の予防、負傷動物の治療、飼育管理を要請する。

2 避難所での飼養動物対策

市は、飼養動物を同行して避難した場合に、避難所敷地内に飼育スペースを確保し、そこでの飼養を周知、指導する。

また、市は、避難所での飼養動物の状況を把握し、収容施設等への収容など必要な措置をとる。

第21節 廃棄物対策

災害対策本部の 主な実施担当	市民班
防災関係機関等	県

1 生活ごみ等の処理

生活ごみの収集は、可能な限り、平常時と同様の委託収集体制で行う。

事業系のごみは、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

なお、市は、発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ゴミ等を早期に処理するよう努める。特に、水害後は浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。

2 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

市は、断水により水洗トイレが使用できない場合、備蓄している仮設トイレを避難所等に設置する。不足する場合は、協定等に基づきレンタル業者から必要となる数量の仮設トイレを確保、設置する。

また、自宅のトイレを使用する便袋等を確保し、配布する。

(2) し尿の収集・処理

市は、し尿収集業者に要請してし尿を収集運搬し、男鹿地区衛生センターで処理を行う。収集・処理が困難な場合は、県等に応援を要請する。

3 がれきの処理

(1) 障害物の除去

市は、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。

倒壊建物の撤去、処理は、所有者の自己処理を原則とする。

(2) がれきの処理

市は、損壊建物等からがれき等の発生量を種類別に推計し、最終処分までの処理工程について廃棄物処理計画を作成し、その手段等を確保する。一般廃棄物最終処分場の能力を超えるがれき等が発生する場合は、選別、焼却、破碎等の処理が可能な仮置場を設置し、運用する。

なお、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適正な処理を進める。

また、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

(3) 環境対策

市は、処理施設、仮置場周辺において、アスベスト飛散等についての環境モニタリング、悪臭及び害虫の発生防止、飛散防止等の対策を実施する。

アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省 水・大気環境局環境課）に基づき対処する。

仮置場における火災を未然に防止するため、散水、放熱、ガス抜き等の措置、夜間の警備等を実施する。

4 死亡獣畜の処理

市は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、死亡獣畜を死亡獣畜処理場へ搬入するなどの適正な処理を指導する。

また、所有者が不明な獣畜を適正に処理する。

県は、市に対し、必要な指導、助言を行う。

第22節 遺体処理・埋火葬

災害対策本部の 主な実施担当	市民班
防災関係機関等	県、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、秋田海上保安部、一般社団法人男鹿潟上南秋医師会、一般社団法人男鹿市南秋田郡歯科医師会、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

1 行方不明者の搜索

市は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の搜索・救助を、警察、消防、自衛隊等の協力を得て実施する。

2 遺体発見時の措置

市は、遺体が発見された場合、警察に連絡する。警察は、遺体発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を記録する。

また、警察等の協力を得て、遺体安置所へ搬送する。

3 遺体の収容・安置

(1) 遺体安置所の設置

市は、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て、体育館等に遺体安置所を確保する。

ア 避難所、医療救護所とは別の場所

イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所

ウ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設

エ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保

遺体安置所の予定施設は、次のとおりである。

地区	遺体安置所	控え室等
天王地区	天王総合体育館	防災センター
昭和地区	昭和体育館	昭和公民館
飯田川地区	飯田川体育館	飯田川公民館

警察は、市と連携して、選定された施設内に遺体安置所、検案場所、遺族控え室等を設置する。

(2) 遺体安置所の運営

市は、遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。

また、県、警察と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

(3) 資機材等の確保

市は、棺、ドライアイス等を葬儀業者から確保する。不足する場合は、県に要請する。

また、納棺業務等の支援を葬祭業者に要請する。

(4) 住民への周知

市は、県、警察と連携して遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民への周知を図る。

4 遺体の検視・検案、身元確認

(1) 検視

警察は、遺体発見現場又は遺体安置所にて、遺体の死因、身元、その他の調査を行う。

(2) 検案

市は、医師会、歯科医師会等に遺体処理班の編成を要請し、遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。また、県、警察に検案医師班の派遣等の協力を要請する。

(3) 身元確認

警察は、指掌紋、DNA型資料の採取、歯科所見の確認、遺品展示場所の設置等を行い、市と協力して、遺族等への照会の対応等、身元確認を行う。

(4) 海上の遺体

秋田海上保安部は、海上において遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合、遺体を収容し、所持金品とともに警察に引き渡す。

5 遺体の引渡し

警察は、市と協力して身元が判明した遺体を遺族に引き渡す。

身元不明遺体、引き取り人のいない遺体は、市が管理する。身元が判明しない遺体は、行旅死亡人として扱う。

6 遺体の埋火葬

遺体は、湖東地区斎場で火葬を行う。市は、遺体数が処理能力を越える場合、近隣の斎場の稼働状況を確認し遺族等に周知するとともに、県に広域火葬を要請する。

また、遺族により遺体の搬送が困難な場合は、葬儀業者、輸送事業者等に搬送を要請する。

第23節 文教対策

災害対策本部の 主な実施担当	教育班
防災関係機関等	県、県教育委員会、県立高等学校、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、文化庁

1 応急措置

(1) 安全確保

校長等は、災害が発生した場合、情報を収集するとともに園児、児童生徒の安全を確保する。浸水、ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、校外の安全な避難所に避難誘導をする。

また、災害の規模、園児、児童生徒及び施設の被災状況を把握し、市教育委員会に報告する。

(2) 臨時休校

校長等は、災害が発生するおそれのある場合、事前に市教育委員会と連絡の上、臨時休校等の措置をとる。下校させることが危険な場合、学校等で保護者に引き渡す。

(3) 児童生徒等の安否確認

災害が就業時間外に発生した場合、校長等は、園児、児童生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 応急教育

(1) 施設の確保

市教育委員会は、次のように施設を確保する。

ア 被災程度により応急修理ができる場合は、速やかに修理し、また校舎等の一部が利用できない場合は、特別教室、屋内体育施設、講堂等を使用する。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能となった場合は、公民館などの公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。

ウ 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎等の建設を図る。

(2) 教員の確保

市教育委員会は、被災により教員を確保できない場合、次のとおり措置する。

ア 少数の場合は、学校内で人員調整する。

イ 学校内で操作できない場合は、市教育委員会等管内で調整する。

ウ その他の場合は、災害地に近い管内からの協力等による。

(3) 被災園児、児童生徒の保護

市教育委員会は、被災地域の園児、児童生徒に対し、感染症や食中毒等を予防するため、臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。

(4) 学用品の調達、支給等

教育委員会は、園児、児童生徒の住宅が被害を受け、就学上支障のあるものに対して、その措置を実施する。

ア 教科書等の確保

教科書の喪失、き損の状況を踏査し、県教育委員会に報告する。災害救助法が適用された場合、県教育委員会は、所用の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

イ 学用品の調達

文房具、通学用品等を喪失又はき損し、これらの入手困難な状態にある園児、児童生徒数を把握する。

また、必要な文房具・通学用品等の品目・数量の調査を行い、この確保に努める。

(5) 授業料の減免

県教育委員会は、県立高等学校の生徒が被災し、学資の負担に耐えられなくなった場合、授業料の減免措置を講ずる。

奨学金については、秋田県育英会に対し、貸付枠の拡大を図るよう要請する。

3 文化財の保護

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに所管消防本部等に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- (2) 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告する。報告を受けた市教育委員会は、県指定の場合は県教育委員会へ、国指定の場合は県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。
- (3) 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を実施する。

第24節 住宅応急対策

災害対策本部の 主な実施担当	建設班
防災関係機関等	県

1 公営住宅等の活用

市及び県は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入れ可能な公営住宅等の空き家を把握し、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準ずる。

2 民間賃貸住宅の借上

市は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げるため、借り上げ可能な民間賃貸住宅等の空き家情報を把握する。

また、県が把握している民間賃貸住宅の情報の提供を受ける。

入居対象者及び入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準ずる。

3 応急仮設住宅の建設

市は、応急仮設住宅の建設を行う。災害救助法が適用されたときは、県が行い、必要に応じ市に委任される。

(1) 建設地

市は、応急仮設住宅の建設候補地の中から選定する。選定にあたっては、ライフライン、周辺の便民施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。

(2) 建設戸数

建設戸数は、市の要請により県が決定する。

(3) 構造

構造は、軽量鉄骨系又は木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者等の要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

1戸当りの床面積及び費用は、災害救助法に定めによるが、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設できる。

(5) 建設工事

着工は、災害発生の日から20日以内とする。

市及び県は、関係団体又はそのあつせんする住宅建設業者に建設を依頼する。

なお、気象条件や要配慮者等に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

4 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

入居対象者は、次のとおりである。

ア 住宅が全壊、全焼、又は流出した者

イ 居住する住宅がない者

ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者

(2) 入居者の選定

市は、被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それを基に県が選定する。場合によっては市に委任される。

(3) 管理

県が、市の協力により管理する。状況によっては市に委任される。

市は、入居者によるコミュニティの形成や、男女共同参画を推進し、生活者の意見反映、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりの防止等に配慮する。

5 住宅の応急修理

市は、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限の補修を行う。

(1) 応急修理の対象者

対象者は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない者とする。

(2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。

第25節 竜巻対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	秋田地方気象台

1 竜巻情報の収集

市は、気象台が発表する雷注意報や竜巻注意情報が発表された場合、気象庁の竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。

情報の種類	説明
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかける。竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県などを対象に発表する。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要となる。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができる。
竜巻発生確度ナウキャスト	10分ごとに常時提供される。発生確度1や2は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味する。

- ・竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表すものである。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～0分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。

2 情報の伝達

市は、竜巻に関する情報を把握したとき、市防災行政無線、広報車、市防災行政情報メール等で、竜巻への注意喚起や堅牢な建物への一時退避等を周知する。

第26節 火山噴火対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、医療班、物資班
防災関係機関等	県、秋田地方気象台、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）

1 火山情報の収集

市は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

情報名	概要
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。 ① 発表基準 噴煙の高さが概ね3000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表 ② 内容 噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域 ③ 発表時期 第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表し、その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 情報の伝達

市は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、市防災行政無線、広報車、市防災行政情報メール等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

3 降灰対策

（1）降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

(2) 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等が発生を防止するため、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

また、道路上の火山灰を除去する。

(3) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

市は、宅地など各家庭から排出された灰の回収を行い、処分する。

(4) 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に対応して、避難所の開設及び収容、健康相談等を実施する。

(5) 農作物等への対応

市は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第27節 災害救助法の適用

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県

1 適用基準

知事が災害救助法を適用する場合の基準及び範囲は、次のとおりである。

- (1) 同一の災害により、市域の住家の滅失世帯が60世帯以上であること。
 - (2) (1)には達しないが、被害地域が広範で、県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市域の住家のうち滅失した世帯の数が30世帯以上であること。
 - (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市で多数の世帯の住家が滅失したものであること。
 - ア 特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
 - ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方を必要とする場合
 - ② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
 - ① 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ② 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
 - ③ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合 等
 - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
 - ① 交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ② 火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - ③ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合 等
- (注) 住家が滅失した世帯数は、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯については2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯で1世帯とみなす。

2 被害認定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

住家被害状況	滅失住家
全壊（全焼・流失）	1世帯
半壊（半焼）	1／2世帯
床上浸水	1／3世帯

3 適用基準

- （1）市長は、市における被害が適用基準に該当し、又は該当する見込であるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。
- （2）知事は、市長の報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施について、市及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣に情報提供する。
- （3）知事は、法を適用したときは、速やかに告示する。
- （4）市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

4 救助の種類と委任

（1）救助の種類

- ア 収容施設（避難所、応急仮設住宅）の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- （2）知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに

学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。
(3) 市長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

5 救助の実施状況記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告する。

6 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則のとおりである。

第3章 個別事故災害対策計画

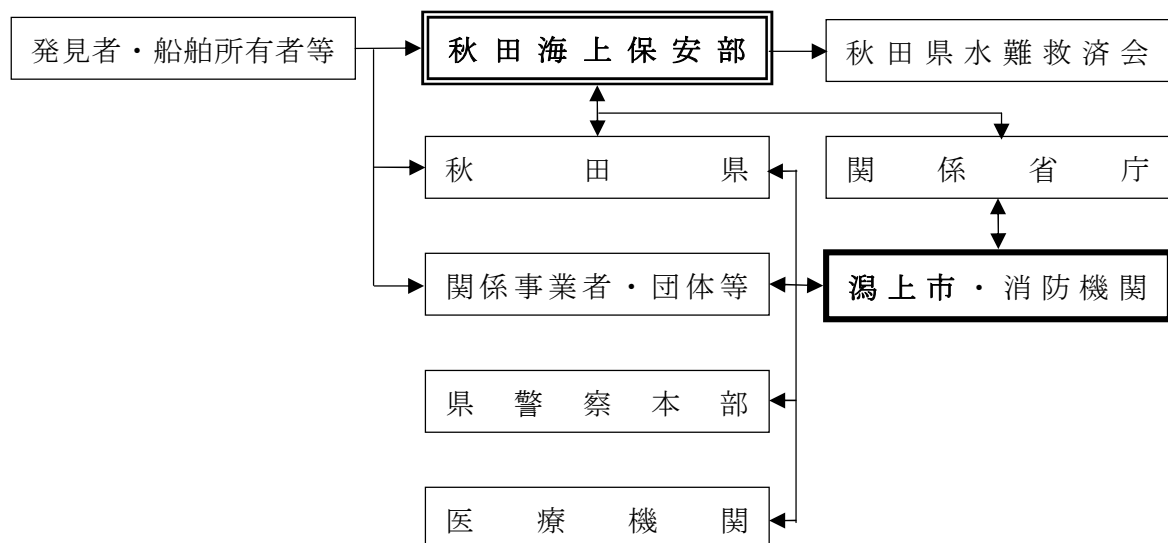
第1節 海上災害応急対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、五城目警察署

1 情報の収集及び伝達

- (1) 秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、市並びに関係機関等と密接な情報交換を行うこととしている。
- (2) 秋田海上保安部は、情報収集活動の実施に当たって、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階について非常に有効であり、災害が発生したとき、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集し、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も実施することとしている。なお、必要に応じ、ヘリコプター映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行うこととなっている。
- (3) 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を県、市等の関係機関へ連絡する。また、非常本部等が設置されている場合は、必要な情報を非常本部等へ連絡することとなっている。

【海上災害の情報・伝達経路】



2 市、男鹿地区消防本部及び湖東地区消防本部の海難救助等

市及び消防本部は、遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察関係機関と連携し、捜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

第2節 流出油等の防除対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、消防班
防災関係機関等	県、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、五城目警察署、秋田県漁業協同組合、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、事業所等

1 流出油等の防除措置

流出油防除措置に対する各機関の役割は、次のとおりである。

（1）秋田海上保安部

ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出勤させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航舶禁止措置又は避難勧告を行う。

カ 危険物の防除作業に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

キ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努める。

ク 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申を行う。

（2）東北地方整備局

ア 関係先への事故情報の伝達

イ 直轄担当区域における状況調査、油等の防除

ウ 備蓄資機材の提供

（3）秋田地方気象台

関係先への流出油防除に関する気象、海象予報の伝達

（4）県

ア 関係先への事故情報の伝達

イ 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整

- ウ 自衛隊への災害派遣要請
- エ ボランティア活動の受入れ及び支援活動
- オ 港湾地域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- (5) 市
 - ア 関係機関への事故情報の伝達
 - イ 関係機関に対し、災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
 - ウ 流出油防除活動に関する関係機関との調整
 - エ 協定等に基づく他の自治体への援助要請
 - オ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- (6) 消防本部
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
 - ウ 備蓄資機材の提供
 - エ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
 - オ 海防法第42条の9に基づく消防機関の長の権限行使
 - カ 救助・救急活動
 - キ 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
- (7) 五城目警察署
 - ア 関係先への事故情報の伝達
 - イ 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
 - ウ 沿岸住民に対する避難等の措置
 - エ 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
- (8) 秋田県漁業協同組合
 - ア 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - イ 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動
 - ウ 漁業施設等に関する自衛措置
 - エ 流出油防除活動に関する関係漁協支所との調整
- (9) 事業所等
 - ア 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - イ 管理する施設等に関する自衛措置
 - ウ 防除活動等の実施

2 河川における流出油の防除措置

河川に大量の油等の危険物が流出した場合には、河川から海上への流入を含め、各機関の役割を参考にして、的確な防除措置の実施を図る。

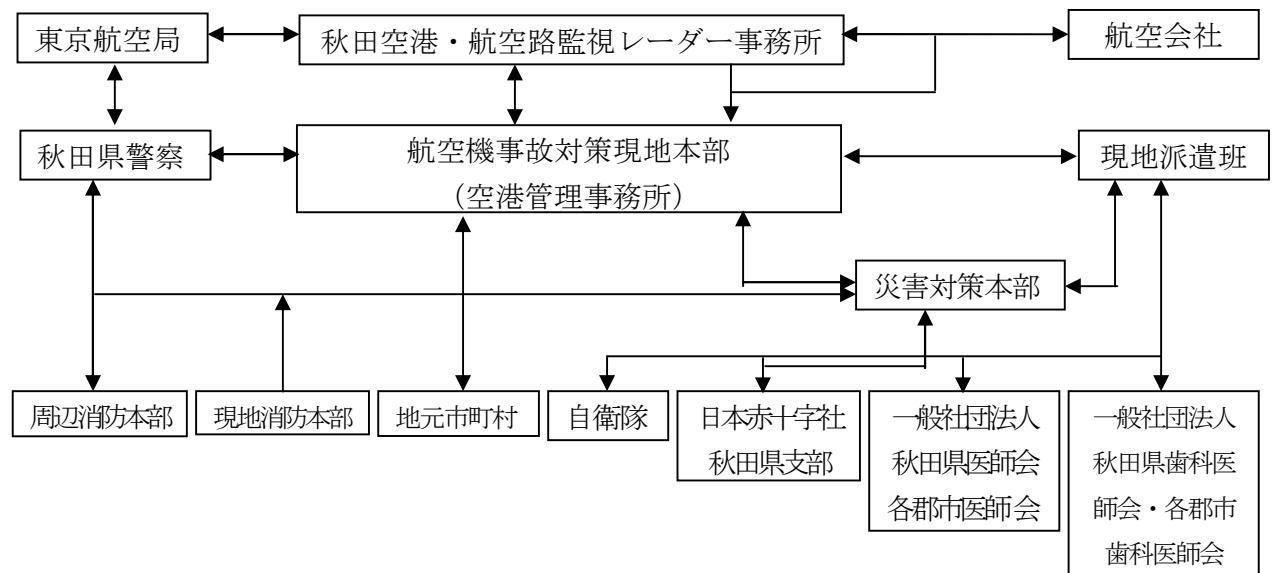
第3節 航空機事故対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、消防班
防災関係機関等	県、第二管区海上保安本部（秋田海上保安部）、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊

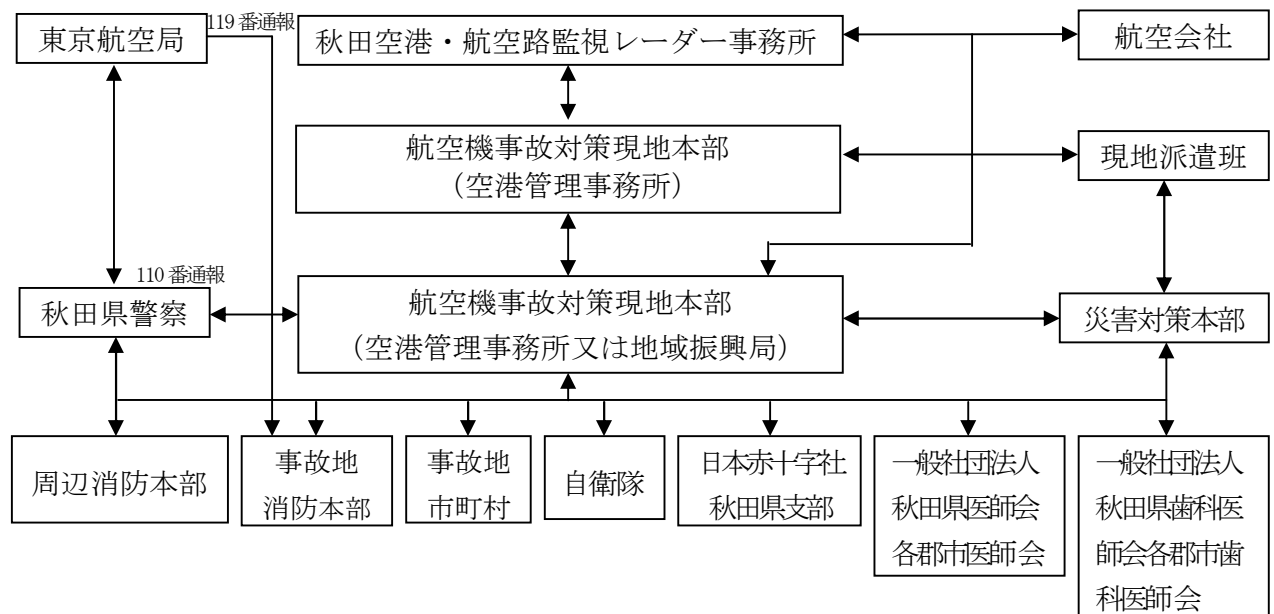
1 情報の連絡

航空機事故発生時の情報連絡系統は、次のとおりである。

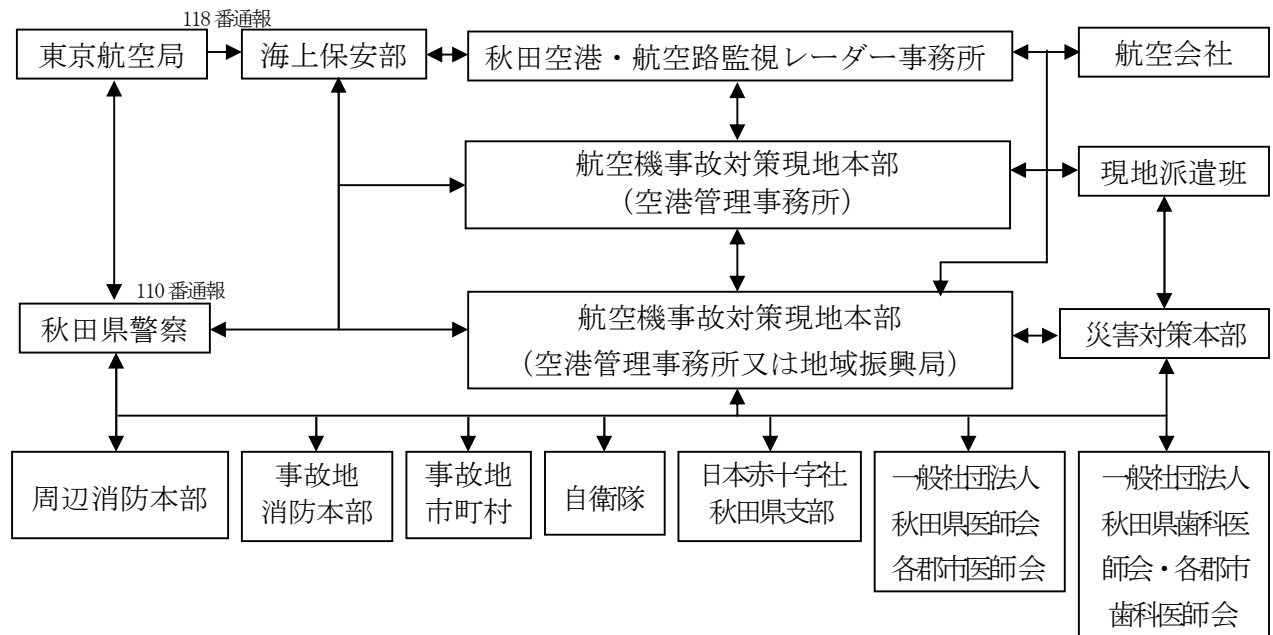
（1）空港区域で発生した事故



（2）空港周辺（空港から概ね9km以内の地域の（1）以外の陸上で発生した事故



(3) 海上で発生した事故



2 救護救援及び遺体の収容

(1) 実施機関

救護救援及び遺体の収容は、次の機関で対処する。

- ア 市
- イ 空港管理事務所
- ウ 航空会社
- エ 消防機関
- オ 警察
- カ 自衛隊
- キ 海上保安部
- ク 医療機関（日赤、県医師会等）

(2) 救護救援及び遺体の収容

- ア 航空機事故が発生し、乗員等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救助活動を実施する。
- イ 負傷者の救護は、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- ウ 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。
- エ 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- オ 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
- カ 遺体の収容は、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡す。

3 消防活動

(1) 実施機関

消防活動は、次の機関で対処する。

- ア 空港管理事務所
- イ 消防本部
- ウ 市
- エ 自衛隊

(2) 航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。

また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により周辺市町村、消防機関の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

4 警戒区域の設定及び交通規制

(1) 市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。

(2) 道路管理者又は公安委員会は、応急対策上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

5 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第4節 原子力施設災害対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班
防災関係機関等	県、秋田中央保健所、東北地方環境事務所（鹿角自然保護官事務所・秋田自然保護官事務所）

1 環境モニタリングの強化

（1）緊急時モニタリング等

県は、原子力施設における事故の覚知以降、国が提供するSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の予測計算結果等を参考に、放射性物質の到達可能性を検討し、必要に応じて国等と連携し、環境放射能のモニタリングを強化する。

市は、公共施設のモニタリング地点を設定し、環境放射能のモニタリングを実施する。

（2）食品、水道水等の摂取制限等

市は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、県が実施する食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置に協力する。

（3）情報の収集等

市は、県、国、原子力事業者等から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について関係機関との共有を図る。

（4）モニタリング結果の公表等

市は、市及び県が実施した緊急時モニタリングの結果について、速やかに市民に公表する。

2 食品中の放射性物質に係る検査測定体制の整備

（1）測定体制

市は、県及び関係機関とともに、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性の確保を図るため、円滑な食品中の放射性物質の測定体制を構築する。

（2）検査

市は、国のガイドライン等に基づき県及び関係機関が実施する検査結果等、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供を要請する。

（3）情報提供

市は、県及び関係機関と協力し、県産農林水産物等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備等情報提供体制を構築する。

3 放射線に関する健康相談

市及び県は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、秋田中央保健所の協力のもとで、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

第5節 鉄道・道路事故対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、物資班
防災関係機関等	東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社）、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部

1 情報の収集

（1）情報収集

市は、列車の脱線・衝突や自動車の交通事故等により、多数の死傷者が発生した場合は、消防本部、警察署や東日本旅客鉄道株式会社等から情報を収集する。

（2）市の体制

市は、多数の死傷者等が発生し、救助対策等への支援が必要な場合は、災害対策本部に準じた体制をとり、必要な職員を動員する。

2 被災者への対応

（1）救助活動

消防本部及び警察署が救助活動を実施する。

市は、多数の負傷者が発生した場合、毛布、ビニールシート等の資機材を提供する。

（2）医療救護等

市は、医師会、薬剤師会等に救護班の派遣を要請する。

また、多数の遺体を安置する必要がある場合は、公共施設に遺体安置所を確保する。

（3）乗客等の収容

市は、関係機関からの要請があった場合は、乗客を一時的に収容するため、公共施設に待機所を確保する。また、搬送のためのバス等を確保する。

待機所では、毛布等の支給、情報の提供等の支援を行う。

（4）活動要員への支援

市は、活動要員に対し、必要に応じて飲料水、食料の炊き出し等の支援を行う。

第 3 編 地震災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 火災予防対策

災害対策本部の 主な実施担当	総務課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部

1 出火防止と初期消火

(1) 消防力の強化

市及び消防本部は、消防職員及び団員の充足、消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。

(2) 消防施設、資機材等の整備

市及び消防本部は、震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、消火器等の整備に努める。

(3) 燃焼器具等の管理指導

消防本部は、地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。

(4) 出火防止及び初期消火の周知徹底

市及び消防本部は、住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知を徹底する。

また、各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。

(5) 火災予防条例等の周知

市及び消防本部は、市民に対し、火災予防に関する条例等について周知に努める。

2 火災の延焼拡大の防止

(1) 市街地における消防計画の整備

消防本部は、消防計画の作成に当たり、木造家屋の密集度、並びに消防活動のための道路状況等に応じた消防活動を実施する体制整備に努める。

(2) 予防査察の実施

消防本部は、関係施設への立入査察、予防査察などを計画的に実施し、震災時の対応について現場での指導を行う。

(3) 自主防災組織の初期消火能力の向上

市民は、自主防災組織の結成及び育成に努め、火災発生時における連携、協力体制を実践する訓練などを通じて指導する。

3 消防水利の整備

(1) 耐震性貯水槽や防火水槽等の整備

市は、地震から消防水利施設の防護するため、耐震性貯水槽や防火水漕等の消防水利施設を計画的に整備する。

整備に当たっては、木造家屋密集地域、避難場所及び避難路の周辺地域を優先的に整備する。

(2) 水泳用プール等の活用

市及び消防本部は、学校などの水泳用プール及び関連施設を消防水利として活用を検討する。

第2節 建築物災害予防対策

災害対策本部の 主な実施担当	都市建設課
防災関係機関等	県

1 耐震診断及び耐震改修促進の施策

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づき策定した「潟上市耐震改修促進計画」において、平成27年度における住宅・建築物の耐震化の目標を、特定建築物は80%、住宅は82%とし、耐震化に努める。

（1）耐震化の促進を図るための支援策

市は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助を行い、耐震性を有していない住宅を対象とした木造住宅耐震化を促進する。

（2）安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

市は、耐震相談窓口を設置し、木造住宅の耐震化を行う者に対し、木造住宅の耐震診断・改修講習会受講修了者名簿（秋田県）等、技術者を探す資料として提供するなど、耐震改修促進環境の整備に努める。

（3）地震時の建築物の総合的な安全対策

市は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、防災訓練等を活用して啓発活動を行う。

（4）公共施設の耐震化

市は、公共施設の耐震診断結果に基づいて改修を計画的に進める。

2 普及啓発

（1）地震防災マップの作成・公表及び活用

市は、大規模地震の発生時、揺れの大きさや建物被害の危険性分布を想定した揺れやすさマップ・地震危険度マップを市民に配布するとともに、市ホームページにおいて公開する。

（2）相談体制及び情報提供の充実

市は、次のような耐震化に向けた普及啓発対策を行う。

ア 耐震相談窓口を設置し、耐震化に向けた資料を配布する。

イ 「広報かたがみ」、市ホームページに掲載する。

ウ 融資制度（秋田県住宅建設資金）や住宅にかかる固定資産税の減額などの耐震化費用負担の軽減に関する情報を提供する。

（3）リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は相談窓口にてリフォーム工事や増改築に遭わせた耐震改修の情報を提供する。

（4）家具の転倒防止策の推進

市は、パンフレット等により、家具の転倒防止についての普及を図る。

（5）自治会等との連携

市は防災訓練等の機会を通し、自治会や自主防災組織への情報提供を行う。

3 地震による建築物の事故防止対策

(1) 天井脱落防止の対策

市は、公共施設について、天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を実施し、耐震性の確保に努める。

(2) 特殊建築物及び昇降機の地震対策

県は、一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等の徹底を図る。

また、建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改修等、防災上必要な指導、勧告を行う。

4 軟弱地盤等液状化対策

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種液状化対策工法の普及に努める。

5 ブロック塀、石塀等

市は、既存ブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。

また、関係業界に対しては、適正な設計・施工を指導し、倒壊事故の防止を図る。

6 宅地の災害防止

市及び県は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき当該開発の是非について判断する。

既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地すべりやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨を注意喚起する。

第3節 公共施設災害予防対策

災害対策本部の 主な実施担当	都市建設課、上下水道課
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、東北電力株式会社（秋田支店）、東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社）

1 道路及び橋梁

（1）道路全体の耐震点検と対策工事

道路管理者は、次の地震災害予防対策を行う。

- ア 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
- イ 防災補修工事を必要とする箇所について、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。
- ウ 発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために情報連絡施設・体制等の整備を図る。
- エ 対策の優先順位は、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

（2）橋梁等の耐震点検と対策工事

- ア 施設管理者は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。
- イ 市は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕及び掛け替えを行う。

2 河川管理施設

（1）施設、設備の点検

河川管理者は、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき、河川管理施設の耐震診断を実施する。

（2）耐震性の強化

河川管理者は、診断結果を踏まえ、重要度に応じて河川管理施設の耐震補強を進める。

3 上水道

（1）施設の強化

市は、上水道施設について、次の予防対策を行う。

- ア 災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設について、災害を受けにくい箇所に選定するとともに、耐震構造により建設する。
- イ 既存の施設において、耐震診断等の結果により被害が予想される場合、最新の基準や準拠方書等に基づいて必要な改良又は更新を検討する。
- ウ 基幹病院や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについて、災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進める。
- エ 施設の新設・更新時は、地盤の状況等を勘案したうえで、耐震性の高い構造とする。

（2）応急給水体制と資器材の整備

市は、次の応急給水体制と資器材の整備を行う。

ア 水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

イ 応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等を整備する。

4 下水道施設及び農業集落排水施設

市は、災害時における市民の衛生的な生活環境を確保するため、次により施設の耐震性の強化を図るほか、業務の継続に向けた取組を進める。

(1) 管渠の耐震化

市は、次の下水管渠の耐震化対策を行う。

ア 地質が軟弱又は不均等な地区に布設された下水管渠を重点に、老朽化が著しいものから補強を実施する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、基礎地盤条件等を考慮し、総合的見地から検討を重ねて計画する。

ウ 地盤の悪い場所に布設する場合は、マンホールと管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(2) マンホールポンプ、終末処理場の耐震化

市は、マンホールポンプ、終末処理場の耐震化を行う。

ア マンホールポンプ又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、市は、老朽化した箇所は速やかに補強する。

イ 管渠、マンホールポンプ及び終末処理場の耐震対策に当たっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 施設の液状化対策の推進

市は、以下彼の液状化対策を行う。

ア 地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、あらかじめ地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を実施する。

イ 液状化が発生した場合でも、あらかじめ施設の被害防止対策を検討する。

(4) 施設の浸水対策の推進

市は、浸水が想定されるマンホールポンプ及び終末処理場で、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

(5) 維持管理による機能の確保

市は、下水道台帳を整理、保管する。

また、市は、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

(6) 防災体制の確立

市は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

なお、業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

5 電力施設

東北電力株式会社は、次の地震災害予防対策を実施する。

(1) 設備の耐震性の強化

- ア 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講じる。
- イ 不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
- ウ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。

(2) 電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧用資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。
- イ 各防災機関の実施する訓練に参加する。

6 都市ガス施設

都市ガス施設は、第2編第1章第10節「危険物施設等災害予防対策」による。

7 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社は、次の予防対策を実施する。

(1) 施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

(2) 列車の防護

- ア 地震発生時は、その規模に応じて、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
- イ 乗務員に対する情報伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。

(3) 防災訓練及び機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

(4) 情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報を行う。そのため、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

(5) 安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立する。

また、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保するなど、社内体制の充実に努める。

8 漁港

漁港施設管理者は、地震による災害を防止するため、漁港施設の耐震化を進める。

第4節 農業災害予防対策

災害対策本部の 主な実施担当	産業課
防災関係機関等	県

1 農業用施設

市は、地震による農業被害を予防し、被害が発生した場合にはその拡大防止に努めるため、県、営農者と協力し、次の取組を行う。

(1) 農業施設の耐震性調査

県及び関係機関の協力のもと、地震によって決壊又は転倒のおそれのある農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等について、耐震性調査実施の検討を行う。

(2) 耐震補強、改修

耐震性調査の結果を基に、必要に応じて貯水制限などの使用制限により安全使用に努めるほか、県営又は団体営事業による耐震補強、改修を行い震災対策を図る。

(3) 被害の防止、軽減対策の周知

営農者に対し、地震によって水田に亀裂が発生し、かんがい施設等に被害が発生した場合、水不足等によって農作物に大きな影響がでるため、亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図るなどの措置について、あらかじめ周知を図る。

第5節 積雪期の地震災害予防対策

災害対策本部の 主な実施担当	都市建設課、社会福祉課
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、潟上市社会福祉協議会

1 除排雪・施設整備等の推進

（1）道路の除排雪体制の強化

ア 各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を推進する。

イ 市、国及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準向上を図るため、建設機械の増強に努める。

（2）積雪寒冷地に適した道路整備

市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路の整備に努める。

（3）除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、市街地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに、除排雪施設の整備を図る。

また、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努める。

（4）雪崩防止対策

市、国及び県は、雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

（5）消防水利の整備

積雪厳寒期は、積雪や凍結などにより、消防水利の確保に困難をきたすため、市は、積雪期に対応した消火栓の整備に努める。

（6）克雪住宅の普及等

市は、屋根の積雪荷重に加え、地震時の振動による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。こまめな雪下ろしの励行等について、広報活動を行う。

2 災害時要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助活動やボランティアなどの協力により、屋根の雪下ろしや除排雪に努める。

3 除排雪におけるボランティア活動

除排雪におけるボランティア活動については、次の事項に留意する。

（1）ボランティア登録者の要件

除排雪ボランティアの登録は、雪に対する経験や気象の変化による危険性に対する理解が必要であることから、積雪地在住者や降雪地での居住経験者とする。

（2）安全の確保

市は、ボランティアに対し除排雪作業の事故防止対策に向け指導を行う。

（3）健康対策

市、潟上市社会福祉協議会及び関係機関は、積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし作業により、脳血管疾患や心疾患などを発生することもあるため、除排雪に関するボランティアの健康診断の結果を把握する。

(4) ボランティア活動保険への加入

除排雪活動にかかるボランティア活動参加者は、ボランティア活動保険に加入する。

(5) 事業者保険への加入

ボランティア保険は、通常、心疾患、脳血管疾患等の疾病は補償の対象外である。

このため、募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガや疾病等に対応するための保険に加入する。

4 緊急活動体制の整備

市は、緊急活動体制に備えるため、以下の対策に努める。

(1) 冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努める。

(2) 交通手段の確保

各道路管理者は、市、県及び関係機関と連携して所管する道路又は他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保する。

(3) 通信手段の確保

市、県及び関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

(4) 除排雪・暖房用資機材の備蓄

市及び県は、防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

また、市及び県は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

5 緊急離着陸ヘリポートの整備

市は、降雪期においても緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第6節 行政機能の維持確保対策

災害対策本部の 主な実施担当	全課
防災関係機関等	県

1 業務継続計画（BCP）の策定

市は、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、円滑に業務を継続するため、あらかじめ災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定する。

また、市は、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行う。

2 各種情報のバックアップ

市は、情報システムの様々なデータについて、地震被害想定調査の結果や庁舎の立地条件等を勘案のうえ、必要に応じて複数のバックアップデータを作成するとともに、庁舎外への保管を検討する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 地震情報の伝達

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、情報班
防災関係機関等	県、秋田地方気象台

1 地震情報

(1) 地震情報の種類

秋田地方気象台等は、地震等に関する情報を発表する。これらの情報は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測し九地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図時報として発表

(2) 地震解説資料

秋田地方気象台は、防災等にかかる活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、関係機関に提供する。

ア 秋田県に津波警報・注意報が発表された場合

イ 県内で震度4以上の地震が観測された場合、又は地震が頻発した場合

ウ 県内で地震被害、津波被害が発生した場合

エ 社会的に影響が大きい地震が発生した場合

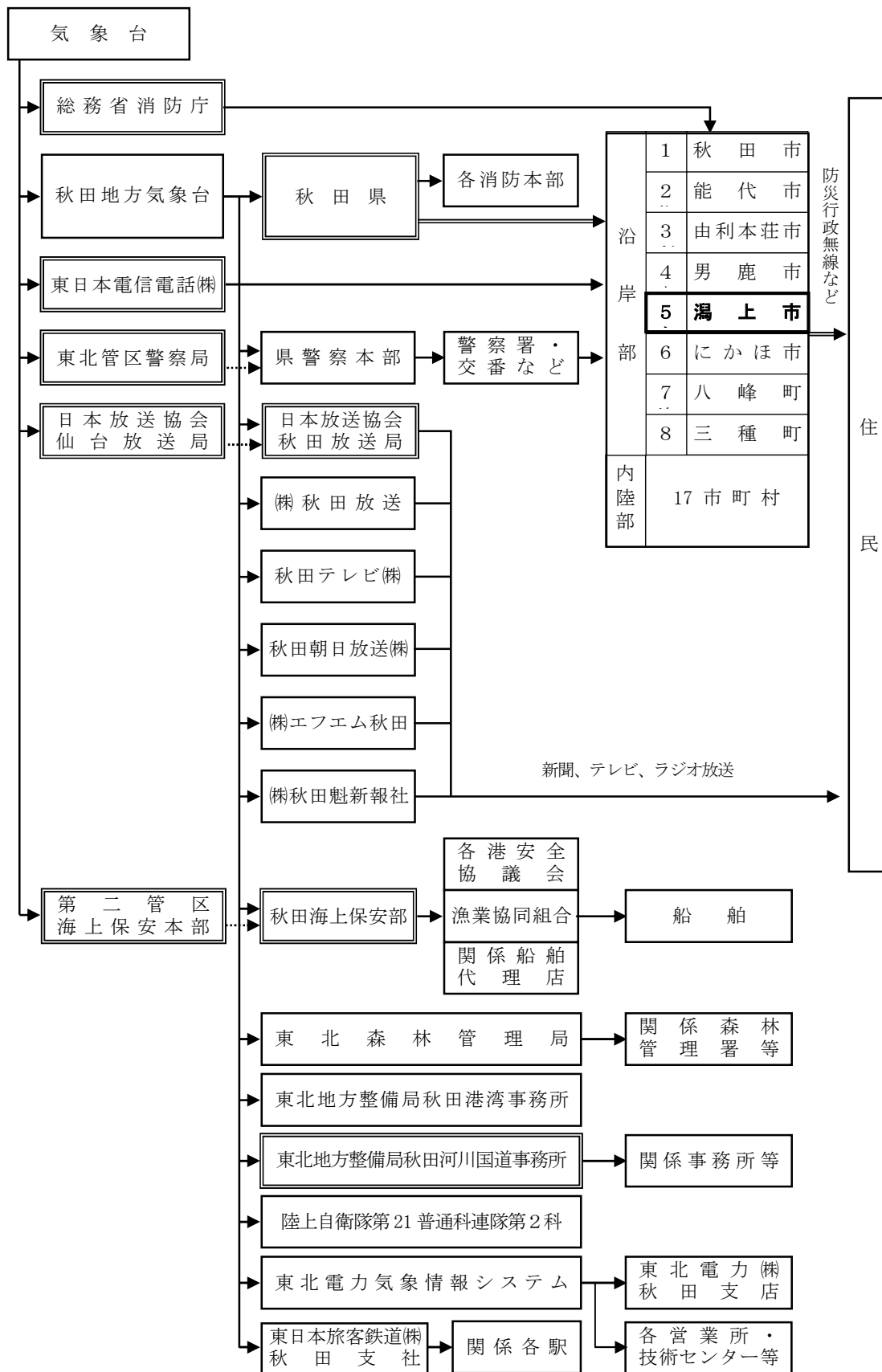
2 地震情報の伝達

気象台から、秋田県総合防災課が受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報は、「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに市に伝達される。

市は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を庁内放送等により速やかに庁内関係各課に伝達する。

情報の伝達系統は、地震・津波情報の伝達系統図のとおりである。

地震・津波情報の伝達系統図



(注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

3 市民への伝達

市は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を次の方法により、市民に伝達する。

- (1) 市防災行政無線、サイレン、市防災行政情報メール、広報車
- (2) 災害に関する信号（漁船等を含む）
- (3) ラジオ、テレビ等の放送

第2節 ライフライン施設応急対策

災害対策本部の 主な実施担当	建設班、上下水道班
防災関係機関等	県、東北電力株式会社、湖東瓦斯株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

1 電力施設

東北電力株式会社は、次の応急対策を実施する。

(1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し、非常災害対策本部を設置するとともに、このもとに、設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(2) 動員体制(応急復旧要員の確保)

防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多で当該店所のみで早期復旧が困難な場合は、他店所等に応援を要請し要員を確保する。

(3) 二次災害防止措置

二次災害の危険が予想される場合は、送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(4) 被害状況の把握と情報連絡体制

被害状況は、各班が設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。

また、災害に関する連絡は、非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。

(5) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車及び市防災行政無線等を利用して、被害の状況や復旧の見通し等について広報する。

(6) 復旧資材の確保

ア 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプター等により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(7) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院、交通、通信、報道機関及び公共機関等を優先する等、社会的影響、復旧効果の大きいものから実施する。

2 都市ガス施設

湖東瓦斯株式会社は、次の応急対策を実施する。

(1) 災害時の組織体制

被災事業者は、緊急措置等を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部を設置し、必要な緊急措置を行い、供給停止を行った場合は、引き続き復旧作業を行う。

(2) 二次災害防止措置

地震被害が大きい場合は、被害状況に応じてガスの製造や供給の停止など、適切な措置を講じる。

(3) 被害状況の把握と情報連絡体制

被災事業者は、別に定める情報収集方法により、ガス製造施設、本支管・供給管等の被害に関する情報等を収集し、各関係機関へ適宜、連絡する。

(4) 広報活動

地震発生時の二次災害防止と効果的な災害対策活動を行うために、地震発生後の状況に対応した広報活動を実施する。

(6) 応急復旧活動

復旧を安全、迅速かつ効果的に実施するために、復旧計画（復旧基本計画・復旧実施計画）を策定し、これに基づき作業を実施する。

ア 製造所において、各設備の損傷箇所の修理作業を行い、速やかに製造設備の復旧を図る。

イ 本支管・供給管等は、地域の復旧状況に合わせて、本支管・供給管網の復旧ブロックに優先順位を付けて復旧作業を行い、速やかにガス供給の再開を図る。

ウ 内管・開閉栓は、供給停止した全ての利用者の設備について、閉栓、修理、開栓作業を行う。

エ 大規模地震によるガス供給停止に伴う利用者への支援としては、一般利用者にはカセットコンロ類の提供、病院や福祉施設等の重要施設には移動式ガス発生設備による臨時供給、代替熱源の提供に努める。

(7) 応援協力活動

ア 被災事業者は、地震復旧作業に救援を必要とする場合は、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、所属する地方部会（地方部会の定めによっては幹事事業者）に対し、速やかに救援要請を行う。

イ 救援の要請を受けたガス事業者は、救援隊を組織し、被災地に関する情報を収集し、現地では自己完結型の救援活動ができるように装備する。

ウ 被災事業者は、本支管・供給管等の修繕方法や復旧用材料の調達方法等、復旧活動に必要な情報を、救援隊に伝達する。

エ 被災事業者及び救援事業者は、復旧要員の体調維持や安全確保のために、十分な後方支援を行う。

3 上水道施設

市は、次の上水道施設の応急復旧等を行う。

(1) 応急体制の整備

市災害対策本部の中に、上下水道班を設ける。

(2) 情報の収集伝達

地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行うとともに、断・減水等の被害の把握に努めるほか、関係機関との連絡を密にする。

また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。

(3) 広報活動

断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、市防災行政無線、市防災行政情報メール、広報車、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知を図る。

(4) 応急復旧活動

ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知を徹底する。

ウ 水道事業者は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合は、県に派遣要請をする。

(5) 応援協力活動

ア 市は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保するとともに、必要がある場合、近隣市町村又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。

イ 水道工事事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、市が実施する応急復旧活動に協力する。

ウ 県は、市町村相互の応援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行うとともに、水道法第40条の基づく水道用水の緊急応援命令等、適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。

4 下水道施設及び農業集落排水施設

市は、次の施設の応急復旧等を行う。

(1) 施設被害の把握

災害発生とともに施設をパトロールし、被害情報を収集する。

(2) 広報活動

施設に被害が発生した場合、市防災行政無線、市防災行政情報メール、テレビ、ラジオ、広報車、市ホームページ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。

イ マンホールポンプ及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

5 電信電話施設

(1) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。

- ① 情報連絡室
- ② 災害対策本部

イ 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集方法
- ③ 関係相互間に対する応援要請方法
- ④ 工事請負業者の応援要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するため、迅速に次の初動措置を行う。

- ① 被害状況の把握
 - ・被害の概況調査
 - ・社内外からの被害に関する情報の迅速な収集
 - ・被害の詳細調査
 - ・現地調査班等による被害の全貌を把握
- ② 情報連絡
 - ・情報の記録・分析
 - ・情報連絡用打合せ回線の作成
 - ・情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認
 - ・状況による情報連絡要員の増員等体制強化
 - ・社外の災害対策機関との連絡、協力
 - ・気象、道路状況等に関する情報の収集

エ 広報活動

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、支店前掲示及び広報車により地域の住民等に広報する。さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたる広報活動を行う。

- ① 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- ④ 住民に対して協力を要請する事項

⑤ その他必要な事項

オ 復旧資材等の確保

応急復旧に必要な資材については、当該支店保有の資材を使用する。不足が生じるときは、本社及び各支店等が保有する資材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器等を配備する。

- ① 孤立防止用可搬型衛星通信装置
- ② ポータブル衛星通信車
- ③ 移動電源車及び可搬電源装置
- ④ 応急復旧ケーブル
- ⑤ その他の応急復旧用諸装置

(2) 株式会社N T T ドコモ

株式会社N T T ドコモの地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成する。

- ① 情報連絡室支援本部
- ② 災害対策本部
- ③ 支店災害対策本部

イ 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の業務運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配置及び服務基準
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

ウ 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時は、設備の状況を監視し、必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。

エ 広報活動

- ① 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関をとおり広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。

オ 災害対策用資機材等の確保と整備

- ① 災害対策用資機材等を確保し、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

- ② 災害対策用資機材等の輸送災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害等の状況により、速やかに次の対策組織を設置する。

- ① 災害対策本部
- ② 情報連絡室

イ 動員体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、業務の運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配置及び服務標準
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害等が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、もしくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を図る。

- ① 気象状況、災害予報、サイバー攻撃に関わる情報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況、及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況

エ 広報活動

- ① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関をととして広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で周知する。

オ 復旧資材等の確保

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ① 応急復旧ケーブル
- ② 移動電源車
- ③ その他の応急復旧用諸装置

(4) KDDI株式会社

KDDI株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する現地対策室をあらかじめ編成する。

イ 動員体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合の業務運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法
- ④ 工事請負業者の応援要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時そ通状況を監視し、通信リソースを効果的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視し、必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。

エ 広報活動

- ① 災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道報道をとおり広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で直接当該被災地住民に周知する。

オ 復旧資材等の確保

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用器材、消耗品等の確保に努める。
- ② 被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。
 - ・車両型無線基地局
 - ・可搬型無線基地局
 - ・移動電源収及び課班電源装置
 - ・応急復旧ケーブル
 - ・その他の応急復旧用諸装置

(5) ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の地震災害応急復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害時の対策組織体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じた対策組織を設置する。

また、各対策組織が緊密に連絡をとり、機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

イ 動員体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、業務の運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行う。このため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定める。

- ① 社員の非常配備及び勤務体系
- ② 社員の非常招集の方法
- ③ 関係組織相互間の応援の要請方法

ウ 被害状況の把握と情報連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、重要通信の確保、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

エ 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を務める。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

オ 復旧資材等の確保

災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施する。

- ① 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- ③ 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

第3節 地震避難

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、市民班、消防班、教育班、福祉班、物資班
防災関係機関等	県、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、自主防災組織、自治会

1 避難行動

地震が発生した場合（津波警報・大津波警報が発表された場合を除く）、市民は、揺れが収まり身の安全が確保された後に、公園等に集合し、自治会、自主防災組織等の協力のもと要配慮者の無事を確認する。

火災等の発生により危険な場合は、安全な避難場所に避難する。

その後、周囲の安全が確認され、かつ自宅の耐震性が確保されている場合、自宅にもどり、そこでの生活を継続する。

2 避難情報の発表

市は、地震発生後の火災や崖崩れ等から市民の安全を確保するため、状況に応じ、避難の勧告・指示を発表する。

避難の区分及び基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	基 準
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難勧告」を尊重することを期待して避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。	○火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき ○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ「避難勧告」より拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせる行為である。	○その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

なお、避難情報の発表の詳細については、第2編第2章第7節に定めるとおりとする。

3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定の詳細については、第2編第2章第7節に定めるとおりとする。

4 避難誘導

避難は、できるだけ自治会、自主防災組織単位に行うことを原則とする。避難行動要支援者の避難支援は、別に定める「潟上市災害時要援護者避難支援計画」及び個別支援プランによるものとする。

学校、保育所、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。
延焼火災や危険物の漏出等の危険がある場合、市は、警察署及び消防本部と連携して、避難誘導にあたる。

5 避難所の開設・運営

市は、避難勧告・指示を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。
避難所には市職員を派遣し、自治会、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。
避難所の開設・運営の詳細については、第2編第2章第7節に定めるとおりとする。

第 4 編 津波災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・啓発

災害対策本部の 主な実施担当	総務課
防災関係機関等	男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部

1 津波に関する知識の普及・啓発

市は、津波に関する知識を市民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるよう、国が発表した日本海側の津波に関する推定を踏まえた、県の津波浸水想定の結果が出た段階で改めて、津波ハザードマップを作成し、配布する。

また、市ホームページ等でも公表する。

2 防災教育の推進

市は、小・中学校において地域の特徴や過去の津波の教訓等を活かした防災教育に努める。

特に、過去における津波被害の教訓は、防災教育等を通じて次の世代に伝承されるよう努める。

3 津波防災訓練の実施

市は、消防本部等と連携して、市防災行政無線などの情報伝達手段を活用した津波防災訓練を実施する。

その訓練において、市は、津波防災訓練から、情報伝達に関する職員の対応、判断能力、情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理、検討したうえで、防災関係職員に対する防災教育に反映する。

第2節 津波避難体制の整備

災害対策本部の 主な実施担当	総務課、都市建設課
防災関係機関等	消防団、自主防災組織、自治会

1 緊急避難場所の指定・整備

市は、津波が到達する前に避難が可能なように、津波緊急避難場所を指定する。

(1) 緊急避難場所等の指定・設定

安全性や機能性が確保されている公共施設や空地を緊急避難場所に指定する。

(2) 津波避難ビルの指定

避難困難地域や避難が遅れた避難者が緊急避難するために、避難対象地域内から至近に位置にある堅固な数階建の建物の所有者と協定を締結し、津波避難ビルに指定する。

(3) 津波避難タワーの設置

避難困難地域内に避難可能な施設が存在しない場合は、国が発表した日本海側の津波に関する推定を踏まえた、県の津波浸水想定の結果が出た段階で改めて、津波避難タワーの建設を検討する。

(4) 避難路等の整備

市は、津波浸水区域から砂丘等の高台に避難できるよう避難階段や避難路等の整備を検討する。

(5) 案内標識の整備

市は、緊急避難場所等の周知を図るため、統一的な図記号を利用した、分かりやすい誘導標識や案内板などを設置する。

2 海拔表示板の設置

市は、津波被害軽減の対策のひとつとして、標識柱等の道路施設に海拔表示板を設置することにより、道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

3 津波避難計画の策定

市は、県が作成する津波避難計画に係る指針又は国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」に基づいて、避難対象地域、緊急避難場所、避難路、避難勧告・指示のための情報収集・伝達方法を定めた津波避難計画を策定する。

津波避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者への配慮や被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の指定に十分配慮するよう努める。

4 地域ごとの津波避難計画の策定支援

市は、地区別津波避難計画の策定に当たり、自治会、自主防災組織等が参加するワークショップなどを開催する。

また、津波ハザードマップ等の資料を提供や助言を行うなど地域での策定を支援する。

第3節 津波防御施設等の整備

災害対策本部の 主な実施担当	都市建設課、産業課
防災関係機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）

1 漁港施設の津波防災対策

県は、水産物の生産・流通拠点漁港及び防災拠点漁港などの主要な施設（防波堤・岸壁等）は、「設計津波」の水位を想定した耐震・耐津波性能を検証し、必要な対策を講ずる。

2 防災拠点施設の津波防災対策

市及び防災関係機関は、津波発生時においても防災拠点機能を維持・継続するために、通信設備や非常用発電機の上層階への設置、代替施設への機能移転の訓練等、津波による浸水を想定しあらかじめ対策を検討する。

3 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

市は、津波被災時に復興の拠点となる市街地が有すべき住宅、業務、公益等の施設を一団の施設としてとらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を、必要に応じて都市施設として都市計画に定める。

都市計画に定める主な事項は、次のとおりである。

- （１）名称、位置及び面積
- （２）配置する施設の種類とその位置及び規模
- （３）建築物の高さ、容積率及び建ぺい率

4 適正な土地利用の推進

県は、津波等に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視する。

また、市と連携をとりながら適正かつ合理的な土地利用を推進し、計画の必要な見直しを行う。

5 津波防災推進計画の策定

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画を策定する際には、都市計画法で定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と調和が保たれたものとし、必要に応じて当該方針の見直しを行う。

第2章 災害応急対策計画

第1節 津波情報の伝達

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、情報班
防災関係機関等	県、秋田地方気象台

1 津波警報

(1) 津波警報等

秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。これらの情報は、次のとおりである。大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。

本市は、津波予報区の「秋田県」にあたる。

警報・注意報 の種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値 の発表	巨大地震の 場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが 高いところで3mを超える 場合	高いところで10mを超 える津波が予想され るので、厳重に警戒す る。	5m、10m、 10m超	巨大
津波警報	予想される津波の高さが 高いところで1mを超 え、3m以下の場合	高いところで3m程度 の津波を予想される ので、警戒する。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以上、 1m以下の場合であっ て、津波による災害のお それがある場合	高いところで1m程 度の津波が予想され るので、注意する。	1m	—

注)

① 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は
小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続
することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその
時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇し
た高さをいう。

(2) 津波予報

秋田地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次
の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されない時(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された時(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表

(3) 津波情報

秋田地方気象台は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や想される津波の高さなどを知らせる。津波情報の内容は、次のとおりである。

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波情報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報（※①）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報（※②）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※①津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

※②沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	（全ての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

2 津波情報の伝達

気象台から、秋田県総合防災課が受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報は、「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに市に伝達される。

市は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を庁内放送等により速やかに庁内関係各課に伝達する。

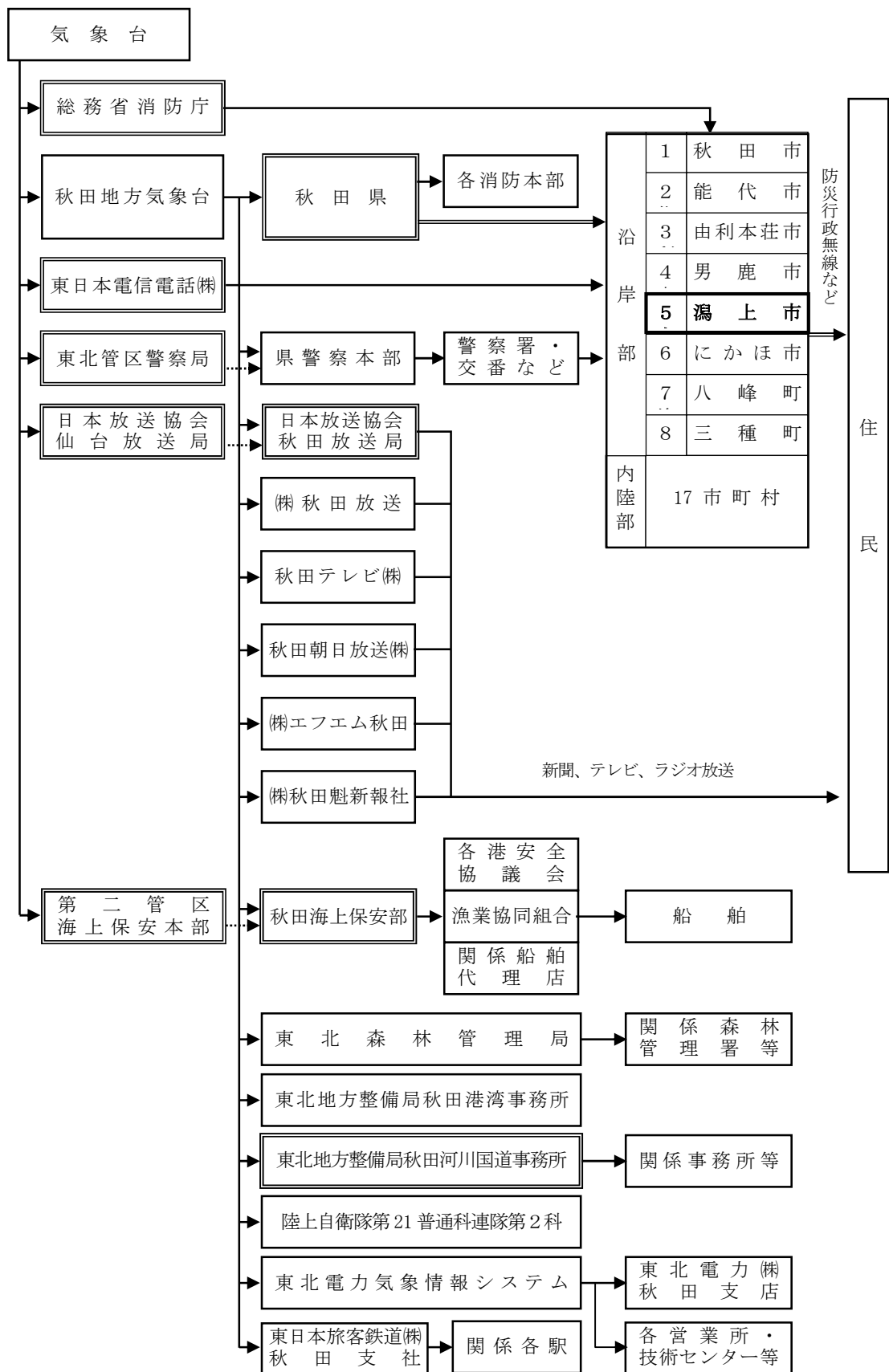
情報の伝達系統は、地震・津波情報の伝達系統図のとおりである。

3 市民への伝達

市は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を次の方法により、市民に伝達する。

- （1）市防災行政無線、サイレン、市防災行政情報メール、広報車
- （2）災害に関する信号（漁船等を含む）
- （3）ラジオ、テレビ等の放送

津波情報伝達図



(注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第2節 津波避難

災害対策本部の 主な実施担当	総務班、市民班、消防班、教育班、福祉班、物資班
防災関係機関等	県、五城目警察署、男鹿地区消防本部、湖東地区消防本部、潟上市消防団

1 避難行動

(1) 津波警報・大津波警報

津波警報・大津波警報が発表された場合は、浸水想定区域内の市民等は、直ちに浸水区域外又は津波緊急避難場所に自力で避難する。

浸水区域外に避難した後、災害状況を入手し安全な経路で避難場所に移動する。

(2) 津波注意報

津波注意報が発表された場合は、浸水想定区域内の市民等は情報に注意し、避難できるように準備を行う。

2 避難情報の発表

市は、津波情報に基づいて、避難の勧告・指示を発表する。避難の区分及び基準は、次のとおりである。

区分	内容	基準
避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、避難行動要支援者の迅速、かつ安全な避難を確保するため、情報を通知する。避難準備情報の通知により、避難行動要支援者は、家族又は介護者等と共に避難を開始する。	○津波予報区の「秋田県」に津波注意報が発表されたとき ○その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難勧告」を尊重することを期待して避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。	○津波予報区の「秋田県」に津波警報が発表されたとき ○その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ「避難勧告」より拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせる行為である。	○津波予報区の「秋田県」に大津波警報が発表されたとき ○その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

なお、避難情報の発表の詳細については、第2編第2章第7節に定めるとおりとする。

3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定の詳細については、第2編第2章第7節に定めるとおりとする。

4 避難誘導

避難は、隣近所で声かけを行って避難することを原則とする。

時間的余裕がある場合は、避難行動要支援者の避難支援は、別に定める「潟上市災害時要配慮者避難支援計画」及び個別支援プランによるものとする。

学校、保育園等、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。

市は、警察署及び消防本部、潟上市消防団と連携して、安全を確保しながら主要交差点等で避難誘導にあたる。

5 避難所の開設・運営

市は、避難勧告・指示を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。

避難所には市職員を派遣し、自治会、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。

避難所の開設・運営の詳細については、第2編第2章第7節に定めるとおりとする。

第 5 編 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害対策本部の 主な実施担当	総務課、企画政策課、産業課、都市建設課、社会福祉課、上下水道課、 教育総務課、長寿社会課、幼児教育課
防災関係機関等	県、東北財務局（秋田財務事務所）、東北農政局、東北森林管理局、東 北地方整備局（秋田河川国道事務所）

1 公共土木施設災害復旧計画

（1）河川災害復旧計画

市及び河川管理者は、各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推進する。

（2）海岸災害復旧計画

県は、被害の原因を調査、究明し、堤防（護岸）の強度と背後施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して速やかに計画を樹立して復旧工事を進捗させる。

（3）砂防災害復旧計画

県は、河川上流部地域の砂防設備について、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事をを行う。

（4）地すべり災害復旧計画

県は、被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事をを行う。

（5）急傾斜地災害復旧計画

県は、既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事をを行う。

（6）道路災害復旧計画

道路管理者は、国や県の協力を得て、被災後、直ちに道路及び橋梁の応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事をを行う。

（7）漁港の災害復旧計画

漁港管理者は、各漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案し、被災した漁港施設の速やかな復旧を図る。なお、漁業活動に支障をきたす被害については応急工事により対策を進め、再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立する。

（8）林地荒廃防止施設災害復旧計画

県は、治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合は、即刻調査を行い、計画的に機能回復のための復旧工事を実施する。

なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

(9) 下水道施設の災害復旧計画

市は、下水道施設が被災した場合、早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案し復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行ったうえで復旧計画を策定し、復旧工事を実施する。

2 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害は、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえから、被災の原因をよく探究し、災害を繰り返さないよう復旧事業の計画を行う。

(2) 林道災害復旧計画

林道復旧対策は、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令において定められたものが、1か所40万円以上の災客を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

市は、社会福祉施設及び児童福祉施設の復旧工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

市及び県は、次の点に留意して学校施設等の復旧計画を策定する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 市立学校の災害復旧については、上記の指導を行うほか、市の要請により県が技術指導を併せて行う。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進する。

5 災害復興計画の策定

市及び県は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合、関係機関と連携して復興計画を策定し、計画的に復興を進める。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、市は、必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進める。この場合、国及び県は、市から要請した場合など必要に応じ、同法に基づく支援等を実施する。

第2節 農林漁業の経営安定

災害対策本部の 主な実施担当	総務課、産業課
防災関係機関等	日本政策金融公庫

1 日本政策金融公庫資金の融資

日本政策金融公庫は、被災農林業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を融資する。

2 天災融資法による災害経営資金の融資

天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

市は、これらの問い合わせに対応する。

第3節 被災中小企業の振興等の経済復興支援

災害対策本部の 主な実施担当	産業課
防災関係機関等	県、秋田県信用保証協会、金融機関、公益財団法人あきた企業活性化センター、秋田県商工会連合会、秋田県商工会議所連合会、秋田県中小企業団体中央会

1 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- (1) 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- (2) 市
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- (5) （公財）あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

2 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関連機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

第4節 被災者の生活支援

災害対策本部の 主な実施担当	市民課、税務課、産業課、都市建設課、社会福祉課、教育総務課
防災関係機関等	県、公共職業安定所（ハローワーク）、住宅金融支援機構、日本郵便株式会社、日本放送協会

1 被災者台帳の作成等

（1）被災者台帳の作成

市は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁での共有を図る。

（2）被災者台帳の利用

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

（3）安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2 罹災証明書等の発行

（1）罹災証明書の発行

市は、家屋の被害調査の結果から罹災台帳を作成し、被災者の罹災証明書発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ発行する。罹災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは罹災証明書を発行する。

（2）被災証明書の発行

市は、災害により居住する住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことを被災者に届出に基づき、被災証明書を発行する。

3 生活相談窓口の設置

市は、被災者のために生活相談窓口を市役所に設置し、被災者支援の各種手続き、相談への対応や、寄せられる要望に対応する。

4 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局、秋田公共職業安定所（ハローワーク秋田）及び県は、職業相談、求人開拓、雇用保険の失業給付等の必要な措置を講ずる。

市は、相談窓口等でこれに協力する。

5 租税等の特別措置

市は、災害によって被害を受けた住民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。県税、国税も同様な措置がとられる。

（1）納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

（2）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

（3）減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

6 住宅等の建設

（1）公営住宅の建設

市及び県は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住宅の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合は、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

（2）住宅金融支援機構融資の斡旋

市及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当する時は、被災者に対し融資が円滑におこなわれるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

（3）公営住宅の修理

市及び県は、被災した公営住宅の修理を行い、住宅の確保を図る。

7 住宅資金の貸付等

住宅金融支援機構等は、住宅資金の貸付制度に基づいて、住宅の復旧等の資金を貸し付ける。

8 災害見舞金等の支給

市及び県は、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

(4) 災害罹災者に対する見舞金

災害により被害を受けた罹災者に対し見舞金を給付する。

9 生活資金等の貸付

(1) 生活福祉資金制度による各種貸付

潟上市社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金

市は、被災した母子家庭及び寡婦に必要な経費を貸し付ける。

10 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。

市は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

11 就学に対する支援等

市及び県等は、被災した就学者に対して次の支援を行う。

(1) 教科書等の無償給与

(2) 小・中学生の就学援助措置

(3) 高等学校授業料減免措置

(4) 奨学金制度の緊急採用

(5) 児童扶養手当等の特別措置

12 その他の生活支援

各公共機関等は、次の支援行う。

- (1) 郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 放送受信料の減免
- (3) 公共料金・使用料等の特別措置

第5節 義援金の受入れ及び配分に関する計画

災害対策本部の 主な実施担当	会計課
防災関係機関等	県、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県市長会、秋田県共同募金会、報道機関

1 義援金受入れの周知

市及び県は、義援金の受入れについて、国の非常災害対策本部並びに報道機関を通じ、次の事項について公表する。

- (1) 受付口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

2 義援金の募集

(1) 義援金募集（配分）委員会

義援金の募集は、原則として、次の団体により構成される義援金募集（配分）委員会を組織して行うものとする。

- ア 市
- イ 秋田県社会福祉協議会
- ウ 報道機関
- エ 秋田県市長会
- オ 秋田県町村会
- カ 秋田県共同募金会
- キ 日本赤十字社秋田県支部
- ク 県

(2) 市

市は、次の対応を行う。

- ア 一般からの受入れ・問い合わせ窓口を開設する。
- イ 一般から受領した義援金は、寄託者へ受領書を発行する。

3 義援金の配分

(1) 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに義援金募集（配分）委員会において協議の上、市に適正に配分される。

(2) 配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分される。

(3) 義援金の配分に関する公表

市及び県は、義援金収納額及びの配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

第6節 激甚災害の指定

災害対策本部の 主な実施担当	総務課
防災関係機関等	県

1 激甚災害の指定促進

(1) 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

(2) 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の樹立に当たっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

2 激甚法による財政援助支援措置

(1) 激甚災害法に基づく主要な適用措置

激甚法に定める財政援助等を受ける事業等は、次のとおりである。

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 河川等災害復旧助成事業 ・ 河川等災害関連事業 ・ 河川等災害特定関連事業 ・ 河川等災害関連特別対策事業 ・ 特定小川災害関連環境再生事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅災害復旧事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ・ 知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症予防施設災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業 ・ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の 助成	・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
	定措置の特例 ・ 森林災害復旧事業に対する補助 ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・ 水防資材費の補助の特例 ・ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、次の措置が選択して適用される。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- エ 森林災害復旧事業に対する補助
- オ 中小企業に関する特別の助成
- カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。